

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年9月27日

【計算期間】 第2期中（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

【発行者名】 住友生命2023基金流動化株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 関口 陽平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 北川 久芳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所

【電話番号】 (03)5219-8777(代表)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

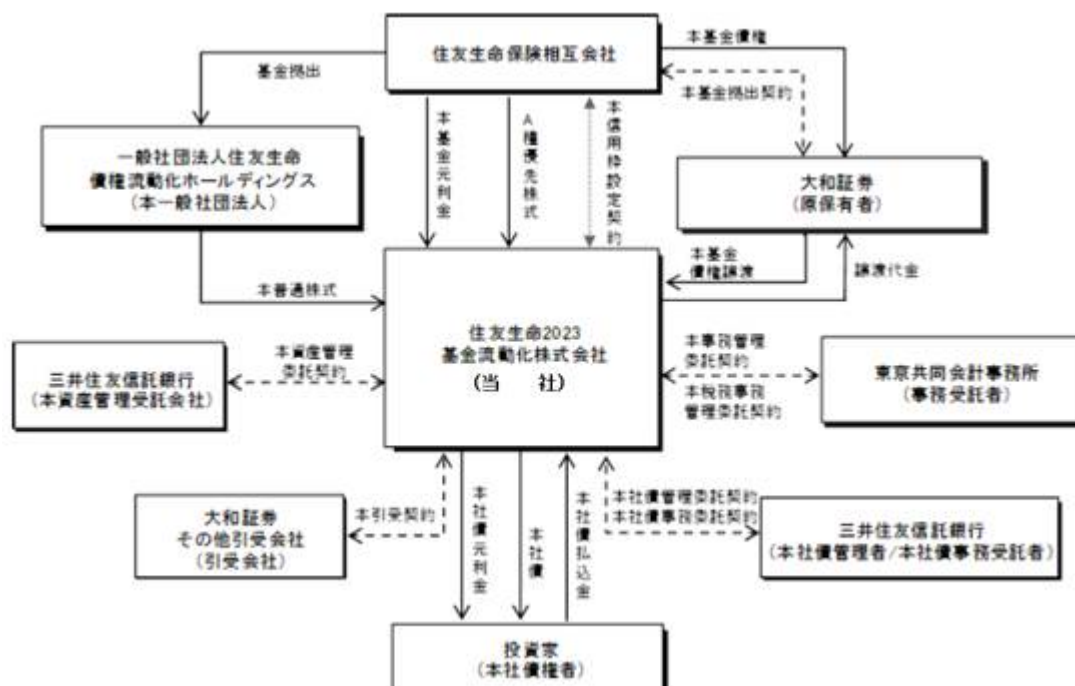
1【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

振替社債

- a 住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債（以下「本社債」といいます。）は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。）の規定の適用を受け、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとし、
- なお、本社債の各社債の金額は金1,000万円とし、発行価額の総額は金500億円です。
- b 社債等振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、無記名式で利札付きに限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の1種とし、記名式への変更はしません。

管理資産の流動化の基本的仕組みの概要等



- a 住友生命2023基金流動化株式会社（以下「当社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円として、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その全ての普通株式は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含み、以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国内で設立された一般社団法人である一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。
- b 当社は、2023年7月11日付で本社債につき、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）からA+の予備格付を取得し、払込期日（2023年8月3日）にR&IからA+の本格付を取得しました。詳細については、後記「本社債に関する信用格付」をご参照下さい。
- c 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2023年7月27日付で大和証券及び住友生命保険相互会社（以下「住友生命」といいます。）の間で締結された基金拠出契約書（その後の変更及び修正を含み、以下「本基金拠出契約」といいます。）に基づき、2023年8月3日付で500億円を、住友生命に対して基金として拠出し、基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関する一切の権利（以下「本基金債権」といいます。）を住友生命に対して取得しました。
- d 当社は、2023年7月27日付で大和証券及び当社の間で締結された基金債権譲渡契約書（その後の変更及び修正を含み、以下「本基金債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2023年8月3日付で原

保有者から本基金債権の譲渡を受けました。当社が原保有者に支払う本基金債権の売買代金は本社債の発行によって調達しました。かかる本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本基金債権の債務者である住友生命の譲渡実行日における確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。

- e 本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、住友生命による本基金債権の利息の支払及び元本の償還は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は、原保有者から譲渡を受けた本基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、S M B C 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、しんきん証券株式会社及び三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社が引受を行いました。
- g 本社債は、一般募集です。
- h 本社債は年1回利息支払を行い、2028年8月8日（以下「最終償還日」といいます。）にその元金を一括して償還します。但し、本基金拋出契約の規定に基づき、(a)本基金最終償還日（以下に定義されます。）が本基金繰延後最終償還日（以下に定義されます。）に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日（以下に定義されます。）まで延長されるものとされます。また、当社が住友生命から本基金債権の元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元金を一括して期限前償還します。
- i 当社は、(a)本社債の発行に先立ってその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した出資発行代り金については、その総額を当社が本社債関連口座として開設した口座に入金した上、153,150,000円については利息支払勘定（以下に定義されます。）において管理し、本社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、出資発行代り金から上記金額を差し引いた残額については費用支払勘定（以下に定義されます。）において管理し、当社の諸費用の支払等のための現金準備として留保し、(b)2023年7月27日付で当社及び住友生命の間で締結された信用枠設定契約証書（その後の変更及び修正を含み、以下「本信用枠設定契約」といいます。）に基づき住友生命から一定範囲で本社債の利息の支払の資金を借り入れる権利を有し、並びに(c)本信用枠設定契約に基づく個別貸付（以下に定義されます。）及び特別貸付（以下に定義されます。）に係る借入金の元利金その他の支払については、当該支払を行うべき日（当日を含みます。）までに支払うべき本社債の元金及び本社債の利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、以て本社債の流動性補完措置とします。
- j 当社は、2023年7月27日付で当社及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」又は「本資産管理受託会社」といいます。）の間で締結された「資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約」（その後の変更及び修正を含みます。）に基づき、本資産管理受託会社に対し、本基金債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本半期報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「アドバイザー契約」とは、当社及び大和証券の間の2023年7月27日付アドバイザー契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「会計監査人」とは、当社の会計監査人を行い、有限責任あずさ監査法人をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「会社法施行規則」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「借入申込可能金額」とは、各個別貸付に関連して当社が本信用枠設定契約に基づき住友生命に対して借入を申し込むことができる最大の金額をいい、以下の算式によって各借入申込日に計算される金額をいいます。

（算式）

$M = A + B - C$ （但し、計算の結果が0を下回った場合のMは0とします。）

M：借入申込可能金額

A：当該借入申込日の直後に到来する本基金利払日において本基金拠出契約に基づき支払われるべき本基金利息について、本信用枠設定契約第5条第1項に基づく住友生命からの通知に記載された当該本基金利払日における本基金利息支払予定額を基準として計算される本基金利息に課される源泉徴収の金額

B：当該本基金利払日の直後に到来する個別貸付予定返済日において本信用枠設定契約に基づき当社が住友生命に対して支払うべき個別貸付の元利金の合計額

C：当該借入申込日の5銀行営業日前の日における当社の利息支払勘定の残高

「借入申込金額」とは、各個別貸付において当社が住友生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込通知書に「借入申込金額」として記載される金額をいいます。

「借入申込通知書」とは、当社が住友生命に対して本信用枠設定契約に基づき個別貸付を受けることを希望する旨通知するために、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、()の記載に従って当社から住友生命に対して交付される書面をいいます。

「借入申込日」とは、各本基金利払日に関連して、当該本基金利払日直後に到来する利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「元金残存期間」とは、下記に掲げるものをいいます。

(a) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{各本社債元金残高に係る残存月数} + \frac{\text{各本社債元金残高に係る残存端日数}}{30}$$

(b) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{各本社債元金残高に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{各本社債元金残高に係る残存端日数}}{365}$$

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、本社債の引受を行う大和証券、S M B C日興証券、みずほ証券、野村證券、しんきん証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券を総称していいます。

「元本残存期間」とは、下記に掲げるものをいいます。

(a) 本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{本基金元本残高に係る残存月数} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{30}$$

(b) 本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{本基金元本残高に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{365}$$

「業務規程等」とは、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則を総称していいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、適用利率により後記「利払日及び利息支払の方法」の記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「現在価値」とは、本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元金残高若しくは本社債将来利息金額の現在価値との意味において、それぞれ本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元金残高若しくは本社債将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

$$(1 + \text{参照レート})^{\text{残存年数}}$$

「原保有者」とは、当初の基金拠出者であり、本基金債権の当初の保有者である大和証券をいいます。

「口座管理機関」とは、業務規程等に定める口座管理機関をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「国債金利情報ページ」とは、財務省ホームページ内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcn.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。

「国債金利を求める期間」とは、元金残存期間又は元本残存期間に対応する期間をいいます。但し、元金残存期間又は元本残存期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債が得られない場合には、(a)元金残存期間又は元本残存期間より短い期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債のうち、最も長い期間を満期とするものの期間及び(b)元金残存期間又は元本残存期間より長い期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債のうち、最も短い期間を満期とするものの期間の2つの期間をいいます。

「個別貸付」とは、各本基金利払日において、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、()記載の条件が全て満たされていることを条件として本信用枠設定契約に基づき住友生命が当社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付に関連して、貸付が実行される日の2銀行営業日前の日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される1年国債金利に0.20%を加えた利率をいいます。但し、かかる加算後の利率が0%を下回った場合の適用利率は0%とします。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付につき、当該個別貸付が行われた本基金利払日の次の本基金利払日の直後に到来する利払日をいいます。但し、本基金最終償還日において実行された個別貸付の元本及び利息に関しては、本基金最終償還日において住友生命が支払った本基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受けた場合における当該還付金について、当該受領日の2週間後の応当日（但し、当該日が銀行営業日以外の日に該当する場合には、その前銀行営業日とします。）をいいます。

「最終償還日」とは、2028年8月8日をいいます。但し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に従い、(a)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更に次の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長されます。

「参照国債」とは、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する国債で、元本残存期間又は元金残存期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として国債金利を求める期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「参照国債金利」とは、以下のレートを行います。

- (a) 本基金組織変更償還価額決定基準日又は本社債組織変更期限前償還価額決定基準日のレートとして本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される国債金利で、市場の慣行として国債金利を求める期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。
- (b) 本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日の東京時間午前10時に、国債金利情報ページに本基金組織変更償還価額決定基準日又は本社債組織変更期限前償還価額決定基準日のレートとしての国債金利が表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合となった場合、当社は本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日に全ての参照国債ディーラーに対し、本基金組織変更償還価額決定基準日又は本社債組織変更期限前償還価額決定基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照国債の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。
 - () 上記により当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第3位未満の端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。）を参照国債金利とします。
 - () 当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第3位未満の端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。）を参照国債金利とします。
 - () 当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の国債金利を参照国債金利とします。

「参照国債ディーラー」とは、当社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。

「参照レート」とは、参照国債金利のうち、元本残存期間又は元金残存期間に対応する期間に係る利率（年率）を行います。元本残存期間又は元金残存期間に対応する期間に係る参照国債金利が得られない場合には、次に掲げる2つの参照国債金利を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。但し、これらに基づき参照レートとすべき利率又は値が零を下回る場合には、参照レートは零とします。

- (a) 元本残存期間又は元金残存期間より短い期間に係る利率（年率）のうち、最も長い期間に係るもの。但し、元本残存期間又は元金残存期間が1年未満の場合、零とします。
- (b) 元本残存期間又は元金残存期間より長い期間に係る利率（年率）のうち、最も短い期間に係るもの。

「残存月数」及び「残存端日数」とは、本基金元本残高及び本基金将来利息金額並びに各本社債元金残高及び各本社債将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

- (a) 本基金元本残高に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から、最終償還日（当日を含みます。）までの毎月における本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（当日を含みます。）までの期間に係る月数とし、本基金元本残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が最終償還日である場合には、本基金元本残高に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、本基金元本残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの実日数とします。

- (b) 各本基金将来利息金額に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から、当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日（当日を含みます。）までの毎月における本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（当日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（当日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日（当日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日である場合には、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日（当日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、当該本基金将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日（当日を含みます。）までの実日数とします。
- (c) 各本社債元金残高に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から、最終償還日（当日を含みます。）までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日（当日を含みます。）までの期間に係る月数とし、各本社債元金残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（当日を含む。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が最終償還日である場合には、各本社債元金残高に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、各本社債元金残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの実日数とします。
- (d) 各本社債将来利息金額に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から、当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（当日を含みます。）までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日（当日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（当日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（当日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日である場合には、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（当日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、当該本社債将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（当日を含みます。）までの実日数とします。

「残存年数」とは、下記の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

「資産関連諸契約」とは、本基金債権譲渡契約、本信用枠設定契約、本資産管理委託契約及び本事務管理委託契約を総称していいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における当該未払残高支払事由に係る本基金利息未払残高支払額相当額である支払金額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、本基金が保険業法及びその他の関連法令における相互会社の基金又はその時点において適用のある規制上の要件において相互会社の基金と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由償還日」とは、本基金拋出日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う資本事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「出資発行代り金」とは、当社が本社債の発行に先立ってその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した発行代り金をいいます。

「償還日」とは、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還される日をいいます。

「譲渡実行日」とは、本基金債権譲渡契約に基づき、本基金債権が原保有者から当社に譲渡された2023年8月3日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「しんきん証券」とは、しんきん証券株式会社又はその承継人をいいます。

「信用枠金額」とは、359,902,500円をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、住友生命に課される法人税の計算において本基金利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由償還日」とは、本基金拋出日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う税制事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「適用利率」とは、後記「利率」において定められる本社債の利率をいいます。

「東京共同会計事務所」とは、株式会社東京共同会計事務所又はその承継人をいいます。

「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務及び本社債に関する当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。

「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に関する債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。

「当社劣後支払条件」とは、下記のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 当社の清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知れている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

- (b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生するものとします。

「当社劣後事由」とは、下記に該当する場合をいいます。

- (a) 当社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「特別貸付」とは、本基金特別支払日において、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、() から までに記載されている条件が全て満たされていることを条件として本信用枠設定契約に基づき住友生命が当社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「特別貸付事由」とは、本基金特別支払日において本基金拠出契約に基づき住友生命が当社に対して支払を行うべき場合において、当社が当該支払に関し税金の源泉徴収又は控除を義務付けられる場合をいいます。

「特別貸付予定返済日」とは、各特別貸付について、関連する本控除額に関する税金の還付金を権限ある政府機関から本控除額の全額について当社が受領した日を含む月の翌月の最終の銀行営業日をいいます。

「特別借入金額」とは、各本基金特別支払日において、本控除額から当該本基金特別支払日の10銀行営業日前の日における当社の利息支払勘定の残高を控除した金額（但し、計算の結果が0を下回った場合の当該金額は0とします。）をいいます。

「特別借入申込通知書」とは、当社が住友生命に対して本契約に基づき特別貸付を受けることを希望する旨通知するために、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、() の記載に従って当社から住友生命に対して交付される書面をいいます。

「特別借入申込日」とは、各本基金特別支払日に関連して、当該本基金特別支払日の10銀行営業日前の日をいいます。

「特別適用利率」とは、各特別貸付に関連して、貸付が実行される日の2銀行営業日前の日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される1年国債金利に0.20%を加えた利率をいいます。但し、かかる加算後の利率が0%を下回った場合の適用利率は0%とします。

「野村證券」とは、野村證券株式会社又はその承継人をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「払込期日」とは、2023年8月3日をいいます。

「費用支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に費用支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、住友生命の各事業年度に関して、住友生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、(c)基金利息の支払額、(d)当該決算期に積み立てることを要する損失てん補準備金の額、(e)基金申込証拠金の科目に計上した額、(f)再評価積立金の科目に計上した額、(g)のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、(h)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、(i)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(j)土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、住友生命の各事業年度に関して、住友生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、(c)基金申込証拠金の科目に計上した額、(d)再評価積立金の科目に計上した額、(e)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、(f)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(g)土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構又はその承継人をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が当社及び本社債管理者に差し入れた2023年7月27日付の誓約書をいいます。

「本格付機関」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「本元本繰延後基金利払日」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本基金債権の概要」、 e「償還の方法及び期限」の記載に従い、本基金最終償還日又はある本基金繰延後最終償還日において本基金元本の償還が次の本基金繰延後最終償還日まで繰り延べられた場合における当該次の本基金繰延後最終償還日である当該繰延後の本基金の利息の各支払日をいいます。

「本基金」とは、本基金拠出契約に基づき、大和証券が拠出した金銭をいいます。

「本基金元本」とは、本基金拠出契約に基づき住友生命が償還するものとされる本基金債権の元本をいいます。

「本基金元本繰延後利率」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、f「利率」但書に定める利率をいいます。

「本基金元本残高」とは、本基金組織変更償還日時点における本基金の未償還の元本残高をいいます。

「本基金元本償還予定額」とは、本基金最終償還日において、本基金拋出契約に基づき住友生命が支払うべき義務を負担し、且つ保険業法その他適用ある法令の規定による制限上支払うことが法律上許される本基金元本の金額をいいます。

「本基金期限前償還」とは、本基金元本の期限前償還をいいます。

「本基金拋出契約」とは、大和証券及び住友生命の間の2023年7月27日付基金拋出契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本基金拋出契約締結日」とは、本基金拋出契約の締結日である2023年7月27日をいいます。

「本基金拋出者」とは、当初においては本基金拋出契約における基金の拋出者である大和証券をいい、本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権及び大和証券が有する本基金拋出契約上の地位が当社に譲渡された後は当社をいいます。

「本基金拋出日」とは、2023年8月3日をいいます。

「本基金繰延後最終償還日」とは、保険業法第55条第2項の制限により償還されずに繰り延べとなった本基金元本についての償還日のことをいい、償還されなかった期日（本基金最終償還日か本基金繰延後最終償還日かを問いません。）を基準として住友生命の次の事業年度の8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金繰延後利息」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に従い、本基金最終償還日又はある本基金繰延後最終償還日において本基金元本の償還が次回の本基金繰延後最終償還日まで繰り延べられて以降、当該次回の本基金繰延後最終償還日である本元本繰延後基金利払日を支払日とし、当該本元本繰延後基金利払日に係る本基金利息計算期間1年分の利息として、当該本基金利息計算期間の初日の未償還元本金額に、本基金元本繰延後利率を乗じて算出された金額をいいます。

「本基金繰延利息支払日」とは、本基金利息の支払が繰り延べられた場合の住友生命の次の事業年度の8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金経過利息」とは、本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日が到来していないため支払われていない本基金本利息又は本基金繰延後利息をいい、その対象となる計算期間について、その1年の日割りをもってこれを計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。但し、本基金利息未払残高を含まないものとします。

「本基金債権」とは、本基金拋出契約に基づき、大和証券が住友生命に対して本基金を拋出することによって発生した基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関する一切の権利を総称していいます。

「本基金債権譲渡契約」とは、大和証券及び当社の間の2023年7月27日付基金債権譲渡契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本基金最終償還日」とは、2028年8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金上位債務」とは、本基金同順位劣後債務及び本基金に関する住友生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる住友生命の債務をいいます。

「本基金将来利息金額」とは、各本基金将来利払日につき、期限前償還がなされず、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」但書及び後記(6)「投資リスク」、「投資に関するリスクの特性」、a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、(f)「住友生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」に記載の制限に服しないと仮定した場合に、当該本基金将来利払日に支払われるべきであった本基金本利息（後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の規定に従い、本基金元本の償還が繰り延べられている場合には本基金繰延後最終償還日に支払われるべきであった本基金繰延後利息）の額をいいます。但し、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が利息計算基準日である場合を除き、本基金組織変更償還日の直後に到来する本基金将来利払日（本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合には、当該本基金利払日）又は本基金繰延後最終償還日に係る本基金将来利息金額は、かかる金額から本基金組織変更償還経過利息の額を控除した額とします。

「本基金将来利払日」とは、本基金組織変更償還日の翌日（当日を含みます。）以降に到来する各本基金利払日（後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の規定に従い、本基金元本の償還が繰り延べられている場合には本基金繰延後最終償還日）をいいます。但し、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合で、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が利息計算基準日以外の日となる場合には、当該本基金利払日を含みます。

「本基金組織変更償還価額決定基準日」とは、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の前月の応当日（前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）をいいます。

「本基金組織変更償還経過利息」とは、本基金組織変更償還経過利息起算日を基準として、以下の算式に従い算出された金額（1円に満たない端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。）をいいます。

期限前償還時点 における本基金× 元本の金額	後記(2)、 に定める利率	本基金組織変更償還経過利息起算日 （当日を含みます。）から本基金組 織変更償還日の3銀行営業日後の日 （当日を含む。）までの実日数
		365

上記にかかわらず、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が8月8日である場合には、本基金組織変更償還経過利息の額は本基金年間利息金額とします。なお、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合、かかる本基金組織変更償還経過利息以外に後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」本文に定める利息は支払われません。

「本基金組織変更償還経過利息起算日」とは、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日をいいます。

「本基金組織変更償還日」とは、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合における、当該組織変更の効力発生日の4銀行営業日前の日をいいます。

「本基金組織変更償還利率決定日」とは、本基金組織変更償還価額決定基準日の翌銀行営業日をいいます。

「本基金同順位劣後債務」とは、全ての住友生命の基金に関する債務及び住友生命の清算手続における支払につき住友生命の基金又は本基金に関する債務と同順位となることが明示された住友生命のその他の債務をいいます。

「本基金特別支払日」とは、本基金最終償還日及び本基金利払日以外において、住友生命が本基金拠出契約に基づき当社に対して支払を行う日をいいます。

「本基金年間利息金額」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」の記載に従い決定される、各本基金利払日及び本元本繰延後基金利払日に支払われるべき利息の金額をいいます。

「本基金本利息」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、f「利率」に記載される（本基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率による利息をいいます。

「本基金利息未払残高」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」本文の記載に従って繰り延べられた利息をいいます。

「本基金利息」とは、本基金拋出契約に基づき住友生命が支払うものとされる本基金債権の利息をいい、本基金本利息、本基金利息未払残高及び本基金繰延後利息の総称をいいます。

「本基金利息計算期間」とは、ある本基金利払日その他の利息の支払日において、当該利息の支払日の直前の利息計算基準日（当日を含みます。）から当該利息の支払日の直後に到来する利息計算基準日（当日を含みます。）までの期間をいいます。

「本基金利息構成項目」とは、本基金本利息、本基金繰延後利息及び本基金利息未払残高のそれぞれをいいます。

「本基金利払日」とは、2024年（当年を含みます。）から2028年（当年を含みます。）までの毎年8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金利息支払予定額」とは、各本基金利払日において、本基金拋出契約の条項に基づき住友生命が支払うべき義務を負担し、且つ保険業法その他適用ある法令の規定による制限上支払うことが法律上許される本基金利息の金額をいいます。

「本基金劣後支払条件」とは、下記に該当する場合をいいます。

- (a) 住友生命の清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は住友生命に知れている債権者に係る全ての本基金上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 住友生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本基金上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (c) 住友生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本基金上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 住友生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本基金上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 住友生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本基金上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本基金の元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「本基金劣後事由」とは、下記のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 住友生命について、清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による本基金劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 住友生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本基金劣後事由（本社債）」とは、本基金劣後事由が発生した場合をいいます。

「本業務委託契約」とは、本一般社団法人及び東京共同会計事務所との2019年6月3日付業務委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）及び2023年7月11日付覚書（その後の変更及び修正を含みます。）を総称していいます。

「本控除額」とは、特別貸付事由が生じた場合に、本基金拋出契約に基づき住友生命が当社に対して行う支払に関し当社が義務付けられている源泉徴収又は控除に係る金額をいいます。

「本資産管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2023年7月27日付資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本資産等」とは、本基金債権譲渡契約に基づいて当社が取得した住友生命に対する本基金債権、その回収金、本社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他当社に帰属すべき資産をいいます。

「本事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所との2023年7月11日付事務管理委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2023年7月27日付住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債管理委託契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設した口座又は本社債管理委託契約に基づき変更された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、
「本基金債権の概要」、j「期限前償還」、(b)から(d)までの記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、
「本基金債権の概要」、j「期限前償還」、(b)から(d)までの記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本基金期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債券」とは、本社債の社債券をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2023年7月27日付住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債事務委託契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債将来利息金額」とは、各本社債将来利払日につき、（期限前償還されなければ）当該本社債将来利払日に支払われるべきであった各本社債の利息の額をいいます。但し、本社債組織変更期限前償還日が利払日である場合を除き、本社債組織変更期限前償還日の直後に到来する本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額は、かかる金額から各本社債に係る経過利息の額を控除した額とします。

「本社債将来利払日」とは、本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）以降、最終償還日（当日を含みます。）までに到来する各利払日をいいます。

「本社債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「本社債税制事由償還日」とは、本基金拠出日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う本社債税制事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本社債組織変更期限前償還価額」とは、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(e)に記載する償還価額をいいます。

「本社債組織変更期限前償還価額決定基準日」とは、本社債組織変更期限前償還日の前月の応当日（前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）をいいます。

「本社債組織変更期限前償還事由」とは、当社が、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、j「期限前償還」、(e)「組織変更に際しての期限前償還」の記載に基づき、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認され、住友生命から本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する旨の書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領することをいいます。

「本社債組織変更期限前償還日」とは、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合における、当該組織変更の効力発生日の前銀行営業日をいいます。

「本社債組織変更期限前償還利率決定日」とは、本社債組織変更期限前償還価額決定基準日の翌銀行営業日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記「利払日及び利息支払の方法」、aの記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本種類の社債」とは、本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいいます。）の社債をいいます。

「本信用枠設定契約」とは、当社及び住友生命の間の2023年7月27日付の信用枠設定契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本信用枠設定契約責任財産」とは、その時々利息支払勘定内の金銭をいいます。

「本信用枠設定契約第5条第1項に基づく住友生命からの通知」とは、本信用枠設定契約第5条第1項に基づき、住友生命が、本信用枠設定契約有効期間中、各本基金利払日に関連して、その直前の7月11日（当該日が銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日とします。）までに、当該本基金利払日における本基金利息支払予定額及び（本基金最終償還日に関しては）本基金元本償還予定額を大要本信用枠設定契約において定められる様式による書面に記載し、これに住友生命の直前に終了した事業年度の監査済貸借対照表及び損益計算書の写し並びに当該本基金利息支払予定額及び本基金

元本償還予定額を支払うことを可能ならしめる住友生命の総代会における決議を証明する書面の写しを添付して、当社に対して行う通知をいいます。

「本信用枠設定契約締結日」とは、2023年7月27日をいいます。

「本信用枠設定契約有効期間」とは、本信用枠設定契約締結日（当日を含みます。）から本社債の元利金が全て完済される日までの期間をいいます。

「本税務事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所との2023年7月11日付税務事務管理委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本責任財産」とは、当社の財産をいいます。

「本引受契約」とは、当社、住友生命及び幹事会社の間の2023年7月27日付住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債引受契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社又はその承継人をいいます。

「三井住友信託銀行」とは、三井住友信託銀行株式会社又はその承継人をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社又はその承継人をいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息計算基準日」とは、2023年8月3日を第1回として、その後毎年8月8日（但し、2023年8月8日を除きます。）をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払日」とは、2024年8月8日を第1回とし、その後毎年8月8日（2024年8月8日を含みます。）をいいます。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本基金劣後事由（本社債）を総称していいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「SMB C日興証券」とは、SMB C日興証券株式会社又はその承継人をいいます。

管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態

a 管理の方法及び管理の形態

管理資産を構成する本基金債権は当社の資産であり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産を構成する本基金債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本基金債権を含む当社の資産につき、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付、譲渡、交換、その他の処分を行うことが禁止されています。本基金債権の利息の支払による回収金は当社の利息支払勘定に、本基金債権の元本の償還による回収金は当社の元金償還勘定において保管され、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)に記載の方法及び順序によってのみ利用することが可能であるとされています。。

b 流動性補完の形態

(a) 普通株式及びA種優先株式の払込金

出資発行代り金のうち、153,150,000円については当社の本社債関連口座内の利息支払勘定において本社債の利息の支払等のための現金準備として、出資発行代り金から当該金額を差し引いた残額については本社債関連口座内の費用支払勘定において当社の諸費用の支払等のための現金準備として、それぞれ留保し、本社債要項において認められた方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において本社債の利息の支払の流動性補完となり得ます。

(b) 本信用枠設定契約

() 当社は、本信用枠設定契約に基づき、各本基金利払日において、以下の条件の全てが満たされている場合にのみ、住友生命から借入申込可能金額を限度として借り入れを行い、その一部又は全部を本社債の利息の支払に利用することができます。かかる借入金にかかる金額の限度において、本社債の利息の支払の流動性補完となり得ます。

当該本基金利払日に関連して、本信用枠設定契約の規定に従い当社が借入申込通知書を住友生命に適式に交付し、これを住友生命が適式に受領していること。

上記における借入申込通知書に記載された借入申込金額が、当該借入申込日における借入申込可能金額を超えていないこと。

上記における借入申込通知書に記載された借入申込金額と当該時点における従前の個別貸付及び特別貸付に係る未返済金額（もしあれば）との合計額が信用枠金額を超えていないこと。

本社債が、有効に発行され、且つ成立していること。

当社が、本信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て住友生命に交付していること。

- イ 本信用枠設定契約締結日前3か月以内に作成された当社の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ロ 本信用枠設定契約締結日前3か月以内に作成された当社の印鑑証明書
- ハ 本信用枠設定契約締結日現在における当社の定款の写し
- ニ 本信用枠設定契約の締結を当社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し

() 当社は、各本基金利払日において個別貸付を希望する場合には、借入申込通知書を当社の登録印鑑を用いて作成し、関連する借入申込日の5銀行営業日前の日において資産管理受託者としての三井住友信託銀行によって作成された当該銀行営業日現在における利息支払勘定の残高を証明する文書を添付して、当該本基金利払日に関連する借入申込日までに、本信用枠設定契約所定の方法により住友生命に交付するものとされています。この場合、当該借入申込通知書に記載する借入申込金額は、当該借入申込日における借入申込可能金額を超えることはできないものとされています。

() 当社は、本社債管理委託契約において、本社債の各利払日の15銀行営業日前の日において本信用枠設定契約に規定する借入申込可能金額が正の値となる場合は、本信用枠設定契約に基づく借入が可能である限り、本信用枠設定契約に基づき、住友生命から前記() の条件を満たした借入申込可能金額の借入を行うものとされています。

() 当社は、住友生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、次の算式により得られた額の金員を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。なお、利息の金額の計算においては、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとされています。

$$\frac{\text{当該個別貸付予定返済日における当該個別貸付の元本金額} \times \text{個別貸付適用利率} \times \text{当該個別貸付が実行された日（当日を含みます。）から当該個別貸付予定返済日（当日を含みません。）までの実日数}}{365}$$

() 当社は、住友生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を一括して返済するものとされています。但し、本基金最終償還日において実行された個別貸付の元本については、当社は、住友生命に対して、本基金最終償還日において住友生命が支払った本基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受けた場合における当該還付金の範囲内で（且つ、一部のみの還付がなされた場

合には当該元本の金額に充つるまで）、当該還付金に関連する個別貸付予定返済日に返済するものとされています。

- () 前記()に基づき個別貸付の利息を支払い、又は前記()に基づき個別貸付の元本を支払う場合、当該支払を行う個別貸付予定返済日において当社の利息支払勘定内の金銭から、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)の記載に従い本信用枠設定契約に基づく個別貸付の元利金の償還又は支払に先んじて支払われるべきものの総額を控除した金額が、当該個別貸付予定返済日において本信用枠設定契約に規定する充当の順序に従った個別貸付の元利金等の金額全額の支払に不足する場合においては、当該個別貸付の元利払の期限は当該不足額に対応する部分について次回の本基金利払日の直後に到来する利払日まで自動的に延長されるものとされています。かかる延長された期間中、当該個別貸付の元本につき個別貸付適用利率による利息を付すものとしますが、当該個別貸付の元利金につき本信用枠設定契約所定の遅延利息は付されないものとされています。
- () 当社による個別貸付及び特別貸付の元利金の支払に関する債務、その他本信用枠設定契約に基づき当社が住友生命に対して負担する債務の履行は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまで、本信用枠設定契約責任財産のみを責任財産として、且つ後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」に規定される支払順序に従ってのみ行われるものとされ、住友生命は本信用枠設定契約責任財産以外の当社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本信用枠設定契約に基づき住友生命が当社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本社債の元利金が全て償還され又は支払われ、且つ当社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、住友生命の当社に対する債権額が本信用枠設定契約責任財産の額を超過するときは、住友生命は当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。
- () 住友生命は、当社の住友生命に対する本信用枠設定契約上の一切の債務につき、期限の利益を喪失させることはできないものとされています。
- () 本信用枠設定契約有効期間中において、税率の変更若しくは新たな種類の源泉税が課されることにより、本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合、源泉税の還付が著しく遅れた場合、又は、本基金拠出契約に基づき本基金元本の償還が繰り延べられた場合には、当社の請求により、信用枠金額は以下の定めに従い増額するものとします。
- イ の場合、源泉徴収が義務づけられる税金についてかかる新たな金額が適用される日（当日を含む。）以降の信用枠金額は、当社の請求により、(I)本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額の増加額に、(II)かかる事態が発生した日（当日を含む。）以降、本基金利払日が到来する回数に乗じた金額分だけ増加するものとし、その後も同様とします。但し、本基金拠出契約に基づき本基金元本の償還が繰り延べられた後に税率の変更若しくは新たな種類の源泉税が課されることにより、本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合、かかる新たな金額が適用される日（当日を含む。）以降の信用枠金額は、本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額の増加額と同額だけ増加するものとし、その後も同様とします。なお、いずれの場合も、本基金利息未払残高がある場合、本基金利息未払残高の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額の増加額と同額だけ更に増加するものとし、その後も同様とします。
- ロ の場合、源泉税の還付が著しく遅れたため、本信用枠設定契約に基づき行われた個別貸付又は特別貸付の元利金の支払のための借入を繰り返した結果信用枠を超える場合、当社の請求により、当該超過金額分だけ信用枠金額が増加するものとします。
- ハ の場合、各繰延につき、当該繰延後の信用枠金額は、当社の請求により、当該繰延の時点における税率及び源泉税の種類に照らして本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額と同額だけ増加するものとします。

() 本信用枠設定契約は、本信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、当社及び住友生命は、本信用枠設定契約有効期間中、理由の如何を問わず、本信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本信用枠設定契約有効期間の終了後も、当社が本信用枠設定契約に関して住友生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に係る限りにおいて、本信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。

() 特別貸付事由が発生した場合、住友生命は、特別借入金額を、当該本基金特別支払日において当社に貸し付け、当社はこれを借り受けるものとされています。

() 特別貸付事由が生じる場合、住友生命は、関連する本基金特別支払日の15銀行営業日前までに、特別貸付事由が生じる旨及び当該特別貸付事由に係る本控除額の金額を、本信用枠設定契約所定の方法により、当社に通知します。当社は、各本基金特別支払日において特別貸付の実行を希望する場合には、特別借入申込通知書を当社の登録印鑑を用いて作成し、関連する本基金特別支払日の10銀行営業日前までに本資産管理受託会社としての三井住友信託銀行によって作成された当該銀行営業日現在における利息支払勘定の残高を証明する文書を添付して、本信用枠設定契約所定の方法により住友生命に交付するものとされています。この場合、当該特別借入申込通知書に記載する借入希望額は、特別貸付事由に係る本控除額とされています。住友生命は、特別借入申込通知書を受領した場合には、関連する本基金特別支払日において、当該特別借入申込通知書に記載されている借入希望額を、関連する本基金利払日において利用可能な資金で、当社の本社債関連口座に送金する方法により、各特別貸付を実行するものとされています。

(x) 当社は、住友生命に対して、各特別貸付について、特別貸付予定返済日において、次の算式により得られた額の金員を、当該特別貸付の利息として支払うものとされています。なお、利息の金額の計算においては、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとされています。

$$\frac{\text{当該特別貸付予定返済日における当該特別貸付の元本金額} \times \text{特別貸付適用利率} \times \text{当該特別貸付が実行された日（当日を含みます。）から当該特別貸付予定返済日（当日を含みません。）までの実日数}}{365}$$

(x) 当社は、住友生命に対して、各特別貸付について、特別貸付予定返済日において、各特別貸付の元本を返済するものとされています。当社は、住友生命の事前の書面による承諾がある場合を除き、各特別貸付の元本を、特別貸付予定返済日より前に返済することはできないものとされています。

(xv) 前記() から までの記載は、各特別貸付について準用するものとされています。

(x) 当社は、後記(x)又は(x)記載の当社の表明及び保証が真実且つ正確でなかったこと、本信用枠設定契約に違反したこと若しくは本信用枠設定契約に基づく当社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、住友生命に生じるあらゆる損害若しくは債務、並びにこれらに関連して住友生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償につき住友生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。但し、ここに規定された補償は、住友生命の故意又は重大な過失に起因する如何なる損害、債務、費用又は経費に関しても適用されないものとされています。

(x) 当社は、本信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社である。

当社は、本信用枠設定契約並びに本信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践した。

当社による本信用枠設定契約の締結及び履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本信用

枠設定契約に基づき住友生命のために負担するものを除く。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。

当社による本信用枠設定契約の締結及び履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みである。

当社に対し、本信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。

当社を当事者とする若しくは当社が拘束される契約につき、本信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる債務不履行が当社による本信用枠設定契約の締結、又は本信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することもない。

本社債管理委託契約は、大要本信用枠設定契約において定められる様式により締結されている。

本社債管理委託契約において当社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実である。

- (x) 当社は、個別貸付が実行される各本基金利払日及び特別貸付が実行される本基金特別支払日において、下記の事実を表明し、保証するものとされています。

当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社である。

当社は、当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付並びに本信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付又は特別貸付に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践した。

当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本信用枠設定契約に基づき住友生命のために負担するものを除く。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。

当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みである。

当社に対し、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。

当社を当事者とする若しくは当社が拘束される契約につき、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することもない。

当社が個別貸付又は特別貸付に基づき借り入れた金銭については、本信用枠設定契約所定の資金用途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しない。

- (x) 当社は、本信用枠設定契約に基づく住友生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。

実務上可能な限り速やかに、但し、如何なる場合においても当社の事業年度の最終日から90日以内に、当社の当該事業年度に関する、当社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書の写しを、住友生命に交付すること。

本信用枠設定契約及び本社債管理委託契約（本社債要項を含む。）を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行すること。

本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる許可、認可、同意及び承諾をこれらを取得すべき時期に取得し、本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる通知及び届出をこれを行うべき時期に行うこと。

当社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守すること。

当社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、遅滞なく住友生命に対してこれを書面で通知すること。

当社の本信用枠設定契約に基づく義務（個別貸付及び特別貸付に基づく元金支払義務を含むがこれに限られない。）の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、直ちに住友生命に対してこれを書面で通知すること。

本社債管理委託契約（本社債要項を含む。）に基づき本社債管理者又は本社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを遅滞なく住友生命に交付すること。

当社は、本基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、且つ、かかる還付により当社が当該時点までに本基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を住友生命に通知すること。また、当社は、各年度の税務申告時において、源泉税の還付を受けることができる権利がある時は、申告を速やかに行い、その権利を放棄しないこと。

借入れ

当社は、本信用枠設定契約に基づき、借入れを行うことを予定しています。

本信用枠設定契約に基づく借入の概要については、前記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

期限前償還

本社債の元金は、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還されることがあります。

期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

利息支払の停止

本社債の利息は、後記「利払日及び利息支払の方法」、e「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限

- a 本社債権者は、当社による本社債に基づく元金支払債務その他の債務の履行は、当社の財産である本責任財産のみを責任財産として、且つ、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。
- b 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から充当した後に、本社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとされています。
- c 本社債権者は、本社債の元金金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその財産について、特別清算開始、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

劣後条件等

- a 劣後特約（当社劣後事由）
当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、当社劣後支払条件が成就した場合にのみ発生します。
- b 劣後特約（本基金劣後事由（本社債））

当社は、本基金劣後事由が発生した場合である本基金劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本基金劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、本基金劣後支払条件が成就した場合にのみ発生します。

c 上位債権者等に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、如何なる意味においても上位債権者及び同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、当社上位債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本基金上位債務を有する全ての者をいい、同順位劣後債権者とは、当社に対し、当社同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本基金同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

d 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、当社劣後支払条件及び本基金劣後支払条件が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還するものとされています。

e 相殺禁止

- (a) 当社について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、当社劣後支払条件が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。
- (b) 本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、本基金劣後支払条件が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本社債に関する信用格付

a 信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元金の（後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(a)に従って延長される前の）最終償還日までの全額償還の安全性について、2023年7月11日付で本社債につき、R&IからA+の予備格付を取得し、払込期日（2023年8月3日）にA+の本格付を取得し、その後2024年2月13日付でAA-に変更されました。なお、2024年8月末日においても当格付に変更がないことを本格付機関のホームページで確認しております。

b 信用格付の前提及び限界に関する説明

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、如何なる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、如何なる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られています。

社債管理者又は社債の管理会社

- a 本社債の社債管理者は、三井住友信託銀行（東京都千代田区丸の内一丁目4番1号）です。本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。本社債管理者がかかる裁判上又は裁判外の行為をなすために要する費用については、全て当社の負担とします。本社債管理者は、本社債の償還額から本社債権者に優先して上記費用の弁済を受けることができます。但し、この規定は、当社の上記費用負担義務に影響を及ぼすものではありません。
- b 本社債管理者は、本社債管理委託契約に従い、本社債要項に定める社債管理者の職務を行っています。
- c 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者のために公平且つ誠実に本社債の管理を行います。
- d 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者に対し善良なる管理者の注意をもって本社債の管理を行います。
- e 本社債管理者は、当社が提出した決議書、証明書、通知書その他の文書又は書類に依拠することができ、これらに依拠して行為し又は行為を留保することが保証されており、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因する如何なる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本社債権者に対し責任を負いません。
- f 本社債管理者は、本社債要項、本社債管理委託契約及び本社債について、本社債管理者により選任された弁護士、会計士その他の専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因する如何なる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本社債権者に対し責任を負いません。
- g 本社債管理者が本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を果たし得ず、法令に従って辞任する場合、又は、裁判所が法令に従って本社債管理者を解任した場合には、当社は法令の規定に従って新たに社債管理者を選任し、会社法第714条第4項に定める場合、その旨を公告し、且つ、知っている社債権者には、各別にこれを通知するものとします。但し、後任の社債管理者が選任されるまで、本社債管理者は、引き続き本社債管理委託契約上の社債管理者の事務を継続して行うものとし、かかる辞任又は解任の効力は生じないものとします。本社債管理者は、本 g に基づく辞任又は解任の場合において、善良なる管理者の注意をもって本 g に定める義務を履行したときは、以後、本社債に関して社債管理者としての一切の責任を負いません。本「（特定）社債管理者又は（特定）社債の管理会社」の記載は、新たに選任された社債管理者についても、同様とします。
- h 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。

振替機関に関する事項

本社債の振替機関は、保管振替機構です。

利率

年0.705%

利払日及び利息支払の方法

- a 本社債利息は、払込期日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、2024年8月8日を第1回の利払日としてその日（当日を含む。）までの分を支払い、その後各利払日に、各々その日（当日を含みます。）までの1年分を支払います。
- b 本社債の利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えないものではありません。
- c 1年に満たない期間につき本社債利息を計算するときは、その1年の日割りをもってこれを計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。また、第1回の利払日に支払うべ

き本社債利息を計算するときは、(a)1円に適用利率を乗じて算出した金額（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）と、(b)上記(a)の金額に、払込期日の翌日（当日を含みます。）から2023年8月8日（当日を含みます。）までの実日数を乗じ、365で除して算出した金額（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）の合計額に、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額を乗じて計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

- d 本社債の償還日以降、当該償還額（本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、(a)()当該償還日において残存する経過利息又は()当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(b)未払残高は、後記 「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。
- e 利息支払の停止
当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。
- f 未払残高の支払
(a)当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本基金利息未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本(a)の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知（かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。）を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日（但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日）に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。
- (b) 未払残高の支払については、本 f「未払残高の支払」の記載のほか、前記 「劣後条件等」 a「劣後特約（当社劣後事由）」及び b「劣後特約（本基金劣後事由（本社債）」）」記載の劣後特約に従います。
- g 本社債利息及び経過利息の支払については、本 「利払日及び利息支払の方法」の記載のほか、前記 「劣後条件等」 a「劣後特約（当社劣後事由）」及び b「劣後特約（本基金劣後事由（本社債）」）」の記載に従います。

償還期限及び償還の方法

- a 償還価額
各本社債の金額100円につき金100円。但し、後記 b「償還の方法及び期限」(d)に基づき期限前償還される場合は同(e)に定める金額によります。
- b 償還の方法及び期限
(a) 本社債の元金は、後記(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還される場合を除き、（以下の記載に従って延長される前の）最終償還日に、その残存総額を、同日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に基づき、()本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び()本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日（当日を含みます。）まで、前記 「利率」に記載の利率による利息が発生するものとし、その後も同様とします。
- (b) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本基金

利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日（利払日）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日）において、当該時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。

- (c) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本基金債権の概要」、 e「償還の方法及び期限」の記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本基金期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日（利払日以外）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日以外）において、当該時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (d) 当社は、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、本社債組織変更期限前償還日に本社債の全部（一部は不可）を本社債組織変更期限前償還価額で当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに期限前償還するものとします。
- (e) 前記(d)の規定により期限前償還する場合における本社債の償還価額は、各本社債につき、各本社債元金残高、又は、次の()及び()の合計額（1,000円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）のいずれか高い方の金額とします。
() 各本社債元金残高の現在価値
() 各本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額の現在価値の合計額
- (f) 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、その日から5銀行営業日以内に、その旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債管理者及び本格付機関に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務上可能な限り、遅滞なく、本社債組織変更期限前償還事由が発生した旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債権者に通知します。
- (g) 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、償還価額決定基準日から5銀行営業日以内に、本社債組織変更期限前償還価額を本社債管理者及び本格付機関に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務上可能な限り、遅滞なく、本社債組織変更期限前償還価額を本社債権者に通知します。
- (h) 前記(a)から(d)までの記載に基づき本社債が償還される償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる経過利息又は本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (i) 本社債の元金の償還については、本 b「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記 「劣後条件等」、 a「劣後特約（当社劣後事由）」及び同 b「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債）」記載の劣後特約に従います。

その他

a 社債権者集会

- (a) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいいます。）の社債（本 a「社債権者集会」において、以下「本種類の社債」といいます。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を後記 c「通知の方法」記載の方法により公告又は通知します。
- (b) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- (c) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的であ

る事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

b 当社の遵守事項

本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- (a) 当社は、本基金債権譲渡契約上の履行すべき一切の義務を履行し、本基金債権譲渡契約の各条項に従います。
- (b) 当社は、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された本基金債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。
- (c) 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (d) 当社は、当社の資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- (e) 当社は、() 本基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は前記(b)記載の業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合（当社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）且つ() 本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (f) 当社は、前記(b)記載の業務及びその附帯業務に必要な資金を調達せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
- (g) 当社は、当社の財産である金銭を本社債管理委託契約の定めに従って支出又は運用します。
- (h) 当社は、資産関連諸契約及びこれに関連する契約に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約を遵守し、それに基づく当社の義務をその条項に従って履行します。
- (i) 当社は、本基金拠出契約に基づく住友生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- (j) 当社は、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更（但し、後記(p)但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び後記(q)但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。）しません。
- (k) 借入申込可能金額又は特別借入金額が正の値となる場合は、当社は、本信用枠設定契約に基づく借入が可能である限り、本信用枠設定契約に基づき、借入申込可能金額又は特別借入金額の借入を行います。
- (l) 前記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、() 第1文に定める場合、当社は、同イからハまでにに基づき信用枠金額の増額を請求します。
- (m) 当社は、当社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達及び当社の定款その他の内部規則を遵守します。

- (n) 当社は、金融商品取引法及びその他の関連法令等に従って官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務（金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますがこれらに限られません。）を適式に行います。
- (o) 当社は、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行いません。
- (p) 当社は、払込期日までに住友生命に対して発行するものを除き、A種優先株式を発行しません。但し、当社は、本社債の元利金の償還若しくは支払又はこれらに関連する費用（本社債の期限前償還の場合を含みますが、これに限られません。）その他当社の事業の運営、維持及び管理に必要な費用を支払うための資金を調達する場合には、随時住友生命及び本一般社団法人に対して、A種優先株式を発行することができます。
- (q) 当社は、本一般社団法人以外の者に対して、普通株式を発行しません。但し、当社は、本一般社団法人に対して、随時普通株式を発行することができます。
- (r) 当社は、子会社（会社法第2条第3号並びに会社法施行規則第3条第1項及び第3項における意味を有します。）を持ちません。
- (s) 当社は、組織変更（会社法第2条第26号における意味を有します。）、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は自己信託の設定を行いません。
- (t) 当社は、株式について配当を行いません。
- (u) 当社は、適用ある法令上提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出し、本基金債権の利息に賦課された源泉税の還付に必要となる措置を実務上可能な限り早期に行います。
- (v) 当社は、自ら又は当社の役員若しくは当社の普通株主をして、当社又はその資産について、本社債に関する当社の債務の弁済が完了してから1年と1日を経過するまでの間、特別清算開始、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめることに同意します。
- (w) 当社は、本社債に関する本社債権者の権利に悪影響を生じさせる本基金拋出契約、本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の変更（法令の改正又は制定に伴い、当該法令の遵守に必要となる変更を除きます。）を行いません。

c 通知の方法

- (a) 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、官報に掲載する方法又は本社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとします。
- (b) 前記(a)の記載にかかわらず、当社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。

d 契約証書等の閲覧及び謄写

本社債要項及び本社債管理委託契約の謄本は、当社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。当社の定款並びに本基金拋出契約及び資産関連諸契約の各契約証書の謄本は、当社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

e 本社債要項の変更

- (a) 本社債要項に定められた事項（但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。）の変更は、法令の定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要します。但し、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(b) 前記(a)の社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとされ、本社債を有する全ての本社債権者に対してその効力を有します。

f 元利金の支払

本社債に関する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、当社は、後記 g「発行代理人及び支払代理人」に定める支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本社債の元利金の支払に係る債務を免責されるものとします。

g 発行代理人及び支払代理人

本社債の業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三井住友信託銀行です。

h 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(2)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

本基金債権の概要

管理資産を構成する資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された住友生命に対する1個の基金債権である本基金債権です。

本基金債権の概要は以下のとおりです。

a 金額
金500億円

b 用途
相互会社における基金

c 実行日
本基金拠出日

d 本基金最終償還日
本基金最終償還日

e 償還の方法及び期限

本基金債権の元本は、本基金最終償還日に一括して償還します。

但し、保険業法第55条第2項の制限内で償還するものとし、同条項の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、ある本基金繰延後最終償還日に関し、保険業法第55条第2項の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、更に次の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、以後同様とします。

f 利率

年0.705%（1年を365日とする年率）

但し、前記 e 但書の規定に従い、本基金最終償還日において本基金元本の償還を繰り延べた場合には、年0.705%（1年を365日とする年率）とします。

g 利息支払の方法及び制限

本基金本利息は、本基金拠出日の翌日（当日を含みます。）から本基金最終償還日（当日を含みます。）までこれを付し、本基金利払日において、各本基金利払日に係る本基金利息計算期間の利息として、(a)2024年の本基金利払日に、（ ）1円に前記 f 「利率」に定める（本基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率を乗じて算出した金額（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）と、（ ）上記（ ）の金額に、本基金拠出日の翌日（当日を含みます。）から2023年8月8日（当日を含みます。）までの実日数を乗じ、365で除して算出した金額（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）の合計額に、本基金の元本金額を乗じて算出される以下に掲げる金額（1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を、(b)2025年以降の各本基金利払日に、本基金の元本金額に対し、前記 f 「利率」に定める（本基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率を乗じて算出される以下に掲げる金額を、住友生命は本基金拠出者に支払うものとし、

2024年の本基金利払日

金357,328,767円

2028年までの各本基金利払日

金352,500,000円

前記 e 「償還の方法及び期限」但書の規定に従い、本基金最終償還日又はある本基金繰延後最終償還日において本基金元本の償還が次の本基金繰延後最終償還日まで繰り延べられた場合、当該次の本基金繰延後最終償還日である本元本繰延後基金利払日を支払日とし、当該本元本繰延後基金利払日に係る本基金利息計算期間1年分の利息として、当該本基金利息計算期間の初日の本基金の元本金額に、前記 f 但書に定める本基金元本繰延後利率を乗じて算出された金額である本基金繰延後利息を支払うものとし、なお、1年に満たない期間を計算期間とする本基金繰延後利息を計算するときは、その1年の日割りをもってこれを計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

また、本基金元本の償還が行われる本基金最終償還日又は本基金繰延後最終償還日が利息の支払日となる場合、上記に従って当該利息の支払日に支払われることとなる、当該利息の支払日に係る本基金利息計算期間に付されるものとして上記に従って算出された金額は、当該利息の支払日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から当該利息の支払日（当日を含みます。）までの期間における利息として支払われるものとします。

但し、住友生命は、本基金利息を保険業法第55条第1項の制限内で支払うものとし、同条項の制限によりその全額が支払われない本基金利息構成項目については、当該本基金利息構成項目の全額について、その支払日は、本基金繰延利息支払日に繰り延べられるものとし、以後同様とします。なお、本基金利息未払残高には、利息を付さないものとします。

h 本基金元本償還場所及び本基金利息支払場所

本基金元本償還場所及び本基金利息支払場所は、本基金拠出者が指定する場所とします。

i 期限の利益喪失の禁止

本基金拠出者は、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

j 期限前償還

- (a) 住友生命は、後記(b)「資本事由による償還」から(e)「組織変更の際の期限前償還」までに記載する場合を除き、本基金元本の全部又は一部を本基金最終償還日（上記オ但書の記載に従い、本基金元本の償還が繰り延べられている場合には本基金繰延後最終償還日）前において償還することはできません。但し、住友生命による期限前償還の申出に対し、本基金拠出者が同意した場合は、この限りではありません。

(b) 資本事由による償還

本基金拠出日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日である資本事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、() 資本事由償還日が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日である場合、資本事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は 資本事由償還日が本基金利払日に該当する場合の本基金本利息及び()本基金利息未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(c) 税制事由による償還

本基金拠出日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日である税制事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、税制事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、() 税制事由償還日が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日である場合、税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から税制事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は 税制事由償還日が本基金利払日に該当する場合の本基金本利息及び()本基金利息未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(d) 本社債税制事由による償還

本基金拠出日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日である本社債税制事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本社債税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債税制事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、() 本社債税制事由償還日が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日である場合、本社債税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本社債税制事由弁済日の3

銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は 本社債税制事由償還日が本基金利払日に該当する場合の本基金本利息及び（ ）本基金利息未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(e) 組織変更に際しての期限前償還

住友生命は、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができます。

(f) 前記(e)「組織変更に際しての期限前償還」の記載に従って住友生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、前記 g「利息支払及び方法」の記載にかかわらず、本基金元本の償還に加えて、以下の金員を本基金拠出者に対して支払うものとします。

() 本基金組織変更償還経過利息

本基金組織変更償還経過利息は、本基金組織変更償還経過利息起算日（当日を含みます。）から本基金組織変更償還日（当日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息として支払われるものとします。但し、 本基金利払日が本基金組織変更償還日となる場合には、本基金組織変更償還日に支払われる本基金組織変更償還経過利息が当該本基金利払日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本基金組織変更償還日（当日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとし、 本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日の翌日（当日を含みます。）から当該本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日の直後の利息計算基準日（当日を含みます。）までのいずれかの日が本基金組織変更償還日となる場合には、前記 g「利息支払及び方法」の本基金利息計算期間の記載にかかわらず、当該本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日において支払われる本基金年間利息金額及び本基金組織変更償還日に支払われる本基金組織変更償還経過利息の金額の合計額が、当該本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含む。）から本基金組織変更償還日（当日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとします。

() 違約金

() 本基金利息未払残高（もしあれば）

(g) 前記(f)()の記載により支払われる違約金の額は、次の()及び()の合計額（1,000円に満たない端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。）が本基金元本残高を超過する場合における当該超過額とします。次の()及び()の合計額が本基金元本残高以下の場合には違約金の額は0円とします。

() 本基金元本残高の現在価値

() 各本基金将来利払日に係る本基金将来利息金額の現在価値の合計額

(h) 前記(e)「組織変更に際しての期限前償還」の記載に従って住友生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、本基金拠出者は、本基金組織変更償還価額決定基準日から5銀行営業日以内に、前記(g)()及び()の金額を住友生命に対して通知するものとします。

k 劣後条件等

(a) 劣後特約

前記 e 又は j に規定する場合を除く本基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとします。また、住友生命は、本基金劣後事由の発生後速やかに、本基金拠出者に対して、本基金劣後事由が発生した事実を通知します。本基金劣後事由が発生し、継続している期間中、本基金元本に関する一切の請求権は、本基金劣後支払条件が成就した場合にのみ発生します。

(b) 本基金上位債権者に対する不利益変更の禁止

本基金拠出契約の各条項は、如何なる意味においても本基金上位債権者及び本基金同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、本基金上位債権者とは、住友生命に対し、本基金上位債務に係る債権を有する全ての者をいい、本基金同順位

劣後債権者とは、住友生命に対し、本基金同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(c) 劣後特約に反する支払の禁止

本基金劣後事由が発生後、本基金劣後支払条件が成就していないにもかかわらず、本基金の元利金の全部又は一部が本基金拠出者に支払われた場合には、その支払は無効とし、本基金拠出者は受領した元利金を直ちに住友生命に返還します。

(d) 相殺の禁止

住友生命について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、本基金劣後支払条件が成就されない限りは、本基金拠出者は、住友生命に対して負う債務と本基金に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

1 事実の表明及び保証

本基金拠出契約において、住友生命は本基金拠出者に対し、本基金拠出契約締結日及び本基金拠出日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により本基金拠出者の被った全ての損害、損失及び費用について住友生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(a) 住友生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社である。

(b) 住友生命は、本基金拠出契約並びに本基金拠出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続（保険業法第60条に定める総代会の決議を含むが、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除く。）を履践した。

(c) 住友生命による本基金拠出契約の締結及び履行は、保険業法その他住友生命に適用がある法令、規則、通達、住友生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は住友生命を当事者とする若しくは住友生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、住友生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本基金拠出契約に基づき本基金拠出者のために負担するものを除く。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。

(d) 住友生命による本基金拠出契約の締結及び履行に際して、住友生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み且つ有効（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除く。）である。

(e) 本基金拠出契約の締結及び履行に先立ち、住友生命から本基金拠出者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における住友生命の財産及び損益の状況を適切且つ正確に反映したものである。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、住友生命の本基金拠出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て本基金拠出者に対して書面で開示されている。

(f) 住友生命に対し、本基金拠出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本基金拠出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。

(g) 本基金拠出契約に基づき、住友生命から本基金拠出者に対し提供された情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実且つ正確であり、住友生命は本基金拠出者にとり重要と思われる情報を削除又は省略していない。また、当該情報は、本基金拠出日までに拠出され残存する全ての基金の年限及び金額が含まれている。

(h) 住友生命を当事者とする又は住友生命が拘束される契約につき、本基金拠出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若

しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由（これらの事由には、（ ）支払の停止、特別清算手続開始、破産手続開始、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあったこと、（ ）保険業免許取消の処分を受け、又は解散したこと、（ ）保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、且つ、債務超過であることが判明したこと、（ ）保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、（ ）保険業法第267条第1項に基づき、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含むが、これらに限られない。）は発生、継続しておらず、かかる事由は住友生命による本基金拋出契約の締結、又は本基金拋出契約に基づく債務の履行の結果発生することもない。

- (i) 住友生命は、本基金拋出契約締結日又は本基金拋出日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本基金拋出契約以外に締結していない。

m 支払及び償還の順序

住友生命は、本基金につき、以下の順序で本基金利息の支払又は本基金元本の償還を行うものとします。

- (a) 本基金利息未払残高（複数の本基金利息計算期間に係る本基金利息未払残高がある場合は、その本基金利息計算期間の到来順）
- (b) 本基金本利息又は本基金繰延後利息
- (c) 本基金元本の償還

本基金債権の住友生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本基金債権譲渡契約においては、本基金債権が一定の属性を有することは求められておらず、本基金債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、大和証券による買戻し等）は定められていません。

管理資産の管理

a 概要

管理資産を構成する本基金債権は、本基金拋出契約に基づき原保有者である大和証券が住友生命に対して基金の拋出を行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の譲渡に際して、自らが、その保有している本基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、当社に対して、本基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本基金債権の債務者である住友生命は、本基金拋出契約において、本基金拋出契約締結日付及び本基金拋出日付で、本基金拋出者に対し、前記「本基金債権の概要」、1「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しており、本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の当社への譲渡に対する承諾を行うに際し、本基金拋出契約において原保有者に対して行った事実表明は、それが為された時点において全て真実且つ正確であり、且つ本基金債権譲渡契約の締結日及び本基金債権の譲渡実行日においても真実且つ正確であること及び本基金債権の譲渡は、住友生命に適用される法令により禁止されていない旨を原保有者及び当社に表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記3「発行者及び関係法人情報」、(1)「発行者の状況」をご参照下さい。なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと並びに資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

住友生命による本基金利息の支払は各本基金利払日に、本基金元本の償還は本基金最終償還日に当社に対して直接行われます。本社債要項においては、本基金利息の支払による回収金は当社の利息支払勘定において、本基金元本の償還による回収金は当社の元金償還勘定において、それぞれ管理するものとされています。

当社は、本資産管理委託契約に基づき、本資産管理受託会社に対し、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

b 回収金の処理の方法

(a) 本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、当社の本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、()費用支払勘定、()利息支払勘定及び()元金償還勘定に区分して管理するものとされています。

(b) 本社債管理委託契約において、当社は、保有する金銭を後記(c)()から()までに定める方法に基づき本社債関連口座内においてのみ保管するものとされています。但し、本社債関連口座を開設している金融機関の格付が本格付機関による格付において、下記口座変更基準に定める格下げが公表された場合には、当社は当該格下げが公表されてから可能な限り速やか（遅くとも14銀行営業日以内）に、本格付機関の格付において下記の基準を上回る金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に対する書面による通知の上、移転するものとし、以後も同様とします。なお、当社は、本格付機関の格付において下記の基準を上回る格付を取得している金融機関への本社債関連口座の移転については、本社債管理者に対する書面による通知の上、いつでも行うことができます。

口座変更基準

株式会社格付投資情報センター

短期格付（又はこれと同等とみなされる発行体格付）がa-1（又はこれと同順位の格付）未満となった場合

(c) 本社債管理委託契約において、当社は、下記の()から()までに定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。

()当社は、本基金拠出契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本基金債権の利息（本基金利息未払残高を含む。）として受領した金銭、住友生命が支払った本基金債権に係る利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受領した場合における当該還付金、及び本信用枠設定契約に基づく住友生命からの借入金については、本社債関連口座に入金した上、利息支払勘定において管理し、本基金拠出契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本基金の元本として受領した金銭については、本社債関連口座に入金した上、元金償還勘定において管理します。出資発行代り金については、その総額を本社債関連口座に入金した上、153,150,000円については利息支払勘定において、出資発行代り金から当該金額を差し引いた残額については費用支払勘定においてそれぞれ管理します。当社が本社債の発行によって受領した社債発行代り金については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。また、上記以外に当社が金銭を受領した場合における当該金銭については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。

()本社債の元金を償還すべき日又は利息を支払うべき日において、下記の順序及び方法に従い、費用並びに本社債の元金及び利息等の支払を行うものとします。但し、本社債の元金及び利息の支払に関しては前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「利払日及び利息支払の方法」及び同「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」の規定に従います。

本社債の元金を償還すべき日に該当しない本社債の利息を支払うべき日（利息支払勘定からの支払及び留保）

イ 本社債の利息及び未払残高の支払

ロ 本信用枠設定契約に基づく個別貸付に係る借入金の元利金その他の支払。支払順序は、まず利息を、当該利息を発生させる元本の借入時期の早い順に支払い、次に元本を、当該元本の借入時期の早い順に支払います。

ハ かかる支払を行った後の残余について、全て利息支払勘定での留保

本社債の元金を償還すべき日（前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」の規定に従い期限前償還される場合を含みます。）（利息支払勘定及び元金償還勘定からの支払及び振替）

イ 本社債の利息、未払残高及び元金の支払

ロ 本信用枠設定契約に基づく個別貸付に係る借入金の元利金その他の支払。支払順序は、まず利息を、当該利息を発生させる元本の借入時期の早い順に支払い、次に元本を、当該元本の借入時期の早い順に支払います。

ハ かかる支払を行った後の残余について、全て費用支払勘定への振替

- () 本信用枠設定契約に基づく個別貸付及び特別貸付に係る借入金の元利金その他の支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、利息支払勘定から行うことができます。但し、本社債の利息を支払うべき日に支払時期が到来する個別貸付に係る支払については前記()に従います。また、本()については、当該支払を行うべき日（当日を含みます。）までに支払うべき本社債の元金及び本社債利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとします。

- () 下記の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、費用支払勘定から行うことができます。

当社に対し、日本国又はその地方公共団体若しくはその下部行政機関により課される公租公課の支払。

諸費用の支払。本()において「諸費用」とは、以下に掲げる費用をいいます。

- イ 社債管理者に対して、本社債管理委託契約に基づき支払う社債管理手数料並びに損害、債務及び費用
- ロ 資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき支払う報酬、立替費用及び損害等の補償
- ハ 当社が当社の会計監査人に対して支払う報酬及び費用
- ニ 本格付機関に対して支払う本社債に関する格付手数料
- ホ 支払代理人である三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う元金償還手数料及び利息支払手数料
- ヘ 事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬
- ト 税務事務管理受託者である東京共同会計事務所に対して、本税務事務管理委託契約に基づき支払う報酬

前記()以外に当社の運営及び管理に必要な費用の支払。

- (v) 前記()から()までの規定にかかわらず、当社は、払込期日に（但し、下記()から()までについては、請求のあり次第速やかに）以下の支払を費用支払勘定より行うものとします。

払込期日までに支払期限の到来した公租公課

幹事会社に対して、本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用

三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う事務委託手数料及び本資産管理委託契約に基づき支払う報酬

本社債の発行に関し保管振替機構に対して支払う手数料

大和証券に対して、アドバイザー契約に基づき支払うアドバイザー手数料（以下「本アドバイザー報酬」といいます。）

事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬

その他本社債の発行に関連して必要となる費用（当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますが、これらに限られません。）

本基金債権譲渡契約第2条第1項に基づき当社から大和証券に対して支払う本基金債権の売買代金

- () 本社債権者は、本(c)に従って本社債権者以外の者に支払われた金額について、その後に来る本社債の元金を償還すべき日又は本社債の利息を支払うべき日における当社の財産の不足を理由としてその返還を求める権利を有しないものとします。

- c 本社債の元金の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、後記(6)「投資リスク」、a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

管理報酬等

管理資産から支払われる報酬及び手数料としては以下のものがあり、前記()「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)の記載に従い支払います。

- a 当初支払手数料として、幹事会社に対する引受手数料、三井住友信託銀行に対する社債事務委託手数料及び資産管理委託手数料、本社債の振替機関である保管振替機構に対する手数料、大和証券に対する本アドバイザー報酬、東京共同会計事務所に対する本事務管理委託契約に基づく報酬、本社債の発行に関連して必要となる費用（当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士

費用、本格付機関に対する格付手数料等を含みますがこれらに限られません。）及びその他当社を維持するために必要となる費用を当社は支払い、その合計は約224百万円でした。

b 期中費用として、以下の費用を当社は支払います。

- (a) 支払代理人である三井住友信託銀行を通じて、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、()元金償還手数料として、当該本社債の元金（期限前償還する場合には、償還価額の総額）の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、()利息支払手数料として、当該本社債の元金（期限前償還日における利金支払の場合には、当該期限前償還前の残存元金）の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。当社は、()元金償還手数料を本社債の償還日（期限前償還事由が生じた場合には、期限前償還日）の前銀行営業日までに、()利息支払手数料を本社債の利払日の前銀行営業日までに、それぞれ支払代理人である三井住友信託銀行に交付します。
- (b) 本社債管理者である三井住友信託銀行に対して、毎月の社債管理手数料を、各々その前月末における本社債の未償還元金残高100円につき0.5銭の料率（年率）で月割により計算し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、毎年3月及び9月の末日（銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）に支払います。但し、払込期日が属する月については、払込期日の翌日から当該月末日までの手数料を発行額に対して日割で計算し、また本社債の償還日に本社債が全額償還される場合、償還日が属する月については、当該月初日から償還日までの手数料を前月末における本社債の未償還元金残高に対して日割で計算します。この場合の日割計算は、年365日の方法によります。
- (c) 本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、アップフロントの委託報酬として500万円（消費税及び地方消費税相当額は別途）を2023年8月3日に支払い、また、期中委託報酬として80万円（消費税及び地方消費税相当額は別途）を、2023年8月3日を初回の支払期日とし、その後は2024年8月8日以降毎年8月8日（銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）を支払期日として、支払期日の翌日からの1年分（2023年8月3日の支払いについては、2023年8月3日から2024年8月8日までの期間分）として前払で支払うものとされています。但し、()本資産管理委託契約が終了する日（当日を含みます。）以降に到来する支払期日においては期中委託報酬を支払わないものとし、()支払期日以外の日において本資産管理委託契約が終了した場合には、その直前の支払期日に支払った期中委託報酬額から、当該支払期日の翌日から本資産管理委託契約が終了した日までについて1年365日の日割で計算した額（1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を控除した金額を、当社の請求に基づき、当社の指定する日までに払い戻すものとされています。また、本資産管理委託契約の契約期間が延長される場合の当該延長期間における委託報酬額については、当社及び本資産管理受託会社が別途合意するものとされています。上記各委託報酬を支払うべき日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日にその支払を繰り上げるものとされており、かかる繰上げは委託報酬の計算に影響を及ぼさないものとされています。
- (d) 前記以外の主な期中費用として、本格付機関に対する格付手数料、当社の会計監査人に対する報酬及び東京共同会計事務所に対する報酬その他当社を維持するために必要となる費用を当社は支払うものとし、その合計は年間約10百万円です。

その他

当社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければなりません。

当社は、本社債管理委託契約において、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更（但し、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「その他」、b「当社の遵守事項」、(j)但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び同(j)但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。）しないことを約束しています。

本基金債権譲渡契約を変更する場合には、事前に本格付機関にその旨を書面で通知することとしています。本社債管理委託契約を変更する場合には、当社は事前にその旨を本格付機関に報告します。本資産管理委託契約は、a本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合又はb前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「その他」、b「当社の遵守事項」、(v)に基づき許容されうる場合を除き、変更・修正できないものとされています。本資産管理委託契約を変更す

る場合には、当社は事前にその旨を本格付機関に報告します。本社債管理委託契約を変更した場合、変更後の契約に係る証書の謄本を当社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。また、当社の定款又は資産関連諸契約若しくは本基金拋出契約を変更した場合、変更後の定款又は契約に係る証書の謄本を当社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(3) 【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2023年12月	50,144,472千円	- 千円	- %
2024年6月	50,319,765千円	- 千円	- %

総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金等合計額をいいます。

(4) 【収益状況の推移】

	当中間会計期間 自2024年 1月 1日 至2024年 6月30日
収益	
金融収益	175,293千円
費用	203,712千円
期末残高	
元本金額の期末残高	50,000,000千円
元本金額の期末残高に占める収益額の比率	0.35%
元本金額の期末残高に占める費用額の比率	0.41%

(5) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

(6)【投資リスク】

投資に関するリスクの特性

当社は、本基金債権を裏付けとして本社債を発行しました。本社債の元金金の支払は、当社が取得した本基金債権の元金金を支払原資として行われますが、住友生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元金金支払の前提となっている本基金債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元金や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本基金債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本基金債権の価値の下落、その他、以下 a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事由により、投資家は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、以下 a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

上記及び以下 a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される将来に関する事項は本半期報告書提出日現在において判断したものです。

a 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得した本基金債権の他には、特段の資産を有しません。普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元金金の支払に充当されることはなく、且つ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。

従って、本社債の利息の支払は住友生命が支払う本基金利息の支払金によって行われ、本社債の元金の償還は住友生命が支払う本基金元本の償還金によって行われることとなりますが、本基金債権の債務者である住友生命による債務の履行につき、他の如何なる第三者も保証を行っているものではありません。このため、本社債の元金の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況如何によつては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

また、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」に記載されるとおり、住友生命は当社との間で本信用枠設定契約を締結し、一定の条件のもとで本社債の利息支払のための資金を貸し付けるものとされています。しかし、後記(g)「本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるように、この貸付についてもその時々住友生命の信用状況如何によつては、本信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があります。

このように本社債の元金の償還及び利息の支払は専ら住友生命の信用力に依存しており、その時々住友生命の信用力によつては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

これらのリスク要因については、住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本社債の元金の償還に関するリスク

() 本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元金は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還される場合を除き、(以下の記載に従って延長される前の)最終償還日である2028年8月8日に、その残存総額を、同日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還することが予定されています。但し、本基金拠出契約に基づき、本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び 本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本基金拠出契約上、本基金元本は、保険業法の制限内で、本基金最終償還日に一括して償還されるものとされています。本基金最終償還日に保険業法の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金の全額についての償還は、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとされています。ある本基金繰延後最終償還日に関し、保険業法の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、更に次の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、以後同様とされています。

以上から、本基金最終償還日において保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合には、保険業法の制限内で本基金元本の全額が償還できる最初の本基金繰延後最終償還日まで本基金元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元金の償還も行われなないこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に起因するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

() 当社及び本社債権者が、それぞれ本基金及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本基金には期限の利益喪失に関する特約が付されず、本基金が期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本基金元本の償還若しくは本基金利息の支払が行われなかった場合、住友生命が本基金に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本基金について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本基金元本の償還は行われません。その結果、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元金の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元金の償還は行われません。

かかるリスク要因については、本基金及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

() 本社債の元金の期限前償還に関するリスク

当社は、本基金拠出契約に基づき本基金元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を期限前償還するものとされています。

そして、本基金拠出契約上、資本事由、税制事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、残存する本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。なお、かかる場合における期限前償還については、償還価額の変更は行われません。

更に、本基金拠出契約上、住友生命は、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金組織変更償還日に、本社債組織変更期限前償還価額を償還価額として、本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。

以上から、本基金拠出契約に従い住友生命が本基金元本の期限前償還を行った場合には、本社債の元金の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。それに対する補償は当社及び住友生命を含む如何なる当事者も行いません。なお、本基金拠出契約に従った住友生命による本基金元本の期限前償還はいずれも住友生命の権利であり、住友生命に期限前償還を義務付けるものではなく、住友生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び住友生命に対して本基金元本の期限前償還を求める権利を有していません。

かかるリスク要因については、本基金及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(c) 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、住友生命による本基金債権の利息の支払及び元本の償還状況、住友生命による本信用枠設定契約に基づく貸付の実行状況並びに住友生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利息支払資金が不足する可能性があります。当社は、各利払日の直前の本基金利払日において、本基金拠出契約に基づき、本基金の利息の支払の繰延べが行われる旨の通知を受領した場合、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。

そして、本基金拠出契約上、住友生命は、本基金利息を保険業法の制限内で支払うものとし、当該制限によりその全額が支払われない本基金利息構成項目については、当該本基金利息構成項目の全額について、その支払日は、本基金繰延利息支払日に繰り延べられるものとし、以後同様とするものとされています。

以上から、保険業法の制限により本基金利息構成項目の全額が支払われない場合には、保険業法の制限内で当該本基金利息構成項目の全額について支払いができる最初の本基金繰延利息支払日までその支払が繰り延べられ、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本基金利息の支払の繰延に係る金額である本基金利息未払残高が住友生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、本基金利息未払残高の支払は、保険業法の制限内で繰り延べられた本基金利息構成項目の全額の支払が可能であることが条件とされています。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため当社による特段の対応は図られていません。

(d) 本社債が上位債権に劣後するリスク

当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、当社劣後支払条件が成就した場合にのみ発生し、更に、本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、本基金劣後支払条件が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。また、会社更生法上は、株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項により、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、（ ）更生担保権、（ ）一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、（ ）（ ）及び（ ）に掲げるもの以外の）更生債権、（ ）約定劣後更生債権、（ ）残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、（ ）（ ）に掲げるもの以外の）株式の順序となります。

従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されている訳ではありません。

もっとも、上記の会社更生法等の規定は、上記の契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法及び民事再生法等に基づく法制度並びに当社の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(e) 本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク

前記(a)「元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク」に記載のとおり、当社は、通常の実業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得した本基金債権の他には、特段の資産を有しません。また、本基金債権の債務者である住友生命による債務の履行につき、他の如何なる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本社の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に直接影響されることとなりますが、本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

() 本基金利息の支払に関する保険業法上の制限

住友生命の各事業年度における本基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ（保険業法第55条第1項）、且つ、本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が住友生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、住友生命は、本基金拠出契約において本基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本基金拠出契約上住友生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満たない場合や本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が住友生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において住友生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、当社も住友生命によって支払われない本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部の支払を住友生命に強制することができないと考えられています。なお、住友生命の総代会は、本基金拠出契約に基づく本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本基金拠出契約上住友生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満つる場合であったとしても、住友生命の総代会において本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。

() 本基金元本の償還に関する保険業法上の制限

住友生命の各事業年度における本基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています（保険業法第55条第2項）。更に、住友生命が各事業年度において本基金元本の償還を行う場合には、原則として、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき住友生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本基金元本の償還を行う場合においては、当該基金償却準備金の取り崩しに関する議案が住友生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと考えられています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本基金元本の償還を行う場合には、住友生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています（保険業法第56条）。

住友生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が本基金拠出契約上住友生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満たない場合には、住友生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金元本の全部又は一部を償還することができず、また当社も住友生命によって償還されない本基金債権の本金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を住友生命に強制することができないと考えられています。また、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき住友生命の総代会による承認決議を得られない場合には、住友生命は当社に対して本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、当社も住友生命によって支払われない本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を住友生命に強制することができないと考えられています。なお、住友生命の総代会は、本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が本基金拠出契約上住友生命が償還すべきとされる本

基金元本の金額に満つる場合であったとしても、住友生命の総代会において本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。但し、住友生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、住友生命の総代会における剰余金の処分に関する議案の承認決議や住友生命の取締役会による取り崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、当社は本基金拠出契約に基づき住友生命が償還すべきとされる本基金元本の償還を住友生命に対し請求することができるものと考えられています。

また、住友生命が償還する本基金元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積立てを行えない場合には、かかる本基金元本の償還を行うことができません。

前記（ ）「本基金利息の支払に関する保険業法上の制限」及び本（ ）「本基金元本の償還に関する保険業法上の制限」に記載するように、本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。本基金拠出契約によれば、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払を行うことができない場合、本基金元本の償還又は本基金利息の支払は、本基金繰延後最終償還日又は本基金繰延利息支払日に繰り延べられます。これらの条件及び制限の結果、本社債について元金の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。

（ ）住友生命の解散時又は破産手続、更生手続若しくは再生手続の開始時における本基金債権の支払に関する制限

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻をする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻はその他の相互会社の債務の弁済に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの主張も行われています。

また、本基金拠出契約上、清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、上記清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権若しくは住友生命に知れている債権者に係る全ての本基金上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、若しくはその他の方法で全額の満足を受けた場合、上記破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本基金上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、若しくはその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合、上記更生手続若しくは再生手続において、更生計画認可若しくは再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画若しくは再生計画に記載された全ての本基金上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、若しくはその他の方法で全額の満足を受けた場合、又は上記日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記 から までに準じて本基金上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合（但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本基金の元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生するものとします。）にのみ、本基金元本に関する一切の請求権が発生するものとされています。なお、更生特例法上、相互会社について更生手続が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、更生担保権、一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、（ 、 及び に掲げるもの以外の）更生債権、約定劣後更生債権、基金に係る更生債権、社員権の順序となります。

一方、相互会社について破産手続又は再生手続が開始された場合については、更生手続の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられておりません。

但し、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社

について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

このように、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、住友生命が相互会社として解散し、又は破産手続開始決定、更生手続開始決定若しくは再生手続開始決定を受けた場合においては、かかる規定の適用又は準用を受け、当社が本基金債権の元利金の支払につき住友生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金の償還及び支払をなしえなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、住友生命が本基金債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、更生特例法及び民事再生法等に基づく法制度並びに住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(f) 住友生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

住友生命は本基金債権の他には基金の拠出を受けていませんが、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

住友生命は、本基金拠出契約において、本基金元本の償還とその他の基金の元本の償還を同一の事業年度において行う場合については、保険業法の制限により本基金元本及びその他の基金の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、また、本基金利息とその他の基金の利息を同一の事業年度において支払う場合においては、保険業法の制限により本基金利息及びその他の基金の利息を保険業法の制限内で支払うものとし、保険業法の制限によりその全額が支払われない本基金利息構成項目については、当該本基金利息構成項目の全額について、その支払日は、本基金繰延利息支払日に繰り延べられるものとされています。従って、その他の基金が存在することにより、本基金元本の償還及び利息の支払が予定どおり行われな可能性があり、その結果本社債の元金の償還及び利息の支払が予定どおり行われな可能性もあります。

また、住友生命は、本基金拠出契約において、本基金元本及びその他の基金を全額償還する前においても、本基金拠出契約及びその他の基金に係る契約に従い、本基金利息及びその他の基金の利息の支払を行うものとされています。保険業法第55条第2項第3号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除すべきことを明示しており、その他の基金の利息の支払が本基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本基金元本の償還、ひいては本社債の元金の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本基金拠出契約の規定及び保険業法などに基づく法制度に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(g) 本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付実行に関するリスク

当社は、住友生命との間で本信用枠設定契約を締結し、本社債の利息の支払に関する流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付には一定の条件が付されているため、本社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を住友生命から受けられない可能性があります。また、住友生命が本信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での住友生命による履行能力に依存しており、住友生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付の条件については、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。かかるリスク要因については、本信用枠設定契約の規定、保険業法等に基づく法制度及び住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(h) 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本基金債権の譲渡を受けていますが、かかる本基金債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本基金債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えています。

- () 原保有者及び当社は、本基金債権譲渡契約に基づき、本基金債権の真正な売却及び購入を意図していること。
- () 原保有者は、本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権が当社に移転した後は、本基金債権に対して一切の権利を有さないこと。
- () 本基金債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本基金債権の買い戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本基金債権の買い戻しを行う義務を負担していないこと。
- () 原保有者は、本基金債権譲渡契約上、本基金債権の譲渡実行日現在における本基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。
- () 本基金債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本基金債権の譲渡については確定日付ある証書による住友生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(i) 住友生命の株式会社化及び期限前償還に伴うリスク

住友生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社とすることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第1項は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。但し、第92条の規定による株式の発行に際して、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、この限りでない。」としており、本基金債権の償還が終了する以前において、住友生命が株式会社への組織変更を行う場合には、本基金債権を償却する必要があります。本基金拠出契約においては、原則として、本基金元本の全部又は一部を、本基金償還日前において償還することはできないこととされていますが、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、住友生命は、本基金拠出者に対して書面により通知することにより、本基金拠出者の同意を得ることなく、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。

また、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(d)に記載されるとおり、当社は、住友生命からかかる書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領した場合には、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(d)に従って、本社債の全部を期限前償還するものとされています。

この場合の償還価額は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(e)に定める方法に従い、期限前償還がなされなければ支払われるべきであった本社債の将来の元利金につき、一定の市場金利に（これがマイナスとなった場合の割引率を零とすることを除いて）一切のスプレッドを付すことなく割引計算を行って算出される現在価値相当額（但し、元金の100%を下限とします。）ですが、市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向その他の要因によっては、本社債の元利金が償還日まで予定通り支払われる場合に比して本社債権者にとって当初の想定を下回る条件での償還となるリスクがあります。また、かかる期限前償還の償還価額は元金の100%を超過する場合があります。この場合には、本基金拠出契約に基づき期限前償還される本基金元本以外をかかると超過分の支払原資とする必要があります。

上記のとおり、住友生命が本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する場合、本基金元本に加えて、前記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、

「本基金債権の概要」、j「期限前償還」に記載する方法に従って計算される経過利息及び違約金を本基金拠出者に支払うものとされており、これらが当社の手元資金と合わせてかかる期限前償還時の本社債の元利金の支払原資となることが予定されていますが、本社債の期限前償還が決定されたにもかかわらず、住友生命がかかる本基金元本、経過利息及び違約金の支払義務を履行しない場合及び当社の手元資金が費用等の支払に優先的に充当された結果、想定よりも減少した場合等において、当社が本社債の期限前償還のための支払原資を結果的に確保できないリスクがあります。住友生命の株式会社化に伴う本社債の元金の期限前償還及び本基金元本の期限前償還の詳細については、前記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、j「期限前償還」及び前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(d)をご参照下さい。かかるリスク要因については、住友生命による株式会社への組織変更の実施及び市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(j) 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が、本社債の元金の全額が償還されるまでに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は、本社債管理委託契約において、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- () 当社は、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された本基金債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。
- () 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- () 当社は、その資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- () 当社は、本基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は前記()に規定する業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合（当社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）且つ 本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- () 当社は、前記()に規定する業務及びその附帯業務に必要な資金を借入れせず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における当社の約束により、当社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(k) 当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

当社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが（前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(a)に従って延長される前の）最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用（本(k)「当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク」において、以下「諸費用」と総称します。）の支払資金相当額以上の金銭の払込みを受けています。そして、当該払込金は、同日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、同日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本基金拠出契約に基づき、()本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び()本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、本社債の最終償還日は当該

繰延べ後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長され、当初想定していない（前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(a)に従って延長される前の）最終償還日後の諸費用の支払が必要となる場合があります。

これらの場合において、住友生命は、当該諸費用増加額相当額の当社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、更に、住友生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、当社及び本一般社団法人が住友生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は住友生命その他の第三者が当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、当社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、当社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては当社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があり、その結果、当社による本社債の利息の支払又は元金の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(l) 当社の破産等に伴うリスク

当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、当社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記(d)「本社債が上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、当社の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て住友生命に保有されています。A種優先株式については、当社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、且つ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、当社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は当社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのある如何なる行為も行わず、また、当社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他当社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(m) 当社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本基金債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。）の上限は50年とされています。しかしながら、前記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」、()「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」に記載のとおり、本基金元本の償還は、本基金最終償還日に保険業法の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられ、その結果、潜在的には無期限に延長される可能性があります。そのため、本基金債権を保有し、本基金債権の回収金によって本社債の元金の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制（資産流動化法第195条から第214条まで）や、特定目的会社の監督に関わる規制（資産流動化法第215条から第221条まで）その他の資産流動

化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

(n) 当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク

当社の全ての本普通株式は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び東京共同会計事務所（以下「事務受託者」といいます。）は、当社及び本社債管理者に対して差し入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束していますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本普通株式が本一般社団法人から当社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として当社の運営に悪影響が及びリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約しています。更に、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しています。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものと当社は考えています。

更に、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本業務委託契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされています。以上から、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと当社は考えています。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及びリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものと当社は考えています。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する株式等に係る法人に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

(o) 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は現在、本普通株式、住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社の普通株式、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社の普通株式、住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社の普通株式及び住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社の普通株式を保有しているほかは、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得しつつ、かかる株式等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該株式等の発行体がデフォルトに陥った場合、その株式等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のため

に流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、前記(n)「当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が当社及び本社債管理者に対して差し入れた誓約書において、かかる追加的な株式等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、且つ、かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、且つ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約していますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えています。

(p) 本社債権者が担保を有しないことに伴うリスク

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、当社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、前記(j)「当社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(q) 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本基金拠出契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されました。これらの時点以降、本社債又は本基金拠出契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の元金の償還又は利息の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」、()「本社債の元金の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(r) 税制の変更等に関するリスク

本報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の元金の償還又は利息の支払の資金が不足し、当社による本社債の元金の償還又は利息の支払ができなくなる可能性があります。なお、税制の変更等により、税制事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」、()「本社債の元金の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(s) 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号。その後の改正を含みます。）第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。本(s)において、以下同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。本(s)「保険会社が本社債を取得する際の留意事項」において、以下同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（上記告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。本(s)「保険会社が本社債を取得する際の留意事項」において、以下同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合

（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本社債は、住友生命に対して拠出された本基金債権を主な財産とする当社が発行する社債であり、法形式的には住友生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、本社債の当社の主な財産が住友生命に対して拠出された本基金債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等が本社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には上記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(t) 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」、()「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」及び()「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払が行われない場合には、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元金の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(u) 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

投資リスクに関する管理体制

当社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債についてそれぞれ、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済の受領、本社債に係る債権の実現の保全その他の本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されております。

2 【管理資産の経理状況】

(1) 【主な資産の内容】

	当中間会計期間末 2024年 6月30日
管理資産残高	50,319,765千円
元本相当部分	50,000,000千円
利息相当部分(未収利息相当額)	319,765千円
証券所有者への利息支払基金の残高	- 千円
証券所有者への元本償還基金の残高	- 千円
管理資産の維持管理費支払基金の残高	- 千円

3【発行者及び関係法人情報】

(1)【発行者の状況】

【発行者の概況】

a 主要な経営指標等の推移

回次	第1期中	第2期中	第1期
会計期間	自2023年 6月15日 至2023年 11月30日	自2024年 1月1日 至2024年 6月30日	自2023年 6月15日 至2023年 12月31日
営業収益 (千円)	114,614	175,293	144,472
経常損失() (千円)	17,838	28,417	24,042
中間(当期)純損失() (千円)	17,959	28,562	24,187
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	237,550	237,550	237,550
発行済普通株式数 (株)	2	2	2
発行済優先株式数 (株)	9,500	9,500	9,500
純資産額 (千円)	457,140	422,349	450,912
総資産額 (千円)	50,573,373	50,744,195	50,597,464
普通株式1株当たり純資産額 (円)	0.00	0.00	0.00
優先株式1株当たり純資産額 (円)	48,120.07	44,457.89	47,464.49
普通株式1株当たり中間(当期)純損失() (円)	50,000.00	0.00	50,000.00
優先株式1株当たり中間(当期)純損失() (円)	1,879.93	3,006.60	2,535.51
潜在株式調整後1株当たり中間純損失 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
(うち1株当たり中間(当期)配当額) (円)	(-)	(-)	(-)
自己資本比率 (%)	0.9	0.8	0.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	203,495	5,052	228,161
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	475,100	-	475,100
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	271,604	241,886	246,938
従業員数 (名)	-	-	-

(注1) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 営業収益には消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じです。）が含まれております。

(注3) 当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

(注4) 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純損失金額については、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

b 事業の内容

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当社の目的は、基金債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該基金債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務を行うことです。

c 関係会社の状況

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。なお、当社の親法人は、本一般社団法人たる一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングスです。なお、当社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

d 従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はいません。当社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本基金債権の管理及び処分の業務を委託しています。

また、当社の事務については、東京共同会計事務所に委託しています。

e 株式等の状況

(a) 株式の総数等

イ 株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

ロ 発行済株式

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2024年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年9月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容 (注1)
普通株式	2	2	該当事項は ありません	-
A種優先 株式	9,500	9,500	該当事項は ありません	・ 定款において、会社法第108条第1項第1号(注2)、第2号(注3)及び第3号(注4)に掲げる事項について定めています。 ・ 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・ 定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
計	9,502	9,502	-	-

(注1) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を定めています。

(注2) 定款において、当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と総称して、以下「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と総称して、以下「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注3) 定款において、当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注4) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(c) ライツプランの内容

該当事項はありません。

(d) 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額（千円）	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 2024年 1月1日	普通株式 -	普通株式 2	普通株式 -	普通株式 50	普通株式 -	普通株式 50
至 2024年 6月30日	A種優先株式 -	A種優先株式 9,500	A種優先株式 -	A種優先株式 237,500	A種優先株式 -	A種優先株式 237,500

(e) 大株主の状況

イ 普通株式の株主の状況

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式（自己株式 を除く。）総数に対する 所有株式数の割合
一般社団法人住友生命 債権流動化ホールディ ングス	東京都千代田区丸の内三丁目 1番1号東京共同会計事務所内	2株	100%
計	-	2株	100%

ロ A種優先株式の株主の状況

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式（自己株式 を除く。）総数に対する 所有株式数の割合
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁 目4番35号	9,500株	100%
計	-	9,500株	100%

(f) 議決権の状況

イ 発行済株式

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	9,500	-	A種優先株式
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	2	2	普通株式
発行済株式総数	9,502	-	-
総株主の議決権	-	2	-

(注) A種優先株式の株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

ロ 自己株式等

該当事項はありません。

f 役員の状況

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、本半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

【事業及び営業の状況】

a 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社は、資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達している会社であるため、経営の合理化と同時に、本社債の償還の安全性の確保を重要課題としています。

b 事業等のリスク

本「事業及び営業の状況」及び後記「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについては、前記1「管理資産を構成する資産の状況」、(6)「投資リスク」、「投資に関するリスクの特性」、a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は本半期報告書提出日現在において判断したものです。

c 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(a) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における資産の残高は50,744,195千円となりました。主な資産は買入金銭債権50,000,000千円です。

(負債)

当中間会計期間末における負債の残高は50,321,845千円となりました。主な負債は社債50,000,000千円です。

(b) 経営成績の分析

当中間会計期間における当社の業績等の状況は営業収益175,293千円（前中間会計期間は114,614千円）、経常損失28,417千円（前中間会計期間は17,838千円）及び中間純損失28,562千円（前中間会計期間は17,959千円）となりました。

当中間会計期間における金融費用は197,025千円であり、前中間会計期間と比べて69,524千円増加しました。また、当中間会計期間の販売費及び一般管理費は、6,686千円であり、前中間会計期間と比べて1,734千円増加しました。

なお、当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、資金の大部分を社債の発行により調達している会社であり、セグメントは1つしかないため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

(c) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は241,886千円（前中間会計期間は271,604千円）となりました。また、当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、その他の営業支出により、5,052千円の資金減少となりました。

d 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

e 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

f 研究開発活動

該当事項はありません。

【設備の状況】

a 主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

b 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がないため、中間連結財務諸表は作成しておりません。

a 【中間財務諸表等】

(a) 【中間財務諸表】

イ 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当中間会計期間 (2024年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	246,938	241,886
前払費用	3,217	1,439
未収利息	144,472	319,765
未収還付法人税等	0	-
流動資産合計	394,628	563,091
固定資産		
投資その他の資産		
買入金銭債権	50,000,000	50,000,000
投資その他の資産合計	50,000,000	50,000,000
固定資産合計	50,000,000	50,000,000
繰延資産		
社債発行費	202,836	181,103
繰延資産合計	202,836	181,103
資産の部合計	50,597,464	50,744,195
負債の部		
流動負債		
未払費用	687	687
未払利息	144,472	319,765
未払法人税等	1,392	1,392
流動負債合計	146,552	321,845
固定負債		
社債	50,000,000	50,000,000
固定負債合計	50,000,000	50,000,000
負債の部合計	50,146,552	50,321,845
純資産の部		
株主資本		
資本金	237,550	237,550
資本剰余金		
資本準備金	237,550	237,550
資本剰余金合計	237,550	237,550
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	24,187	52,750
利益剰余金合計	24,187	52,750
株主資本合計	450,912	422,349
純資産の部合計	450,912	422,349
負債及び純資産の部合計	50,597,464	50,744,195

口【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 6 月15日 至 2023年11月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
営業収益		
金融収益	1 114,614	1 175,293
営業収益合計	114,614	175,293
営業費用		
金融費用	2 127,501	2 197,025
販売費及び一般管理費	3 4,952	3 6,686
営業費用合計	132,453	203,712
営業損失()	17,838	28,418
営業外収益		
受取利息	0	1
営業外収益合計	0	1
経常損失()	17,838	28,417
税引前中間純損失()	17,838	28,417
法人税、住民税及び事業税	120	145
法人税等合計	120	145
中間純損失()	17,959	28,562
前期繰越利益又は前期繰越損失()	-	24,187
中間未処分利益又は中間未処理損失()	17,959	52,750

八【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年 6 月15日 至 2023年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額							
新株の発行	237,550	237,550	237,550			475,100	475,100
中間純損失()				17,959	17,959	17,959	17,959
当中間期変動額合計	237,550	237,550	237,550	17,959	17,959	457,140	457,140
当中間期末残高	237,550	237,550	237,550	17,959	17,959	457,140	457,140

当中間会計期間(自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	237,550	237,550	237,550	24,187	24,187	450,912	450,912
当中間期変動額							
中間純損失()				28,562	28,562	28,562	28,562
当中間期変動額合計	-	-	-	28,562	28,562	28,562	28,562
当中間期末残高	237,550	237,550	237,550	52,750	52,750	422,349	422,349

二【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 6 月15日 至 2023年11月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	50,000,000	-
社債の発行による収入	50,000,000	-
社債発行費の支払額	196,520	-
その他の営業支出	6,974	4,908
小計	203,495	4,908
利息の受取額	0	1
法人税等の還付額	-	0
法人税等の支払額	-	145
営業活動によるキャッシュ・フロー	203,495	5,052
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
普通株式の発行による収入	100	-
優先株式の発行による収入	475,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	475,100	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	271,604	5,052
現金及び現金同等物の期首残高	-	246,938
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 271,604	¹ 241,886

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 繰延資産の処理方法

社債発行費

定額法により社債発行期間内である5年間で均等償却をしております。

2. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

（中間損益計算書関係）

1 金融収益の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年6月 15日 至 2023年11月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
受取利息	114,614千円	175,293千円

2 金融費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年6月 15日 至 2023年11月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
社債利息	114,614千円	175,293千円
社債発行費償却	12,886千円	21,732千円

3 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年6月 15日 至 2023年11月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
業務委託手数料	1,055千円	1,430千円
資産管理手数料	283千円	430千円
社債管理手数料	898千円	1,375千円
銀行手数料	9千円	3千円
租税公課	2,702千円	1,247千円
監査報酬	- 千円	2,200千円

なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自 2023年6月15日 至 2023年11月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式(注1)	-	2株	-	2株
A種優先株式(注2)	-	9,500株	-	9,500株
合計	-	9,502株	-	9,502株

(注1) 普通株式の株式数の増加2株は、普通株式の発行による増加です。

(注2) 優先株式の株式数の増加9,500株は、A種優先株式の発行による増加です。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当項目はありません。

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2株	-	-	2株
A種優先株式	9,500株	-	-	9,500株
合計	9,502株	-	-	9,502株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当項目はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 2023年 6月 15日 至 2023年11月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
現金及び預金勘定	271,604 千円	241,886 千円
現金及び現金同等物	271,604	241,886

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
買入金銭債権	50,000,000	49,756,700	243,300
資産計	50,000,000	49,756,700	243,300
社債	50,000,000	49,756,700	243,300
負債計	50,000,000	49,756,700	243,300

- () 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2024年6月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
買入金銭債権	50,000,000	49,195,950	804,050
資産計	50,000,000	49,195,950	804,050
社債	50,000,000	49,195,950	804,050
負債計	50,000,000	49,195,950	804,050

- () 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品
該当項目はありません。

- (2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	49,756,700	-	49,756,700
資産計	-	49,756,700	-	49,756,700
社債	-	49,756,700	-	49,756,700
負債計	-	49,756,700	-	49,756,700

当中間会計期間（2024年6月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	49,195,950	-	49,195,950
資産計	-	49,195,950	-	49,195,950
社債	-	49,195,950	-	49,195,950
負債計	-	49,195,950	-	49,195,950

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資 産買入金銭債権

買入金銭債権については、市場価格はないものの、社債と発行条件が極めて近似しており、また実質的に同一のキャッシュ・フローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております（下記負債参照）。

負 債社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2023年6月15日 至 2023年11月30日）

当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。そのため、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。そのため、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2023年6月15日 至 2023年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
住友生命保険相互会社	114,614	資産の譲り受け及びその管理

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
住友生命保険相互会社	175,293	資産の譲り受け及びその管理

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前中間会計期間 （自 2023年 6月 15日 至 2023年11月30日）	当中間会計期間 （自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）
普通株式1株当たり中間純損失（ ）	50,000円00銭	0円00銭
優先株式1株当たり中間純損失（ ）	1,879円93銭	3,006円60銭
（算定上の基礎）		
中間純損失（ ）（千円）	17,959	28,562
普通株式に係る中間純損失（ ）（千円）	100	-
優先株式に係る中間純損失（ ）（千円）	17,859	28,562
期中平均普通株式数（株）	2	2
期中平均優先株式数（株）	9,500	9,500

（注1）潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため記載しておりません。

（注2）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （2023年12月31日）	当中間会計期間 （2024年6月30日）
普通株式1株当たり純資産額	0円00銭	0円00銭
優先株式1株当たり純資産額	47,464円49銭	44,457円89銭
（算定上の基礎）		
純資産の部の合計額（千円）	450,912	422,349
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	450,912	422,349
（うち優先株式）（千円）	450,912	422,349
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	-	-
優先株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	450,912	422,349
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式数（株）	2	2
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の優先株式数（株）	9,500	9,500

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

(2) 【原保有者その他関係法人の概況】**【名称、資本金の額及び事業の内容】****a 原保有者****(a) 名称**

大和証券株式会社

(b) 資本金の額

100,000百万円（2024年3月31日現在）

(c) 事業の内容

金融商品取引業及びそれに付帯する事業

b 本資産管理受託会社**(a) 名称**

三井住友信託銀行株式会社

(b) 資本金の額

342,037百万円（2024年3月31日現在）

(c) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他兼営業務

c 本基金債権の債務者**(a) 名称**

住友生命保険相互会社

(b) 基金の総額

689,000百万円（2024年3月31日現在）

（注）基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金の額（639,000百万円）を含みます。

(c) 事業の内容

生命保険業

【関係業務の概要】**a 原保有者**

管理資産である当社の資産を構成する本基金債権の原保有者です。

b 本資産管理受託会社

当社から管理資産である本基金債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けています。

c 本基金債権の債務者

住友生命は、本基金債権の債務者です。

【資本関係】

原保有者その他関係法人の全てについて、該当事項はありません。

【その他】**a 原保有者**

該当事項はありません。

b 本資産管理受託会社

該当事項はありません。

c 本基金債権の債務者

本半期報告書提出日現在における住友生命の財務状況については、以下に記載する「2023年度決算のお知らせ」、「2024年度第1四半期報告」をご参照ください。

あなたの未来を強くする



NEWS RELEASE

2024 年 5 月 23 日

住友生命保険相互会社

2023 年度決算のお知らせ

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）の 2023 年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）の決算をお知らせいたします。

<目 次>

1. 主要業績	1 頁
2. 2023 年度末保障機能別保有契約高	3 頁
3. 2023 年決算に基づく社員配当金について	4 頁
4. 2023 年度の一般勘定資産の運用状況	13 頁
5. 貸借対照表	23 頁
6. 損益計算書	40 頁
7. 経常利益等の明細（基礎利益）	43 頁
8. 基金等変動計算書	44 頁
9. 剰余金処分案	46 頁
10. 保険業法に基づく債権の状況	46 頁
11. 貸倒引当金の状況	47 頁
12. ソルベンシー・マージン比率	48 頁
13. 2023 年度特別勘定の状況	49 頁
14. 保険会社及びその子会社等の状況	51 頁

以 上



1. 主要業績

a. 年換算保険料

(1) 保有契約

(単位：億円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	14,830	99.8	14,777	99.6
個 人 年 金 保 険	7,765	99.1	7,850	101.1
合 計	22,596	99.6	22,627	100.1
うち生前給付保障+医療保障等	5,611	100.5	5,627	100.3
うち生前給付保障	1,875	101.8	1,908	101.8
うち医療保障	3,662	99.9	3,651	99.7

(2) 新契約+転換純増

(単位：億円、%)

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	861	113.1	740	86.0
個 人 年 金 保 険	233	94.6	340	145.9
合 計	1,094	108.6	1,081	98.8
うち生前給付保障+医療保障等	327	92.9	301	91.8
うち生前給付保障	129	93.2	126	97.7
うち医療保障	198	92.8	175	88.6

(ご参考) 解約+失効

(単位：億円、%)

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険 + 個 人 年 金 保 険	721	103.5	690	95.7

- (注)1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

b. 保有契約高及び新契約高

(1) 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2022年度末				2023年度末			
	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個 人 保 険	8,026	99.5	510,584	94.4	7,912	98.6	479,709	94.0
個人年金保険	3,109	98.8	145,040	98.3	3,065	98.6	142,762	98.4
個人保険＋個人年金保険	11,135	99.3	655,624	95.2	10,977	98.6	622,472	94.9
団 体 保 険	-	-	333,694	100.2	-	-	333,182	99.8
団体年金保険	-	-	26,999	99.4	-	-	27,909	103.4

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2022年度末3,389億円、2023年度末3,875億円です。

(2) 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2022年度						2023年度					
	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	671	98.4	9,316	194.7	15,151	△5,834	719	107.2	4,952	53.2	12,824	△7,872
個人年金保険	91	96.2	3,600	90.2	3,631	△30	93	101.9	3,980	110.5	4,067	△87
個人保険＋個人年金保険	762	98.1	12,917	147.1	18,782	△5,865	812	106.5	8,932	69.2	16,891	△7,959
団 体 保 険	-	-	814	93.6	814	-	-	-	328	40.3	328	-
団体年金保険	-	-	0	103.8	0	-	-	-	0	30.4	0	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。

2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。

3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保険金額は、2022年度543億円、2023年度521億円です。

c. 主要収支項目

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
保険料等収入	2,216,429	103.4	2,182,842	98.5
資産運用収益	1,203,013	138.7	1,316,580	109.4
保険金等支払金	1,963,119	111.7	2,031,101	103.5
資産運用費用	594,954	529.6	469,848	79.0
経常利益	61,852	42.4	147,276	238.1

d. 剰余金処分

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
当期末処分剰余金	147,967	249.9	69,612	47.0
社員配当準備金繰入額	57,067	97.9	58,355	102.3
純剰余金	90,900	10,100.0	11,257	12.4

e. 総資産

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
		前年度末比		前年度末比
総 資 産	35,298,166	96.9	38,201,001	108.2

f. 基礎利益

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
基 礎 利 益	236,366	70.9	261,745	110.7

2. 2023年度末保障機能別保有契約高

(単位：千件、億円)

項 目	個人保険		個人年金保険		団体保険		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
死 亡 保 障								
普 通 死 亡	7,742	476,716	—	—	21,851	333,161	29,593	809,878
災 害 死 亡	(6,046)	(137,615)	(22)	(995)	(2,273)	(8,274)	(8,342)	(146,886)
その他の条件付死亡	(—)	(—)	(—)	(—)	(60)	(232)	(60)	(232)
生 存 保 障	170	2,992	3,065	142,762	5	21	3,240	145,776
入 院 保 障								
災 害 入 院	(4,279)	(248)	(64)	(3)	(1,190)	(10)	(5,533)	(262)
疾 病 入 院	(4,278)	(247)	(62)	(2)	(14)	(0)	(4,355)	(251)
その他の条件付入院	(7,038)	(2,816)	(25)	(2)	(64)	(0)	(7,128)	(2,819)
障 害 保 障	(5,257)	(—)	(20)	(—)	(2,016)	(—)	(7,294)	(—)
手 術 保 障	(4,875)	(—)	(78)	(—)	(—)	(—)	(4,954)	(—)

項 目	団体年金保険		財形保険		財形年金保険		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
生 存 保 障	6,322	27,909	41	1,452	13	282	6,378	29,644

項 目	医療保障保険	
	件 数	金 額
入 院 保 障	143	0

項 目	就業不能保障保険	
	件 数	金 額
就 業 不 能 保 障	—	—

- (注)1. ()内の数値は付随保障部分及び特約の保障を表します。
2. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険及び医療保障保険の件数は被保険者数を表します。
3. 生存保障欄の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)及び財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものの、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。
4. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
5. 医療保障保険の入院保障欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
6. 受再保険については、被保険者65千名、金額1113億円です。

3. 2023 年度決算（案）に基づく社員配当金について

2023 年度決算（案）に基づく社員配当率は以下のとおりです。

a. 個人保険、個人年金保険

- (1) 一部の医療保険および生前給付特約の長期継続配当等を増配としました。
- (2) その他の配当については据置きとしました。

b. 団体保険

配当率は据置きとしました。

c. 団体年金保険

＜新企業年金保険、厚生年金基金保険(02)及び確定給付企業年金保険(02)等＞

配当率は、予定利率 0.75%又は 1.25%(解約控除あり)に対する責任準備金に対して 0.00%としました。

＜拠出型企業年金保険(02)＞

配当率は、予定利率 1.25%に対する責任準備金に対して 0.00%としました。

（注）新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

個人保険、個人年金保険について受取金額を例示しますと、以下のとおりです。

<例1> 3年ごと配当付特約積立型保険（健康増進乗率適用特約、生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、(生活)収入保障年金額150万円

特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額1万円

入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2018年度（6年）	124,692円	(224) 16,422円	20,328,000円

(*)保険料は割引率が15%の場合の金額です。

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険（生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、(生活)収入保障年金額150万円

特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額1万円

入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2015年度（9年）	149,820円	(46,785) 48,885円	15,658,500円

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険(*)（新介護収入保障特約(10回タイプ)付加契約(**)）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金額240万円

総合医療特約(*) 日額1万円、入院保障充実特約(09)(*) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2012年度（12年）	246,288円	(395) 395円	23,522,400円
2009年度（15年）	203,460	(31,523) 31,523	22,519,200
2006年度（18年）	206,340	(54,092) 54,092	22,519,200

(*)2006年度契約は最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険とします。

(**)2006年度契約および2009年度契約は新介護収入保障特約(20年タイプ)とします。

(*)2006年度契約および2009年度契約はそれぞれ災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約付加契約とします。

(*)2006年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は3千円とします。2009年度契約は入院保障充実特約付加契約とし、給付金額は3万円とします。

(*)保険料は45歳時に災害・疾病関係特約を更新した後の金額です。

(注) 1. 保険料、保険金額は主契約（保険ファンド）部分を除いた金額です。

2. 「死亡契約」欄は、契約当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

<例1>、<例2>および<例3>については、年金の現価相当額を示します。

3. 「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

<例4>定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円（うち終身部分200万円）

災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
1996年度（28年）	358,296円	(50,474) 50,474円	20,000,000円

(*)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例5>定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円（うち終身部分200万円）

加入年度（経過年数）	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金(*)2]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
1994年度（30年）	265,512円	(122,972) 122,972円	20,000,000円

(*)1)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

(*)2)定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例6>定期保険(10年更新型)

45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円

総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
2014年度（10年）	136,080円	(56,868) 63,168円	10,000,000円

<例7>養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度（経過年数）	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	満期・死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
2014年度（10年）	33,360円	(3,812) 3,812円	死亡 1,000,000円
2009年度（15年）	31,656	(0) 0	死亡 1,000,000
2004年度（20年）	31,656	(0) 0	死亡 1,000,000
1999年度（25年）	30,132	(0) 0	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1994年度（30年）	25,272	— —	満期(1,000,000) 1,000,000

(注) 1.「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

2.「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

個人保険、個人年金保険についての配当金の計算は、以下のとおりです。

< 3年ごと配当タイプ【販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qバック】 >

2003 年度、2006 年度、2009 年度、2012 年度、2015 年度、2018 年度及び 2021 年度にご契約いただいた 3 年ごと配当保険が、今年度に 3 年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下の a、b の合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は 0 円とします。

a. 利差益配当【据置】

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額（定期保険特約等の特約部分）

（例示）2003 年度契約、2006 年度契約、2009 年度契約及び 2012 年度契約（予定利率 1.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2021 年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2022 年度	1.60%		△0.05%
2023 年度	1.60%		△0.05%

2015 年度契約（予定利率 1.25%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2021 年度	1.60%	1.25%	0.35%
2022 年度	1.60%		0.35%
2023 年度	1.60%		0.35%

2018 年度契約及び 2021 年度契約（予定利率 0.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2021 年度	1.20%	0.65%	0.55%
2022 年度	1.20%		0.55%
2023 年度	1.20%		0.55%

b. 長期継続配当【増配】

①契約後経過6年以降(*1)の3年ごとの契約応当日に、その保険料（年換算）(*2)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）男性の場合

保険種類			契約時の年齢	
			30歳	50歳
定期保険特約(18)	2018年8月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
定期保険特約	2007年4月2日以降 2018年8月1日以前契約	9年経過時	20.00%	50.00%
		12年経過時	8.00%	20.00%
		15年経過時	12.00%	30.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	21.00%	46.50%
新介護収入保障特約	2013年4月2日以降契約	9年経過時	20.00%	40.00%
	2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	12年経過時	12.00%	20.00%
		15年経過時	18.00%	30.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	27.00%	46.50%
特定疾病保障定期 保険特約 重度慢性疾患保障 保険特約	2007年4月2日以降契約	9年経過時	10.00%	20.00%
		12年経過時	4.00%	8.00%
		15年経過時	6.00%	12.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	10.50%	20.25%
生活障害収入保障特約		6年経過時	11.00%	4.00%
特定重度生活習慣病保障特約		6年経過時	12.00%	21.00%

②災害・疾病関係特約の一部については、契約後経過6年以降(*1)の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）日額1,000円あたり 30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	399円	567円
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	399円	567円
疾病医療特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	441円	0円
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	0円	0円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	6年経過時	1,320円	0円
		9年経過時	1,673円	560円
	2018年8月1日以前契約	12年経過時	938円	196円

（例示）保険料（年換算）(*2)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	6年経過時	248.40%	248.40%
		6年経過時	150.00%	150.00%
	2018年8月1日以前契約	9年経過時	112.50%	112.50%
		12年経過時	75.00%	75.00%

(*1)更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

(*2)健康増進乗車適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗車適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

< 5年ごと利差配当タイプ>

1999 年度、2004 年度、2009 年度、2014 年度及び 2019 年度にご契約いただいた 5 年ごと利差配当付保険が、今年度に 5 年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下の a、b の合計額です。

ただし、合計額がマイナスとなる場合は 0 円とします。

a. 利差益配当【据置】

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

(例示) 1999 年度契約（予定利率 2.15%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2019 年度	1.15%	2.15%	△1.00%
2020 年度	1.15%		△1.00%
2021 年度	1.15%		△1.00%
2022 年度	1.15%		△1.00%
2023 年度	1.15%		△1.00%

2004 年度契約及び 2009 年度契約（予定利率 1.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2019 年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2020 年度	1.60%		△0.05%
2021 年度	1.60%		△0.05%
2022 年度	1.60%		△0.05%
2023 年度	1.60%		△0.05%

2014 年度契約（予定利率 1.25%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2019 年度	1.60%	1.25%	0.35%
2020 年度	1.60%		0.35%
2021 年度	1.60%		0.35%
2022 年度	1.60%		0.35%
2023 年度	1.60%		0.35%

2019 年度契約（予定利率 0.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2019 年度	1.20%	0.65%	0.55%
2020 年度	1.20%		0.55%
2021 年度	1.20%		0.55%
2022 年度	1.20%		0.55%
2023 年度	1.20%		0.55%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利益配当率	例示
一時払養老保険	0%	予定利率 1.00%の契約…0%
一時払個人年金保険	0%	予定利率 1.00%の契約…0%
1998 年 7 月 2 日以降の一時払終身保険	0%	予定利率 1.40%の契約…0%

b. 長期継続配当 [増配]

- ①契約後経過 10 年以降(*1)の 5 年ごとの契約応当日に、その保険料（年換算）(*2)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 男性の場合

保険種類			契約時の年齢	
			30 歳	50 歳
定期保険（特約）	2018 年 8 月 2 日以降契約	10 年経過時	0.00%	0.00%
	2007 年 4 月 2 日以降	10 年経過時	28.00%	70.00%
	2018 年 8 月 1 日以前契約	15 年経過時	20.00%	50.00%
	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	57.50%	77.50%
新介護収入保障特約	2013 年 4 月 2 日以降契約	10 年経過時	28.00%	56.00%
	2007 年 4 月 2 日以降	15 年経過時	30.00%	50.00%
	2013 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	62.50%	67.50%
特定疾病保障定期保険（特約）	2007 年 4 月 2 日以降契約	10 年経過時	14.00%	28.00%
		15 年経過時	10.00%	20.00%
重度慢性疾患保障保険（特約）	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	28.75%	33.75%
生活障害収入保障特約		10 年経過時	55.00%	20.00%
特定重度生活習慣病保障特約		10 年経過時	60.00%	105.00%

- ②災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過 10 年以降(*1)の 5 年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 日額 1,000 円あたり 30 歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01) (本人型)	2007 年 4 月 2 日以降契約	15 年経過時	665 円	945 円
	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	700 円	840 円
疾病医療特約(01) (本人型)	2007 年 4 月 2 日以降契約	15 年経過時	735 円	0 円
	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	0 円	0 円
総合医療特約	2018 年 8 月 2 日以降契約	10 年経過時	1,540 円	0 円
	2018 年 8 月 1 日以前契約	10 年経過時	2,961 円	980 円

(例示) 保険料（年換算）(*2)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021 年 4 月 2 日以降契約	10 年経過時	0.00%	0.00%
	2018 年 8 月 2 日以降	10 年経過時	248.40%	248.40%
	2021 年 4 月 1 日以前契約	10 年経過時	150.00%	150.00%
	2018 年 8 月 1 日以前契約	10 年経過時	150.00%	150.00%

(*1) 更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

(*2) 健康増進乗申適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗申適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

<毎年配当タイプ>

配当金は、以下の a、b、c、d の合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は 0 円とします。

a. 利差益配当【据置】

責任準備金に、予定利率に応じた利差益配当率を乗じた額

対象	利差益配当率	例示
予定利率 1%未満の契約	1.20%－予定利率	予定利率 0.55%の契約… 0.65%
予定利率 1%以上 2%以下の契約	1.60%－予定利率	予定利率 1.50%の契約… 0.10%
予定利率 2%超の契約	1.15%－予定利率	予定利率 5.00%の契約…△3.85%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利差益配当率	例示
1995 年 9 月 1 日以降の一時払養老保険	0%	予定利率 1.75%の契約… 0%
1998 年 7 月 2 日以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率 1.50%の契約… 0%
1998 年 7 月 2 日以降の一時払終身保険	0%	予定利率 2.00%の契約… 0%

（変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は 0 円）

b. 死差益配当【据置】

危険保険金に被保険者の年齢、性別、予定死亡表及び配当回数の区別に応じた死差益配当率を乗じた額

（例示）危険保険金額 100 万円あたり 終身保険、男性の場合

契約年度	40 歳	50 歳	60 歳
1985 年 4 月 2 日以降 1990 年 4 月 1 日以前	450 円	1,570 円	4,060 円
1990 年 4 月 2 日以降 1996 年 4 月 1 日以前	390 円	1,400 円	3,220 円

c. 災害・疾病特約配当【増配】

災害・疾病関係特約が付加されている場合には、被保険者の年齢、性別及び保険種類に応じた額

（例示）日額 1,000 円あたり 40 歳の場合

保険種類		男性	女性
新疾病医療特約(87) (本人型)		580 円	0 円
新災害入院特約(87) (本人型)		300 円	420 円
総合医療特約	2018 年 8 月 2 日以降契約	240 円	0 円
	2018 年 8 月 1 日以前契約	410 円	290 円

（例示）1 件あたり

保険種類		男性	女性
新先進医療特約(*)	2021 年 4 月 2 日以降契約	0 円	0 円
	2018 年 8 月 2 日以降		
	2021 年 4 月 1 日以前契約	1,476 円	1,476 円
	2018 年 8 月 1 日以前契約	540 円	540 円

(*) 費差益配当の額を含みます

d. 費差益配当【据置】

保険金に費差益配当率を乗じた額(保険料払込中の保険契約)

ただし、配当回数 1 回目においては、これを 0 円とします。

（例示）1990 年 4 月 2 日以降、1993 年 4 月 1 日以前の契約

養老保険及び終身保険の場合・・・保険金 100 万円あたり 250 円

定期保険特約の場合・・・保険金 100 万円あたり 200 円

さらに、配当回数 4 回目以降の保険契約においては、以下の上乗せを行います。

保険金額ランクによる上乗せ	保険金額 100 万円あたり
配当回数 5 回目ごと（配当回数 5 回目、10 回目、15 回目・・・）に 総保険金額が 2,000 万円を超える部分	300 円
総保険金額が 3,000 万円以上 5,000 万円未満の場合	50 円
総保険金額が 5,000 万円以上の場合	100 円

4. 2023 年度の一般勘定資産の運用状況

a. 2023 年度の資産運用状況

(1) 運用環境

2023 年度の日本経済は、個人消費等の内需が弱かったものの、インバウンド需要等に支えられて、緩やかに成長しました。

- ・国内金利は、上半期末にかけて日本銀行の金融政策修正への思惑等により上昇基調で推移しましたが、その後は欧米の金融緩和に対する期待等に応じて一進一退で推移しました。また、2024 年 3 月には、賃金の上昇を伴う 2%の物価安定目標の実現の見通しが立ったことをうけ、マイナス金利政策の解除が決定されました。

【30 年国債利回り 2023 年 3 月末 1.30% → 2024 年 3 月末 1.78%】

- ・国内株式は、2023 年 3 月の東京証券取引所の要請による企業経営改革への期待、堅調な企業業績等を背景にした海外資金の流入等により大きく上昇し、日経平均株価は 34 年ぶりに過去最高値を更新しました。

【TOPIX 2023 年 3 月末 2003pt → 2024 年 3 月末 2768pt】

- ・米国金利（10 年国債利回り）は、年度前半にはインフレ抑制のための金融引締めが加速したことを受けて上昇しましたが、その後は、景気悪化懸念や先々の利下げ観測等を背景に一進一退で推移しました。

【米国 10 年国債利回り 2023 年 3 月末 3.47% → 2024 年 3 月末 4.20%】

- ・外国為替相場は、上半期末にかけて日米の金利差拡大などを背景にドル高円安が進みましたが、その後は金利差縮小の見通しもあり一旦円高方向で推移しました。年明けからは良好な米経済指標や日本の低金利継続が意識され、3 月に約 34 年ぶりのドル高円安水準を付けました。

【ドル/円 2023 年 3 月末 132.9 円 → 2024 年 3 月末 151.4 円】

(2) 運用方針

契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理する A L M（資産負債の総合的な管理）の推進を基本方針として、国内の公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資を行うことにより、安定的な収益確保と市場環境悪化時においても確実な保険金等のお支払いの実現を図ります。さらに許容されるリスクの範囲内で株式や外国債券等への投資による収益の向上を目指します。

こうした基本方針のもと、一般勘定資産の基本ポートフォリオを「A L M運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の 2 つに区分し、それぞれの運用目的に応じて「資産運用収益力向上」と「リスクコントロールの強化」を推進しています。「A L M運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、日本国債・国内事業債・国

内融資を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたALMを推進するとともに、為替リスクをとらない外貨建事業債や不動産・インフラエクイティファンド等への投資により、収益力向上を図っています。「バランス運用ポートフォリオ」では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で市場見通しに応じ、株式や為替リスクをとるオープン外債といった流動性の高い資産の運用により収益の上乗せを図っています。また、安定した収益の確保に加え、持続可能な社会の実現に貢献すべく、ESG（※1）を含む中長期的な持続可能性を考慮した資産運用（責任投資）にも取り組んでいます。

（※1. ESG投融資：環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投融資）

（3）運用状況

国内債券については、国内金利が上昇するなか、超長期の日本国債や収益性の高いクレジット資産（社債等）等へ投資を行い、収益力向上に取り組みました。

外国証券は、為替ヘッジコストが高止まっており、収益性の低下した為替ヘッジ付外債を大幅削減し、中期的に投資妙味のある為替ヘッジ付外貨建クレジット資産や為替リスクをとるオープン外債を積み増しました。

国内株式や外国株式については、中期的な収益力の向上を図るため、残高を積み増しました。

貸付金は、再生可能エネルギー関連のプロジェクトファイナンス等への投資を推進しました。

不動産は、環境等に配慮した建築プロジェクトや省エネ改修工事等に取り組むとともに、テナント募集に注力し、保有物件の収益力向上に努めました。

責任投資の観点からは、投資先企業との対話促進や脱炭素社会に向けた資金需要に積極的に対応するため、インフラファンド、グリーンボンド、グリーン認証オフィス等のESGテーマ型投融資を進めました。

b. 資産の構成（一般勘定）

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	2,076,849	6.0	1,474,957	3.9
買入金銭債権	407,646	1.2	479,404	1.3
金銭の信託	14,990	0.0	24,345	0.1
有価証券	28,225,231	81.7	31,789,069	85.0
公 社 債	14,976,500	43.3	14,420,176	38.6
株 式	2,322,637	6.7	3,279,944	8.8
外 国 証 券	10,582,451	30.6	13,560,063	36.3
公 社 債	8,370,096	24.2	10,020,877	26.8
株 式 等	2,212,355	6.4	3,539,186	9.5
その他の証券	343,641	1.0	528,885	1.4
貸付金	2,198,274	6.4	2,164,509	5.8
保険約款貸付	234,873	0.7	226,775	0.6
一般貸付	1,963,401	5.7	1,937,734	5.2
不動産	588,024	1.7	643,568	1.7
うち投資用	403,356	1.2	468,707	1.3
繰延税金資産	493,008	1.4	208,307	0.6
その他の	547,963	1.6	597,969	1.6
貸倒引当金	△867	△0.0	△804	△0.0
一般勘定計	34,551,122	100.0	37,381,328	100.0
うち外貨建資産	9,754,013	28.2	12,080,542	32.3

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

c. 資産の増減（一般勘定）

区 分	2022年度	2023年度
	金 額	金 額
現預金・コールローン	1,032,339	△601,892
買入金銭債権	97,505	71,758
金銭の信託	10,076	9,354
有価証券	△2,495,764	3,563,838
公 社 債	456,081	△556,324
株 式	△136,671	957,306
外 国 証 券	△2,636,443	2,977,612
公 社 債	△2,360,469	1,650,781
株 式 等	△275,973	1,326,830
その他の証券	△178,731	185,243
貸付金	6,021	△33,764
保険約款貸付	△9,322	△8,098
一般貸付	15,343	△25,666
不動産	31,551	55,543
うち投資用	11,178	65,350
繰延税金資産	204,421	△284,700
その他の	△13,011	50,006
貸倒引当金	58	62
一般勘定計	△1,126,801	2,830,205
うち外貨建資産	△2,906,490	2,326,528

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

d. 資産運用関係収益（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
利息及び配当金等収入	761,129	114.0	859,455	112.9
預貯金利息	9,883	1254.7	18,623	188.4
有価証券利息・配当金	673,754	113.6	753,948	111.9
貸付金利息	27,127	112.5	32,512	119.9
不動産賃貸料	32,485	101.2	34,941	107.6
その他利息配当金	17,878	104.4	19,429	108.7
金銭の信託運用益	287	75.5	2,861	997.0
有価証券売却益	358,718	535.2	144,673	40.3
国債等債券売却益	9,971	43.2	20,322	203.8
株式等売却益	142,723	669.2	35,820	25.1
外国証券売却益	206,023	910.2	88,531	43.0
有価証券償還益	1,120	63.6	3,398	303.3
為替差益	80,608	81.5	187,958	233.2
貸倒引当金戻入額	48	-	51	105.4
その他運用収益	1,100	40.3	728	66.2
合 計	1,203,013	143.1	1,199,128	99.7

e. 資産運用関係費用（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
支払利息	21,778	210.1	28,965	133.0
売買目的有価証券運用損	-	-	22	-
有価証券売却損	344,998	507.0	115,774	33.6
国債等債券売却損	15,206	65.1	6,430	42.3
株式等売却損	5,896	156.0	10,857	184.1
外国証券売却損	323,894	792.0	98,486	30.4
有価証券評価損	2,690	27.9	3,992	148.4
株式等評価損	2,625	27.2	3,992	152.1
外国証券評価損	65	-	-	-
有価証券償還損	75	-	5	7.7
金融派生商品費用	161,882	-	289,919	179.1
賃貸用不動産等減価償却費	8,950	106.2	9,758	109.0
その他運用費用	48,275	305.0	21,408	44.3
合 計	588,650	524.0	469,848	79.8

f. 資産別運用利回り（一般勘定）

（単位：％）

区 分	2022年度	2023年度
現預金・コールローン	2.86	5.21
買入金銭債権	0.59	0.47
金銭の信託	△1.13	△0.68
有価証券	2.06	2.38
うち公社債	1.44	1.53
うち株式	13.97	6.01
うち外国証券	1.54	3.00
公社債	0.41	3.44
株式等	6.16	1.43
貸付金	1.64	2.06
うち一般貸付	1.38	1.88
不動産	2.23	2.12
うち投資用	3.22	2.93
一般勘定計	1.79	2.10
うち海外投融資	1.27	2.89

(注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。

3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

g. 主要資産の平均残高（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2022年度	2023年度
現預金・コールローン	1,268,238	1,304,464
買入金銭債権	423,906	531,765
金銭の信託	9,449	15,556
有価証券	28,378,349	28,618,729
うち公社債	14,631,708	14,790,443
うち株式	1,351,763	1,462,639
うち外国証券	11,959,660	11,958,839
公社債	9,609,526	9,299,097
株式等	2,350,134	2,659,742
貸付金	2,139,151	2,265,080
うち一般貸付	1,896,723	2,031,067
不動産	577,575	642,662
うち投資用	400,978	464,303
一般勘定計	34,334,827	34,724,696
うち海外投融資	13,498,138	13,372,842

h. 有価証券の時価情報（一般勘定）

（１）売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	14,990	28	24,345	2,044

（注）本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

（２）有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2022年度末					2023年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,431,156	1,728,670	198,413	198,413	△124	1,926,606	2,092,804	166,198	166,198	△18,592
責任準備金対応債券	13,192,906	13,616,612	417,707	976,068	△557,360	13,799,326	13,927,226	△272,100	667,908	△939,909
子会社・関連会社株式	63,077	46,826	△17,451	-	△17,451	43,424	44,060	625	625	-
その他の有価証券	12,881,722	13,256,160	368,428	1,303,032	△934,604	13,740,436	15,113,583	1,372,947	2,308,171	△936,224
公 社 債	3,025,881	2,839,870	△186,011	34,902	△220,913	2,468,761	2,174,180	△294,580	27,873	△322,454
株 式	1,065,128	2,118,406	1,053,280	1,084,853	△31,573	1,823,271	3,973,377	1,749,106	1,774,963	△25,857
外 国 証 券	7,703,747	7,207,489	△496,257	160,382	△656,640	8,960,882	8,836,843	△124,039	407,593	△522,632
公 社 債	6,169,486	6,788,664	△379,822	96,914	△476,736	6,668,920	6,540,941	△127,978	213,839	△341,818
株 式 等	1,544,260	1,418,824	△125,436	64,468	△189,903	2,291,962	2,294,902	2,939	194,053	△191,113
その他の証券	248,157	251,419	3,261	19,668	△16,396	365,676	398,928	43,251	87,063	△13,811
買入金銭債権	296,519	296,712	201	3,236	△3,034	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721
譲渡性預金	542,300	542,253	△46	-	△46	266,000	254,982	△117	-	△117
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	27,663,862	28,636,959	977,097	2,476,638	△1,499,540	29,610,182	30,777,063	1,267,470	3,121,196	△1,853,726
公 社 債	16,188,512	16,628,537	367,824	1,016,901	△648,376	14,714,757	14,314,687	△400,069	694,259	△1,094,329
株 式	1,065,954	2,118,958	1,052,994	1,084,853	△31,858	1,824,111	3,973,642	1,749,531	1,775,389	△25,857
外 国 証 券	10,337,417	9,890,878	△446,538	161,989	△608,528	12,473,604	12,368,151	△105,452	593,806	△708,958
公 社 債	8,740,918	8,426,680	△314,237	287,521	△601,758	10,138,856	10,020,464	△118,392	399,482	△517,845
株 式 等	1,606,489	1,463,897	△142,591	64,468	△197,069	2,334,747	2,337,687	2,939	194,053	△191,113
その他の証券	248,157	251,419	3,261	19,668	△16,396	365,676	398,928	43,251	87,063	△13,811
買入金銭債権	296,519	296,712	201	3,236	△3,034	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721
譲渡性預金	542,300	542,253	△46	-	△46	266,000	254,982	△117	-	△117
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2022年度末	2023年度末
子会社・関連会社株式	789,941	1,193,362
その他の有価証券	198,522	261,773
国 内 株 式	21,414	22,762
外 国 株 式	34,558	34,558
そ の 他	142,548	204,452
合 計	988,463	1,455,135

i. 金銭の信託の時価情報（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2022年度末					2023年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	14,990	14,990	-	-	-	24,345	24,345	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	14,990	28	24,345	2,044

・運用目的以外の金銭の信託

2022年度末、2023年度末ともに残高がないため、記載していません。

(ご参考)

金融商品に係る会計基準における「市場価格のない株式等および組合等」についても

一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2022年度末					2023年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,831,156	1,728,570	106,433	198,537	△124	1,926,906	2,092,804	166,198	184,790	△18,692
責任準備金対応債券	13,182,906	13,610,423	417,707	978,066	△567,360	13,799,326	13,827,225	△272,106	667,808	△939,909
子会社・関連会社株式	843,019	879,288	36,238	43,687	△7,451	1,236,988	1,368,097	118,110	118,110	-
その他の有価証券	13,005,244	13,497,116	416,871	1,382,016	△965,144	14,002,409	15,488,404	1,485,994	2,381,909	△895,914
公 社 債	3,026,881	2,933,870	△192,911	34,902	△226,913	2,468,761	2,174,180	△294,580	27,573	△322,154
株 式	1,086,839	2,139,820	1,063,280	1,064,883	△31,473	1,346,034	3,095,139	1,749,106	1,774,963	△28,857
外 国 証 券	7,872,903	7,426,388	△446,535	208,543	△657,179	9,186,258	9,122,686	△63,572	490,311	△622,912
公 社 債	6,159,486	5,788,464	△370,822	96,914	△466,736	6,468,929	6,540,941	△117,978	213,539	△331,518
株 式 等	1,714,607	1,638,493	△77,813	112,629	△190,443	2,496,338	2,581,716	85,377	276,772	△191,394
その他の証券	288,618	289,101	4,082	20,480	△16,397	390,312	434,173	43,861	67,781	△13,920
買入金融債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034	387,643	377,300	△9,743	978	△16,721
譲渡性預金	842,300	842,283	△46	-	△46	266,000	264,982	△47	-	△47
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	28,647,325	29,716,564	1,069,238	2,569,309	△1,506,080	30,906,328	32,433,531	1,466,202	3,322,319	△1,854,116
公 社 債	18,168,513	18,536,937	367,524	1,016,991	△649,376	14,714,787	14,914,687	△200,009	494,289	△1,694,329
株 式	1,268,387	2,322,361	1,062,994	1,064,883	△31,888	1,830,838	3,280,369	1,449,531	1,775,389	△28,857
外 国 証 券	11,011,006	10,676,587	△334,529	443,938	△799,367	13,582,666	13,677,335	94,670	792,910	△708,239
公 社 債	8,740,918	8,426,460	△314,237	287,521	△601,758	10,136,856	10,020,464	△118,392	399,462	△417,848
株 式 等	2,290,148	2,248,876	△41,291	196,316	△197,608	3,453,808	3,656,871	203,062	394,457	△191,394
その他の証券	339,559	343,941	4,082	20,480	△16,397	495,024	528,085	43,061	67,781	△13,920
買入金融債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034	387,643	377,300	△9,743	978	△16,721
譲渡性預金	842,300	842,283	△46	-	△46	266,000	264,982	△47	-	△47
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 有価証券の時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2022年度末が 92,131百万円、2023年度末が 200,732百万円となっています。

不動産（土地・借地権）の差損益

（単位：百万円）

区 分	2022年度末	2023年度末
不 動 産 の 差 損 益	212,562	213,009

(注)土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

j. デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）（一般勘定）

（１）差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区 分	2022年度末						2023年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	△915	△200,674	-	-	-	△196,659	△13,806	△355,739	-	-	-	△369,545
ヘッジ会計非適用分	1,147	△200,021	△3,833	-	△1,129	△203,836	56	△114,666	△2,342	-	△,450	△111,501
合 計	△,163	△400,696	△3,833	-	△1,129	△400,496	△13,748	△470,405	△2,342	-	△,450	△481,047

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2022年度末通貨関連 △209,955百万円、2023年度末通貨関連 △357,149百万円となっています。

（２）金利関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	264,235	253,210	△12,010	△12,010	378,210	378,200	△33,873	△33,873
	固定金利支払／変動金利受取	100,147	100,147	17,173	17,173	113,557	113,557	20,124	20,124
	合 計				6,163				△13,748

（注）差損益欄には、時価を記載しています。

（ご参考）

金利スワップ契約の内容

〔2023年度末〕

（単位：百万円、％）

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	10	500	2,000	700	-	378,000	378,210
平均受取固定金利	0.86	0.16	0.71	0.83	-	0.95	0.94
平均支払変動金利	0.63	0.41	0.55	0.47	-	0.01	0.01
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	-	-	45,423	68,134	-	-	113,557
平均支払固定金利	-	-	1.83	2.39	-	-	2.17
平均受取変動金利	-	-	6.77	7.31	-	-	7.09

(3) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約								
	売却	8,298,542	702,683	△482,097	△482,097	5,924,009	448,248	△496,468	△496,468
	(米ドル)	4,989,945	663,063	△292,026	△292,026	4,632,049	437,284	△381,858	△381,858
	(ユーロ)	2,131,914	-	△176,149	△176,149	777,954	-	△55,944	△55,944
	(豪ドル)	926,362	27,290	△14,634	△14,634	439,328	-	△51,538	△51,538
	買増	3,522,443	-	54,000	54,000	1,383,039	1,614	30,252	30,252
	(米ドル)	1,697,147	-	10,407	10,407	981,910	1,614	22,013	22,013
	(ユーロ)	1,336,183	-	47,926	47,926	234,683	-	7,270	7,270
	(豪ドル)	396,207	-	△5,848	△5,848	114,029	-	1,298	1,298
	通貨オプション								
	売却								
	コール	83,200	-			407,720	-		
	(米ドル)	(678)	-	256	422	(944)	-	895	49
	プット	-	-	-	-	130,000	-	4	387
	(米ドル)	(-)	-	-	-	(392)	-	4	387
	買増								
	プット	914,650	-			699,049	-		
	(米ドル)	(3,933)	-	1,632	△2,301	(3,969)	-	171	△3,697
	通貨スワップ								
	(米ドル)	37,806	35,351	△7,039	△7,039	40,507	40,507	△15,019	△15,019
	(ユーロ)	35,351	35,351	△6,634	△6,634	40,507	40,507	△15,019	△15,019
	合 計				△437,016				△484,496

(注)1.()内には、オプション料を記載しています。

2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。開示の対象より除いている通貨スワップは、2022年度末が米ドルの契約額 582,357百万円、時価 36,319百万円、差損益 36,319百万円、2023年度末が米ドルの契約額 630,563百万円、時価 14,089百万円、差損益 14,089百万円です。

3. 差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(4) 株式関連

(単位：百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	株価指数オプション								
	売 建								
	コール	40,000 (1,048)	-	390	656	- (-)	-	-	-
	買 建								
	プット	547,130 (4,936)	-	446	△4,489	550,000 (2,342)	-	0	△2,342
合 計					△3,833				△2,342

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

(5) 債券関連

2022年度末、2023年度末ともに残高がないため、記載していません。

(6) その他

(単位：百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	マルチ・アセット指数オプション								
	売 建								
	コール	97,881 (291)	-	182	108	90,382 (219)	-	610	△391
	買 建								
	コール	196,144 (4,144)	-	2,905	△1,238	264,444 (5,620)	-	11,362	8,842
合 計					△1,129				8,450

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

5. 貸借対照表

(単位:百万円)

期 別 科 目	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)	期 別 科 目	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,329,461	740,775	保険契約準備金	28,641,672	29,101,622
現金	10	10	支払準備金	120,531	126,094
預貯金	1,329,451	740,765	責任準備金	28,305,473	28,761,989
コールローン	847,388	834,182	社員配当準備金	215,667	213,538
買入金銭債権	407,646	479,404	再保険借	120	3,230
金銭の信託	14,990	24,345	社 債	396,510	448,695
有価証券	28,829,411	32,471,386	その他の負債	4,209,470	5,745,603
国 債	11,686,665	11,314,158	売現先勘定	3,110,297	4,760,283
地 方 債	192,009	188,844	債券貸借取引受入担保金	67,438	-
社 債	3,309,271	3,116,211	借 入 金	170,000	170,000
株 式	2,456,106	3,449,389	未払法人税等	-	1,115
外国証券	10,831,959	13,858,843	未 払 金	73,741	31,091
その他の証券	353,398	543,939	未 払 費 用	43,804	45,335
貸 付 金	2,198,274	2,164,509	前 受 収 益	845	863
保険約款貸付	234,873	226,775	預 り 金	71,007	70,202
一般貸付	1,963,401	1,937,734	預 り 保 証 金	29,668	32,815
有形固定資産	594,472	648,051	金融派生商品	590,475	550,699
土 地	385,086	432,329	金融商品等受入担保金	34,091	68,808
建 物	197,769	204,907	リ ー ス 債 権	1,808	594
リース資産	1,727	575	資産除去債務	1,769	1,777
建設仮勘定	5,169	6,331	仮 受 金	10,911	10,017
その他の有形固定資産	4,720	3,907	その他の負債	3,612	1,999
無形固定資産	37,366	44,315	価格変動準備金	849,526	907,826
ソフトウェア	30,677	30,469	再評価に係る繰延税金負債	12,466	12,430
その他の無形固定資産	6,689	13,846	負債の部合計	34,109,767	36,219,409
代理店貸	0	-	(純資産の部)		
再保険貸	120	412	基 金	-	50,000
その他の資産	520,127	557,635	基金償却積立金	639,000	639,000
未 収 金	51,984	33,862	再評価積立金	2	2
前払費用	7,368	7,697	剰 余 金	320,951	332,785
未収収益	144,341	177,245	損失填補準備金	6,404	6,604
預託金	4,988	5,031	その他の剰余金	314,546	326,180
先物取引差入証拠金	48,331	45,003	価格変動積立金	165,000	255,000
金融派生商品	148,928	46,873	社会及び契約者福祉増進基金	1,355	1,344
金融商品等受入担保金	91,238	183,905	別途積立金	223	223
仮 払 金	9,037	10,012	当期未処分剰余金	147,967	69,612
その他の資産	13,908	48,003	基金等合計	959,953	1,021,787
前払年金費用	26,764	28,479	その他の有価証券評価差額金	300,314	1,048,898
繰延税金資産	493,008	208,307	繰延ヘッジ損益	△12,224	△32,494
貸倒引当金	△867	△804	土地再評価差額金	△59,645	△56,600
			評価・換算差額等合計	228,444	959,803
			純資産の部合計	1,188,398	1,981,591
資産の部合計	35,298,166	38,201,001	負債及び純資産の部合計	35,298,166	38,201,001

2023 年度 貸借対照表注記

1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
- なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
 最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険等の主契約
 確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
 拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
 確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約
 一時払養老保険契約（一部を除く）
 利率変動型終身保険（一時払）契約
 個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
 個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、28 百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8 年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	299,457 百万円
勤務費用	12,802 百万円
利息費用	1,721 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	899 百万円
退職給付の支払額	△14,211 百万円
期末における退職給付債務	300,669 百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	333,368 百万円
期待運用収益	2,153 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	72,035 百万円
事業主からの拠出額	5,410 百万円
退職給付の支払額	△5,889 百万円
期末における年金資産	407,078 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	300,669 百万円
年金資産	△407,078 百万円
	△106,408 百万円
未認識数理計算上の差異	77,929 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△28,479 百万円
前払年金費用	△28,479 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△28,479 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,802 百万円
利息費用	1,721 百万円
期待運用収益	△2,153 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△352 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	12,018 百万円

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	50%
生命保険一般勘定	28%
債 券	5%
投資信託	4%
その他	13%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 56%含まれています。

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,328 百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

ヘッジ関係のうち、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022 年 3 月 17 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 40 号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

12. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006 年 4 月 1 日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）を適用（ただし、2006 年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表 2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第 5 項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

13. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。

なお、前事業年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当事業年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022 年 10 月 28 日 企業会計基準第 27 号）等を当期首から適用し、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

従来、所得等に対する法人税及び住民税について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税及び住民税について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、基金等及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税及び住民税については、当該法人税及び住民税が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、基金等又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、基金等又は評価・換算差額等に対して課された法人税及び住民税の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

この結果、当期の「法人税及び住民税」が 25,985 百万円減少、「当期純剰余」が同額増加し、評価・換算差額等の「その他有価証券評価差額金」が同額減少しております。

16. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することによって管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、

デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	254,952	254,952	-
うち、その他有価証券	254,952	254,952	-
買入金銭債権	479,404	475,173	△4,231
うち、その他有価証券	377,300	377,300	-
金銭の信託	24,345	24,345	-
有価証券	30,933,203	30,827,726	△105,476
売買目的有価証券	682,316	682,316	-
満期保有目的の債券	1,926,606	2,092,804	166,198
責任準備金対応債券	13,799,326	13,527,225	△272,100
子会社株式及び関連会社株式	43,624	44,050	425
その他有価証券※1	14,481,329	14,481,329	-
貸付金	2,164,509		
貸倒引当金※2	△542		
	2,163,967	2,105,204	△58,762
社債	448,695	439,871	△8,824
借入金	170,000	167,646	△2,354
デリバティブ取引※3	(503,825)	(503,825)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(102,320)	(102,320)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(401,505)	(401,505)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注1）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	162,180	170,468	8,288
	外国証券(公社債)	1,315,800	1,492,302	176,502
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	58,625	57,799	△826
	外国証券(公社債)	390,000	372,233	△17,766
合計		1,926,606	2,092,804	166,198

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	7,553,241	8,211,639	658,397
	外国証券(公社債)	309,190	318,600	9,410
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	4,471,948	3,700,599	△771,348
	外国証券(公社債)	1,464,946	1,296,385	△168,560
合計		13,799,326	13,527,225	△272,100

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	38,221	39,199	978
	公社債	399,842	427,415	27,573
	株式	1,167,911	2,942,875	1,774,963
	外国証券	4,407,634	4,816,363	408,729
	公社債	3,303,358	3,518,034	214,675
	株式等	1,104,275	1,298,329	194,053
	その他の証券	202,671	259,734	57,063
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	255,000	254,952	△47
	買入金銭債権	348,822	338,101	△10,721
	公社債	2,068,919	1,746,765	△322,154
	株式	155,360	129,502	△25,857
	外国証券	4,542,111	4,019,479	△522,632
	公社債	3,354,425	3,022,906	△331,518
	株式等	1,187,686	996,572	△191,113
	その他の証券	153,005	139,194	△13,811
合計		13,739,500	15,113,583	1,374,083

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※１}	1,176,653
組合出資金等 ^{※２}	361,529

※１ 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※２ 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
譲渡性預金	255,000	-	-	-
買入金銭債権	236,052	223	309	252,543
有価証券	560,613	3,326,020	7,820,294	13,295,073
満期保有目的の債券	215,741	380,300	440,700	889,524
責任準備金対応債券	121,447	1,672,357	4,429,210	7,592,579
その他の有価証券	223,424	1,273,362	2,950,384	4,812,969
貸付金 ^{※１}	276,792	513,047	525,931	581,962
社債	-	-	-	297,030
借入金	-	-	-	170,000

※１ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

（３）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
譲渡性預金	-	254,952	-	254,952
買入金銭債権	-	235,977	141,323	377,300
金銭の信託	-	-	24,345	24,345
有価証券	6,909,309	6,245,604	1,418,287	14,573,202
売買目的有価証券	566,436	115,879	-	682,316
其他有価証券	6,342,873	6,129,724	1,418,287	13,890,885
国債	973,547	-	-	973,547
地方債	-	39,461	-	39,461
社債	-	1,161,172	-	1,161,172
株式	3,067,828	4,548	-	3,072,377
外国証券	2,140,240	4,700,865	1,418,287	8,259,393
公社債	1,679,300	3,699,544	1,162,096	6,540,941
株式等	460,939	1,001,320	256,191	1,718,452
その他の証券	161,256	223,676	-	384,933
デリバティブ取引	1,840	44,861	171	46,873
通貨関連	-	31,093	171	31,265
金利関連	-	2,405	-	2,405
株式関連	1,639	-	0	1,639
その他	201	11,362	-	11,563
資産計	6,911,150	6,781,396	1,584,127	15,276,674
デリバティブ取引	231	549,568	899	550,699
通貨関連	-	512,592	899	513,492
金利関連	-	36,365	-	36,365
株式関連	231	-	-	231
その他	-	610	-	610
負債計	231	549,568	899	550,699

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は590,444百万円です。

当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	335,133
当期の損益又は評価・換算差額等	61,852
損益に計上※1	4,431
評価・換算差額等に計上	57,421
購入、売却、償還等の純額	193,458
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当期末残高	590,444
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	-

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は 408,797 百万円です。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	-	-	97,872	97,872
有価証券	10,230,934	5,431,139	2,006	15,664,079
満期保有目的の債券	100,875	1,991,928	-	2,092,804
国債	100,875	-	-	100,875
社債	-	127,392	-	127,392
外国証券	-	1,864,536	-	1,864,536
公社債	-	1,864,536	-	1,864,536
責任準備金対応債券	10,128,793	3,396,425	2,006	13,527,225
国債	10,128,793	-	-	10,128,793
地方債	-	127,064	-	127,064
社債	-	1,656,381	-	1,656,381
外国証券	-	1,612,980	2,006	1,614,986
公社債	-	1,612,980	2,006	1,614,986
子会社株式及び関連会社株式	1,264	42,785	-	44,050
貸付金	-	15,965	2,089,238	2,105,204
資産計	10,230,934	5,447,105	2,189,117	17,867,156
社債	-	439,871	-	439,871
借入金	-	167,646	-	167,646
負債計	-	607,517	-	607,517

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② 借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注2）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

② 期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 ^{※2}	合計
期首残高	153,716	14,990	1,055,717	1,431	1,225,856
当期の損益又は 評価・換算差額等 損益に計上 ^{※1}	△9,933	2,868	139,375	△9,962	122,349
評価・換算差額等 に計上	2	2,868	124,094	△9,962	117,003
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△9,935	-	15,281	-	5,345
レベル3の時価への 振替	△2,460	6,485	223,193	7,801	235,021
レベル3の時価からの 振替	-	-	-	-	-
当期末残高	-	-	-	-	-
当期の損益に計上した 額のうち貸借対照表日 において保有する金融 資産及び金融負債の評 価損益	141,323	24,345	1,418,287	△728	1,583,227
	-	-	-	△5,602	△5,602

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

17. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は 469,084 百万円、時価は 622,640 百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,436 百万円を計上しております。
18. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、5,188,107 百万円です。
19. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 37 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、585 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、585 百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、15 百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
債権のうち、貸付条件緩和債権額はあります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は、413,933 百万円です。
22. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、881,798 百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 子会社等に対する金銭債権の総額は、185,272 百万円、金銭債務の総額は、12,049 百万円です。
24. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 42 号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
25. 繰延税金資産の総額は、710,268 百万円、繰延税金負債の総額は、480,018 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、21,941 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 343,668 百万円及び価格変動準備金 253,828 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 381,110 百万円です。
当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は 9.1%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △20.6%です。

26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	215,667 百万円
前期剰余金よりの繰入額	57,067 百万円
当期社員配当金支払額	59,221 百万円
利息による増加等	25 百万円
当期末現在高	213,538 百万円

27. 子会社等の株式等の総額は、1,256,296 百万円です。

28. 担保に提供している資産の額は、有価証券 5,387,434 百万円です。

29. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、21 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、134,319 百万円です。

30. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する金額は、1,016,406 百万円です。

31. 保険業法第 60 条の規定により基金を 50,000 百万円新たに募集いたしました。

32. 2024 年 6 月 21 日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 50,000 百万円の期限前返済を行う予定です。

33. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、7,789 百万円です。

34. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。

35. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

6. 損益計算書

(単位:百万円)

期 別 科 目	2022年度 〔 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日 〕	2023年度 〔 自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日 〕
	金 額	金 額
経常収益	3,495,347	3,564,941
保険料収入	2,216,429	2,182,842
再保険料収入	2,213,957	2,178,902
貸倒準備引当金繰入	491	1,627
貸倒準備引当金繰出	1,980	2,311
貸倒準備引当金繰入	1,203,013	1,316,580
貸倒準備引当金繰出	761,129	859,455
貸倒準備引当金繰入	9,883	18,623
貸倒準備引当金繰出	673,754	753,948
貸倒準備引当金繰入	27,127	32,512
貸倒準備引当金繰出	32,485	34,941
貸倒準備引当金繰入	17,878	19,429
貸倒準備引当金繰出	287	2,861
貸倒準備引当金繰入	358,718	144,673
貸倒準備引当金繰出	1,120	3,398
貸倒準備引当金繰入	80,608	187,958
貸倒準備引当金繰出	48	51
貸倒準備引当金繰入	1,100	728
貸倒準備引当金繰出	-	117,452
貸倒準備引当金繰入	75,904	65,518
貸倒準備引当金繰出	5,198	4,418
貸倒準備引当金繰入	33,529	26,152
貸倒準備引当金繰出	4,614	1,714
貸倒準備引当金繰入	32,562	33,233
経常費用	3,433,494	3,417,665
保険料支払	1,963,119	2,031,101
再保険料支払	547,393	541,534
貸倒準備引当金繰入	424,557	432,258
貸倒準備引当金繰出	388,804	322,738
貸倒準備引当金繰入	551,624	554,615
貸倒準備引当金繰出	49,718	53,411
貸倒準備引当金繰入	1,021	126,542
貸倒準備引当金繰出	424,098	462,103
貸倒準備引当金繰入	2,853	5,562
貸倒準備引当金繰出	421,218	456,515
貸倒準備引当金繰入	26	25
貸倒準備引当金繰出	594,954	469,848
貸倒準備引当金繰入	21,778	28,965
貸倒準備引当金繰出	-	22
貸倒準備引当金繰入	344,998	115,774
貸倒準備引当金繰出	2,690	3,992
貸倒準備引当金繰入	75	5
貸倒準備引当金繰出	161,882	289,919
貸倒準備引当金繰入	8,950	9,758
貸倒準備引当金繰出	48,275	21,408
貸倒準備引当金繰入	6,304	-
貸倒準備引当金繰出	336,414	332,573
貸倒準備引当金繰入	114,906	122,038
貸倒準備引当金繰出	45,528	50,214
貸倒準備引当金繰入	28,253	28,111
貸倒準備引当金繰出	18,932	18,498
貸倒準備引当金繰入	22,192	25,213
経常利益	61,852	147,276
特別利益	123,866	1,528
特別損失	1,445	1,528
特別利益	122,420	-
特別損失	3,723	69,652
特別利益	703	521
特別損失	2,320	163
特別利益	-	9,956
特別損失	-	58,300
特別利益	699	711
特別損失	181,995	79,151
特別利益	6,312	△20,773
特別損失	28,477	27,978
特別利益	34,790	7,204
特別損失	147,204	71,946

2023 年度 損益計算書注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、12,265 百万円、費用の総額は、21,518 百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 20,322 百万円、株式等 35,820 百万円、外国証券 88,531 百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 6,430 百万円、株式等 10,857 百万円、外国証券 98,486 百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 3,992 百万円です。
5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は、3 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、132,191 百万円です。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入 0 百万円、売却損 22 百万円です。
7. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。
8. 金融派生商品費用には、評価益が 17,240 百万円含まれております。
9. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	122 百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	41 百万円
	計	163 百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

7. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

区 分	2022年度	2023年度
基礎利益 A	236,366	261,745
キャピタル収益	543,768	551,585
金融の信託運用益	28	2,044
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	358,718	144,673
金融派生商品収益	—	—
為替差益	80,608	187,958
その他キャピタル収益	104,412	216,907
キャピタル費用	607,042	593,984
金融の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	22
有価証券売却損	344,998	115,774
有価証券評価損	2,690	3,992
金融派生商品費用	161,882	289,919
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	97,472	184,274
キャピタル損益 B	△63,274	△42,398
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	173,091	219,347
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	111,239	72,071
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	50,600	17,000
個別貸倒引当金繰入額	14	27
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	60,624	55,044
臨時損益 C	△111,239	△72,071
経常利益 A+B+C	61,852	147,276

（参考）その他項目の内訳

（単位：百万円）

	2022年度	2023年度
基礎利益	△5,681	△31,816
マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	△5,951	291
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	71,212	177,969
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	△2,480	6,014
金融の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に該当する額	258	816
為替に係るヘッジコストに相当する額	△94,935	△213,508
投資信託の解約損益に相当する額	26,259	△7
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	△1,045	△3,392
その他キャピタル収益	104,412	216,907
マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	5,951	—
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	—
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	2,480	—
為替に係るヘッジコストに相当する額	94,935	213,508
投資信託の解約損益に相当する額	—	7
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	1,045	3,392
その他キャピタル費用	97,472	184,274
マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	—	291
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	71,212	177,969
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	—	6,014
為替に係るヘッジコストに相当する額	—	—
投資信託の解約損益に相当する額	26,259	—
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	—	—
その他臨時費用	60,624	55,044
個人年金保険の年金開始後契約の一部および一時払個人年金保険契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	60,624	55,044

8. 基金等変動計算書

2022年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等										基金等 合 計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金						剰余金 合計	
				損失填補 準備金	その他剰余金						
					価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	当期末処分 剰余金			
当 期 首 残 高	-	639,000	2	6,204	165,000	1,355	223	99,210	231,993	870,995	
当 期 変 動 額											
社員配当準備金の 積立								△58,310	△58,310	△58,310	
損失填補準備金の 積立				200				△200	-	-	
当 期 純 剰 余								147,204	147,204	147,204	
社会及び契約者福祉 増進基金の積立						700		△700	-	-	
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩						△699		699	-	-	
土地再評価差額金の 取崩								63	63	63	
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	200	-	0	-	88,757	88,958	88,958	
当 期 末 残 高	-	639,000	2	6,404	165,000	1,355	223	147,967	320,951	959,953	

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	895,346	△6,879	△59,581	828,885	1,699,880
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の 積立					△58,310
損失填補準備金の 積立					-
当 期 純 剰 余					147,204
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の 取崩					63
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	△595,032	△5,344	△63	△600,440	△600,440
当 期 変 動 額 合 計	△595,032	△5,344	△63	△600,440	△511,482
当 期 末 残 高	300,314	△12,224	△59,645	228,444	1,188,398

2023年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等									
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金					基金等 合 計
					その他剰余金				剰余金 合計	
					価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	当期末処分 剰余金		
当 期 首 残 高	-	639,000	2	6,404	165,000	1,355	223	147,967	320,951	959,953
当 期 変 動 額										
基 金 の 募 集	50,000									50,000
社員配当準備金の 積立								△57,067	△57,067	△57,067
損失填補準備金の 積立				200				△200	-	-
当 期 純 剰 余								71,946	71,946	71,946
価格変動積立金の 積立					90,000			△90,000	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の積立						700		△700	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩						△711		711	-	-
土地再評価差額金の 取崩								△3,045	△3,045	△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	50,000	-	-	200	90,000	△11	-	△78,354	11,833	61,833
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	6,604	255,000	1,344	223	69,612	332,785	1,021,787

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	300,314	△12,224	△59,645	228,444	1,188,398
当 期 変 動 額					
基 金 の 募 集					50,000
社員配当準備金の 積立					△57,067
損失填補準備金の 積立					-
当 期 純 剰 余					71,946
価格変動積立金の 積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の 取崩					△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	748,583	△20,269	3,045	731,359	731,359
当 期 変 動 額 合 計	748,583	△20,269	3,045	731,359	793,193
当 期 末 残 高	1,048,898	△32,494	△56,600	959,803	1,981,591

9. 剰余金処分案

(単位：百万円)

科 目	2022年度	2023年度
当期末処分剰余金	147,967	69,612
剰余金処分額	147,967	69,612
社員配当準備金	57,067	58,355
差引純剰余金	90,900	11,257
損失填補準備金	200	200
基金利息	-	357
任意積立金	90,700	10,700
基金償却準備金	-	10,000
価格変動積立金	90,000	-
社会及び契約者福祉増進基金	700	700

10. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末	2023年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	783	585
三月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	-	-
小 計	783	585
(対合計比)	(0.01)	(0.01)
正 常 債 権	6,211,212	7,378,897
合 計	6,211,996	7,379,482

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)

3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)

4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)

5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

11. 貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

摘 要	2022年度末	2023年度末
(1) 貸倒引当金残高		
(イ) 一般貸倒引当金	619	541
(ロ) 個別貸倒引当金	247	263
(ハ) 特定海外債権引当金	-	-
(2) 個別貸倒引当金		
(イ) 繰入額	277	291
(ロ) 取崩額（償却に伴う取崩額を除く）	263	264
(ハ) 純繰入額	14	27
(3) 特定海外債権引当金		
(イ) 対象国数	0カ国	0カ国
(ロ) 貸付額	-	-
(ハ) 繰入額	-	-
(ニ) 取崩額	-	-
(4) 貸付金償却	-	-

12. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	2022年度末	2023年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,257,297	5,358,237
基金等	902,886	963,075
価格変動準備金	849,526	907,826
危険準備金	752,500	769,500
一般貸倒引当金	619	541
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マックスの場合100%)	369,236	1,276,042
土地の含み損益×85%(マックスの場合100%)	140,576	143,513
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	727,392	729,409
負債性資本調達手段等	566,510	618,695
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△160,000	△160,000
その他	108,048	109,632
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	1,047,545	1,493,334
保険リスク相当額 R_1	61,574	59,651
第三分野保険の保険リスク相当額 R_2	69,167	70,199
予定利率リスク相当額 R_3	175,772	181,889
最低保証リスク相当額 R_7 *	2,973	2,855
資産運用リスク相当額 R_3	837,483	1,271,094
経営管理リスク相当額 R_4	22,939	31,713
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B) \times 100$	812.8%	717.6%

*最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(ご参考) 責任準備金積立方式・積立率

積立方式		2022年度末	2023年度末
		金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金 対象契約		
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は含みません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

13. 2023年度特別勘定の状況（2023年4月1日～2024年3月31日）

a. 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区 分	2022年度末	2023年度末
	金 額	金 額
個 人 変 額 保 険	58,299	66,305
変 額 個 人 年 金 保 険	43,759	41,215
団 体 年 金 保 険	688,460	774,278
特 別 勘 定 計	790,519	881,798

b. 個人変額保険（特別勘定）の状況

（1）保有契約高

（単位：件、百万円）

区 分	2022年度末		2023年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
個人変額保険（有期型）	7	30	4	21
個人変額保険（終身型）	44,702	233,611	42,936	227,115
合 計	44,709	233,641	42,940	227,137

（2）年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

（単位：百万円、％）

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	826	1.4	1,334	2.0
有 価 証 券	55,474	95.2	64,010	96.5
公 社 債	15,351	26.3	19,016	28.7
株 式	17,434	29.9	20,128	30.4
外 国 証 券	22,689	38.9	24,865	37.5
公 社 債	5,994	10.3	6,345	9.6
株 式 等	16,694	28.6	18,520	27.9
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	1,998	3.4	959	1.4
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	58,299	100.0	66,305	100.0

（3）個人変額保険特別勘定の運用収支状況

（単位：百万円）

区 分	2022年度	2023年度
	金 額	金 額
利 息 配 当 金 等 収 入	1,076	1,026
有 価 証 券 売 却 益	2,988	5,990
有 価 証 券 償 還 益	-	-
有 価 証 券 評 価 益	12,355	18,951
為 替 差 益	34	17
金 融 派 生 商 品 収 益	59	150
そ の 他 の 収 益	2	2
有 価 証 券 売 却 損	1,247	733
有 価 証 券 償 還 損	17	24
有 価 証 券 評 価 損	14,573	11,893
為 替 差 損	21	16
金 融 派 生 商 品 費 用	14	169
そ の 他 の 費 用	0	0
収 支 差 額	641	13,301

（注）2022年度の有価証券評価益 12,355百万円には有価証券振戻益 1,358百万円が、有価証券評価損 14,573百万円には有価証券振戻損 13,397百万円がそれぞれ含まれています。
 2023年度の有価証券評価益 18,951百万円には有価証券振戻益 1,176百万円が、有価証券評価損 11,893百万円には有価証券振戻損 10,997百万円がそれぞれ含まれています。

c. 変額個人年金保険（特別勘定）の状況

(1) 保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 個 人 年 金 保 険	66,094	133,848	57,701	104,363

(2) 年度末変額個人年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	4,173	9.5	3,665	8.9
有 価 証 券	36,711	83.9	34,184	82.9
公 社 債	12,585	28.8	10,788	26.2
株 式	3,877	8.9	3,793	9.2
外 国 証 券	16,595	37.9	16,557	40.2
公 社 債	15,487	35.4	15,591	37.8
株 式 等	1,108	2.5	966	2.3
そ の 他 の 証 券	3,652	8.3	3,044	7.4
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	2,874	6.6	3,365	8.2
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	43,759	100.0	41,215	100.0

(3) 変額個人年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
	金 額	金 額
利 息 配 当 金 等 収 入	680	1,146
有 価 証 券 売 却 益	1,882	1,407
有 価 証 券 償 還 益	-	-
有 価 証 券 評 価 益	3,619	4,738
為 替 差 益	20	8
金 融 派 生 商 品 収 益	211	64
そ の 他 の 収 益	1	2
有 価 証 券 売 却 損	818	268
有 価 証 券 償 還 損	12	22
有 価 証 券 評 価 損	5,713	3,331
為 替 差 損	14	2
金 融 派 生 商 品 費 用	146	96
そ の 他 の 費 用	446	91
収 支 差 額	△736	3,553

(注)2022年度の有価証券評価益 3,619百万円には有価証券振戻益 866百万円が、有価証券評価損 5,713百万円には有価証券振戻損 5,045百万円がそれぞれ含まれています。
2023年度の有価証券評価益 4,738百万円には有価証券振戻益 668百万円が、有価証券評価損 3,331百万円には有価証券振戻損 2,753百万円がそれぞれ含まれています。

14. 保険会社及びその子会社等の状況

a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)		
項 目	2022年度	2023年度
経 常 収 益	4,222,291	4,378,769
経 常 利 益	39,358	117,791
親会社に帰属する当期純剰余	119,992	164,196
包 括 利 益	△826,535	1,062,308

項 目	2022年度末	2023年度末
総 資 産	42,632,444	48,209,893
ソルベンシー・マージン比率	679.0%	639.5%

b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	36社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	7社
期中における重要な関係会社の異動について 「連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。	

(注) Singapore Life Holdings Pte. Ltd.は、International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を当連結会計年度の期首より適用しております。IFRS17の適用による影響は適及適用され、前連結会計年度については、適及適用後の連結財務諸表となっております。

この結果、適及適用前と比べて、前連結会計年度の連結損益計算書において、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ19,794百万円減少しております。

また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、税金等調整前当期純剰余は19,794百万円減少、営業活動によるキャッシュ・フローの小計に含まれる持分法による投資損益は同額増加しております。

なお、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の連結剰余金の期首残高は10,168百万円減少しております。

c. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)		
区 分	2022年度末	2023年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	783	585
三月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	-	-
小計 (対合計比)	783 (0.01)	585 (0.01)
正常債権	7,190,810	8,539,925
合計	7,191,593	8,540,510

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

d. 連結貸借対照表

(単位：百万円)

期 別 科 目	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)	期 別 科 目	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	1,565,736	1,102,612	保 険 契 約 準 備 金	35,233,129	37,723,230
コ ー ル ロ ー ン	847,388	834,182	文 払 備 金	169,352	228,310
買 入 金 銭 債 権	407,646	479,404	責 任 準 備 金 等	34,848,109	37,281,381
金 銭 の 信 託	14,990	24,345	社 員 配 当 準 備 金	215,667	213,538
有 価 証 券	33,568,041	38,852,266	再 保 険 借	12,643	21,144
貸 付 金	3,175,130	3,322,067	社 債	428,417	539,766
有 形 固 定 資 産	598,313	660,619	そ の 他 の 負 債	5,361,612	7,216,973
土 地	385,089	432,346	完 税 先 勘 定	3,110,297	4,760,283
建 物	198,570	206,170	債券貸借取引受入担保金	67,438	-
リ ー ス 資 産	2,128	7,592	そ の 他 の 負 債	2,183,877	2,456,689
建 設 仮 勘 定	5,169	6,427	退職給付に係る負債	4,133	2,440
その他の有形固定資産	7,355	8,082	役員退職慰労引当金	-	1
無 形 固 定 資 産	234,084	693,893	価 格 変 動 準 備 金	849,771	908,100
ソ フ ト ウ ェ ア	38,591	45,261	繰 延 税 金 負 債	5	964
の れ ん	40,085	490,406	再評価に係る繰延税金負債	12,466	12,430
その他の無形固定資産	155,407	158,197	負 債 の 部 合 計	41,902,180	46,425,050
代 理 店 貸	151	113	(純資産の部)		
再 保 険 貸	12,480	32,601	基 金	-	50,000
そ の 他 の 資 産	1,588,901	1,821,437	基 金 償 却 積 立 金	639,000	639,000
退職給付に係る資産	35,837	108,311	再 評 価 積 立 金	2	2
繰 延 税 金 資 産	588,114	282,554	連 結 剰 余 金	125,036	229,119
貸 倒 引 当 金	△4,373	△4,486	基 金 等 合 計	764,039	918,122
			その他の有価証券評価差額金	5,564	864,260
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△13,063	△36,360
			土 地 再 評 価 差 額 金	△59,645	△56,600
			為 替 換 算 調 整 勘 定	28,216	38,740
			退職給付に係る調整累計額	5,005	57,188
			その他の包括利益累計額合計	△33,921	867,227
			非 文 配 株 主 持 分	147	△507
			純 資 産 の 部 合 計	730,264	1,784,843
資 産 の 部 合 計	42,632,444	48,209,893	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	42,632,444	48,209,893

e. 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：百万円)

期 別 科 目	2022年度 〔 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日 〕	2023年度 〔 自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日 〕
	金 額	金 額
経常収益	4,222,291	4,378,769
保険料等収入	2,583,077	2,644,206
資産運用収益	1,542,012	1,643,252
利息及び配当金等収入	964,997	1,132,162
金融債の信託運用益	287	2,861
売買目的有価証券運用益	-	31,917
有価証券売却益	361,890	148,786
有価証券償還益	2,076	3,559
為替差益	77,386	192,241
その他の運用収益	135,375	14,270
特別勘定資産運用益	-	117,452
その他の経常収益	97,200	91,311
経常費用	4,182,932	4,260,978
保険金等支払金	2,161,551	2,303,512
保険料	597,894	597,207
年金	424,618	432,351
給付	519,679	480,481
解約返戻金	553,709	557,210
その他の返戻金等	65,648	236,261
責任準備金等繰入額	546,040	764,409
支払準備金繰入額	5,945	15,223
責任準備金繰入額	540,067	749,160
社員配当金積立利息繰入額	26	25
資産運用費用	816,509	501,233
支払利息	32,319	55,551
売買目的有価証券運用損	68,513	-
有価証券売却損	377,965	137,691
有価証券評価損	8,618	5,712
有価証券償還損	1,221	445
金融派生商品費用	235,685	229,103
貸倒引当金繰入額	84	39
貸貸用不動産等減価償却費用	8,954	9,758
その他の運用費用	76,842	62,931
特別勘定資産運用損	6,304	-
事業の他経常費用	478,930	507,797
その他の経常費用	179,901	184,025
経常利益	39,358	117,791
特別利益	124,317	107,212
固定資産等処分益	1,920	1,528
段階取得に係る差益	-	105,684
価格変動準備金戻入額	122,397	-
特別損失	3,946	59,796
固定資産等処分損失	775	575
減価償却損	2,471	180
価格変動準備金繰入額	-	58,328
社会及び契約者福祉増進助成金	699	711
税金等調整前当期純剰余	159,730	165,208
法人税及び住民税等	8,404	△11,607
法人税等調整額計	31,326	12,612
法人税等調整額	39,730	1,004
当期純剰余	119,999	164,203
非支配株主に帰属する当期純剰余	6	7
親会社に帰属する当期純剰余	119,992	164,196

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

期 別 科 目	2022年度 〔 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日 〕	2023年度 〔 自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日 〕
	金 額	金 額
当 期 純 利 益	119,999	164,203
そ の 他 の 包 括 利 益	△946,534	898,104
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,005,446	855,230
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△10,061	△23,297
為 替 換 算 調 整 勘 定	57,026	14,404
退職給付に係る調整額	6,072	52,182
持分法適用会社に対する持分相当額	5,873	△416
包 括 利 益	△826,535	1,062,308
親 会 社 に 係 る 包 括 利 益	△826,542	1,062,300
非支配株主に係る包括利益	6	7

f. 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	2022年度	2023年度
		〔 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日 〕	〔 自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日 〕
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純剰余（△は損失）		159,730	165,208
貸貸用不動産等減価償却費		8,954	9,758
減価償却費		38,442	36,220
減損損失		2,471	180
のれん償却額		7,470	9,970
支払資金の増減額（△は減少）		7,789	20,169
責任準備金の増減額（△は減少）		755,023	849,702
社員配当準備金積立利息繰入額		26	25
貸倒引当金の増減額（△は減少）		△153	△128
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）		△4,486	△1,701
価格変動準備金の増減額（△は減少）		△122,397	58,328
利息及び配当金等収入		△964,997	△1,132,205
有価証券関係損益（△は益）		98,407	△142,801
支払利息		32,319	55,551
為替差損益（△は益）		△81,491	△185,482
有形固定資産関係損益（△は益）		△1,136	222
持分法による投資損益（△は益）		16,586	7,039
取崩取得に係る差損益（△は益）		—	△105,684
代理店貸の増減額（△は増加）		125	47
再保険貸の増減額（△は増加）		△10,527	△19,959
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）		△1,524	△30,056
再保険借の増減額（△は減少）		△6,287	6,628
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）		△133,121	106,342
その他		291,642	222,627
小 計		92,866	△69,998
利息及び配当金等の受取額		1,004,892	1,120,312
利息の支払額		△30,118	△54,840
社員配当金の支払額		△58,895	△59,221
その他		△699	△711
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）		△52,964	4,470
営業活動によるキャッシュ・フロー		955,081	940,010
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額（△は増加）		△209,419	342,535
買入金銭債権の取得による支出		△1,552,482	△2,992,521
買入金銭債権の売却・償還による収入		1,451,157	2,910,824
金銭の信託の増加による支出		△9,768	△6,498
有価証券の取得による支出		△6,988,808	△8,203,715
有価証券の売却・償還による収入		8,800,634	6,527,627
貸付けによる支出		△913,355	△855,267
貸付金の回収による収入		873,810	785,846
その他		△2,167,721	739,615
資 産 運 用 活 動 計		△715,954	△751,553
（営業活動及び資産運用活動計）		(239,126)	(188,457)
有形固定資産の取得による支出		△54,824	△78,622
有形固定資産の売却による収入		3,895	5,134
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出		—	△339,342
その他		△16,738	△23,689
投資活動によるキャッシュ・フロー		△783,621	△1,188,073
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		50,000	—
借入金の返済による支出		—	△18
社債の発行による収入		—	151,665
社債の償還による支出		△84,000	△99,480
基金の募集による収入		—	50,000
その他		89,920	11,130
財務活動によるキャッシュ・フロー		55,920	113,297
現金及び現金同等物に係る換算差額		21,305	8,053
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		248,685	△126,711
現金及び現金同等物期首残高		297,861	546,546
現金及び現金同等物期末残高		546,546	419,835

g. 連結基金等変動計算書

2022年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	-	639,000	2	73,458	712,461
シンガポール特分益連関資産 取入等の会計基準（IFRS17）に 基づく累積的影響額				△10,168	△10,168
シンガポール特分益連関資産 取入等の会計基準（IFRS17）を 反映した当期末残高	-	639,000	2	63,289	702,292
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の 立				△58,310	△58,310
親会社に帰属する 当期純剰余				119,992	119,992
土地再評価差額金の 取				63	63
基金等以外の項目の 当期末変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	61,746	61,746
当 期 末 残 高	-	639,000	2	125,036	764,039

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他の包括利益 累計額	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,015,426	△3,001	△59,581	△39,098	△1,067	912,676	141	1,625,279
シンガポール特分益連関資産 取入等の会計基準（IFRS17）に 基づく累積的影響額								△10,168
シンガポール特分益連関資産 取入等の会計基準（IFRS17）を 反映した当期末残高	1,015,426	△3,001	△59,581	△39,098	△1,067	912,676	141	1,615,110
当 期 変 動 額								
社員配当準備金の 立								△58,310
親会社に帰属する 当期純剰余								119,992
土地再評価差額金の 取								63
基金等以外の項目の 当期末変動額（純額）	△1,009,861	△10,061	△63	67,315	6,072	△946,598	5	△946,593
当 期 変 動 額 合 計	△1,009,861	△10,061	△63	67,315	6,072	△946,598	5	△884,846
当 期 末 残 高	5,564	△13,063	△59,645	28,216	5,005	△33,921	147	730,264

2023年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	-	639,000	2	125,036	764,039
当 期 変 動 額					
基 金 の 募 集	50,000				50,000
社員配当準備金の 積立				△57,067	△57,067
親会社に帰属する 当期純剰余				164,196	164,196
土地再評価差額金の 取				△3,045	△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	50,000	-	-	104,083	154,083
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	229,119	918,122

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他の包括利益 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	5,564	△13,063	△59,645	28,216	5,005	△33,921	147	730,264
当 期 変 動 額								
基 金 の 募 集								50,000
社員配当準備金の 積立								△57,067
親会社に帰属する 当期純剰余								164,196
土地再評価差額金の 取								△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	858,696	△23,297	3,045	10,523	52,182	901,149	△664	900,496
当 期 変 動 額 合 計	858,696	△23,297	3,045	10,523	52,182	901,149	△664	1,054,578
当 期 末 残 高	864,260	△36,360	△56,600	38,740	57,188	867,227	△507	1,784,843

連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	連結子会社及び子法人等数 36 社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社、株式会社 PREVENT、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. です。 なお、当連結会計年度に株式会社 PREVENT の株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の株式を追加取得したことに伴い、同社及びその子会社 7 社を連結の範囲に含めております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
(2) 持分法の適用に関する事項	持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0 社 持分法適用関連法人等数 7 社 主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance です。 なお、当連結会計年度に Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の子会社 1 社を清算したことに伴い、持分法適用関連法人等から除いております。また、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の株式を追加取得し、同社及びその子会社 1 社を連結の範囲に含めたことに伴い、持分法適用関連法人等から除いております。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他）並びに関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

記載項目	
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(4) のれんの償却に関する事項	のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

2023 年度 連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
- なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
 最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険等の主契約
 確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
 拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
 確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約
 一時払養老保険契約（一部を除く）
 利率変動型終身保険（一時払）契約
 個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
 個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、28百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準

数理計算上の差異の処理年数 翌連結会計年度から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一

部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	308,660 百万円
勤務費用	13,270 百万円
利息費用	1,752 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△291 百万円
退職給付の支払額	△14,478 百万円
その他	91 百万円
期末における退職給付債務	309,005 百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	340,364 百万円
期待運用収益	2,282 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	72,523 百万円
事業主からの拠出額	5,655 百万円
退職給付の支払額	△6,002 百万円
その他	51 百万円
期末における年金資産	414,875 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	306,564 百万円
年金資産	△414,875 百万円
	△108,311 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,440 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△105,870 百万円
退職給付に係る負債	2,440 百万円
退職給付に係る資産	△108,311 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△105,870 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	13,270 百万円
利息費用	1,752 百万円
期待運用収益	△2,282 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△322 百万円
その他	12 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	12,430 百万円

⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	72,492 百万円
合計	72,492 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	79,434 百万円
合計	79,434 百万円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	50%
生命保険一般勘定	28%
債 券	5%
投資信託	4%
その他	13%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 55%含まれています。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数値計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数値計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、3,498 百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

当社のヘッジ関係のうち、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022 年 3 月 17 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 40 号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006 年 4 月 1 日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）を適用（ただし、2006 年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表 2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第 5 項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立の十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。

なお、前連結会計年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当連結会計年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん 34,859 百万円が含まれております。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値 22,816 百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費 285,518 百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。

・「金融サービス－保険契約」（Topic944）（ASU 第2018-12号、ASU 第2022-05号）

(1) 概要

長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。

(2) 適用予定日

米国子会社において、2025年度の期末より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

17. 当社は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022 年 10 月 28 日 企業会計基準第 27 号）等を当連結会計年度の期首から適用し、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

従来、所得等に対する法人税及び住民税等について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税及び住民税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、基金等及びその他の包括利益累計額に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税及び住民税等については、当該法人税及び住民税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、基金等又はその他の包括利益累計額に関連しており、かつ、基金等又はその他の包括利益累計額に対して課された法人税及び住民税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

この結果、当連結会計年度の「法人税及び住民税等」が 25,985 百万円減少、「親会社に帰属する当期純剰余」が同額増加し、その他の包括利益累計額の「その他有価証券評価差額金」が同額減少しております。

18. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	254,952	254,952	-
うち、その他有価証券	254,952	254,952	-
買入金銭債権	479,404	475,173	△4,231
うち、その他有価証券	377,300	377,300	-
金銭の信託	24,345	24,345	-
有価証券	38,269,218	38,162,559	△106,658
売買目的有価証券	2,392,119	2,392,119	-
満期保有目的の債券	2,055,291	2,219,178	163,887
責任準備金対応債券	13,834,827	13,561,628	△273,198
子会社株式及び関連会社株式	41,397	44,050	2,652
その他有価証券※1	19,945,582	19,945,582	-
貸付金	3,322,067		
貸倒引当金※2	△4,017		
	3,318,049	3,174,378	△143,671
社債	539,766	530,644	△9,122
デリバティブ取引※3	(393,095)	(393,095)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,753	12,753	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(405,848)	(405,848)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注1）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	213,533	225,974	12,440
	外国証券(公社債)	1,315,800	1,492,302	176,502
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	135,958	128,668	△7,290
	外国証券(公社債)	390,000	372,233	△17,766
合計		2,055,291	2,219,178	163,887

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	7,557,941	8,216,365	658,424
	外国証券(公社債)	309,190	318,600	9,410
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	4,502,750	3,730,276	△772,473
	外国証券(公社債)	1,464,946	1,296,385	△168,560
合計		13,834,827	13,561,628	△273,198

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	38,221	39,199	978
	公社債	454,960	484,884	29,924
	株式	1,167,967	2,943,123	1,775,155
	外国証券	5,835,302	6,273,331	438,028
	公社債	4,731,027	4,975,002	243,975
	株式等	1,104,275	1,298,329	194,053
	その他の証券	202,671	259,734	57,063
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	譲渡性預金	255,000	254,952	△47
	買入金銭債権	348,822	338,101	△10,721
	公社債	2,121,973	1,796,578	△325,394
	株式	155,360	129,502	△25,857
	外国証券	8,759,567	7,919,233	△840,333
	公社債	7,571,880	6,922,661	△649,219
	株式等	1,187,686	996,572	△191,113
	その他の証券	153,005	139,194	△13,811
合計		19,492,851	20,577,835	1,084,983

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	128,402
組合出資金等 ^{※2}	454,645

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	255,000	-	-	-
買入金銭債権	236,052	223	309	252,543
有価証券	1,095,430	5,013,577	9,261,006	15,534,252
満期保有目的の債券	215,941	381,711	487,277	976,974
責任準備金対応債券	121,447	1,672,357	4,429,210	7,631,879
その他有価証券	758,042	2,959,509	4,344,518	6,925,398
貸付金 [※]	297,416	632,782	714,435	1,400,623
社債	33,909	-	59,114	297,030

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	-	254,952	-	254,952
買入金銭債権	-	235,977	141,323	377,300
金銭の信託	-	-	24,345	24,345
有価証券	7,603,914	12,545,346	1,597,996	21,747,257
売買目的有価証券	1,227,630	1,095,044	69,445	2,392,119
その他の有価証券	6,376,283	11,450,302	1,528,551	19,355,137
国債	1,006,709	-	-	1,006,709
地方債	-	39,667	-	39,667
社債	-	1,235,085	-	1,235,085
株式	3,068,076	4,548	-	3,072,625
外国証券	2,140,240	9,947,323	1,528,551	13,616,115
公社債	1,679,300	8,945,905	1,272,359	11,897,565
株式等	460,939	1,001,418	256,191	1,718,550
その他の証券	161,256	223,676	-	384,933
貸付金	-	-	122,421	122,421
デリバティブ取引	2,080	188,333	10,370	200,784
通貨関連	-	53,152	171	53,323
金利関連	-	28,245	-	28,245
株式関連	1,814	95,573	10,199	107,587
その他	265	11,362	-	11,628
資産計	7,605,994	13,224,610	1,896,456	22,727,061
デリバティブ取引	252	592,401	1,226	593,879
通貨関連	-	521,004	899	521,904
金利関連	-	64,273	-	64,273
株式関連	252	6,512	326	7,091
その他	-	610	-	610
負債計	252	592,401	1,226	593,879

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021 年 6 月 17 日 企業会計基準適用指針第 31 号）第 24-3 項及び第 24-9 項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は 590,444 百万円です。

当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

（単位：百万円）	
	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	335,133
当連結会計期間の損益又はその他の包括 利益	61,852
損益に計上※1	4,431
その他の包括利益に計上※2	57,421
購入、売却、償還等の純額	193,458
当連結会計期間に基準価額を時価とみな す取扱いを適用した額	-
当連結会計期間に基準価額を時価とみな す取扱いを適用しないこととした額	-
当連結会計期間末残高	590,444
当連結会計期間の損益に計上した額のう ち連結貸借対照表日において保有する投 資信託の評価損益	-

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は 408,797 百万円です。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	-	-	97,872	97,872
有価証券	10,286,617	5,536,234	2,006	15,824,857
満期保有目的の債券	156,558	2,062,620	-	2,219,178
国債	156,558	-	-	156,558
地方債	-	16,097	-	16,097
社債	-	181,986	-	181,986
外国証券	-	1,864,536	-	1,864,536
公社債	-	1,864,536	-	1,864,536
責任準備金対応債券	10,128,793	3,430,828	2,006	13,561,628
国債	10,128,793	-	-	10,128,793
地方債	-	128,290	-	128,290
社債	-	1,689,557	-	1,689,557
外国証券	-	1,612,980	2,006	1,614,986
公社債	-	1,612,980	2,006	1,614,986
子会社株式及び関連会社株式	1,264	42,785	-	44,050
貸付金	-	15,965	3,035,991	3,051,956
資産計	10,286,617	5,552,200	3,135,869	18,974,687
社債	-	530,644	-	530,644
負債計	-	530,644	-	530,644

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注2）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報^{※1}

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	6.15%～7.45%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

② 期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ 取引 ^{※4}	合計
期首残高	153,716	14,990	1,126,664	123,140	5,156	1,423,668
当連結会計期間の損益 又はその他の包括利益 損益に計上 ^{※1}	△9,933	2,868	142,079	814	△14,523	121,305
その他の包括利益に計上 ^{※2}	2	2,868	124,208	814	△14,523	113,371
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△9,935	-	17,870	-	-	7,934
レベル3の時価への振替 ^{※3}	△2,460	6,485	323,341	△1,534	18,511	344,344
レベル3の時価からの振替	-	-	5,911	-	-	5,911
当連結会計期間末残高	-	-	-	-	-	-
当連結会計期間の損益に計上 した額のうち連結貸借対照表 日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	141,323	24,345	1,597,996	122,421	9,143	1,895,230
	-	-	△0	△12,102	△10,252	△22,355

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※3 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

19. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は 469,084 百万円、時価は 622,640 百万円です。
 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,436 百万円をその他の負債に計上しております。
20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、585 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、585 百万円です。
 上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、15 百万円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
 債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
 債権のうち、貸付条件緩和債権額はあります。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は、423,931 百万円です。
22. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、881,798 百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------|-------------|
| 当期首現在高 | 215,667 百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 57,067 百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 59,221 百万円 |
| 利息による増加等 | 25 百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 213,538 百万円 |
24. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、187,476 百万円です。
25. 担保に提供している資産の額は、有価証券 5,429,574 百万円、貸付金 773,250 百万円、現金及び預貯金 10,837 百万円です。
26. 取得による企業結合に関する事項は次のとおりです。
- (1) 企業結合の概要
- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 被取得企業の名称 | Singapore Life Holdings Pte. Ltd. |
| 事業の内容 | 保険事業および保険関連事業（注 1） |

（注1）Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は持株会社であり、同社傘下の子会社が保険事業等を営んでおります。

② 企業結合を行った主な理由

当社は、シンガポールをアジア事業戦略における中核市場の一つと位置付けており、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. に対しては、2019 年の初回出資以降、長期的に経営に關与する戦略投資家として、その事業拡大を支援してきました。

Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は、創業当初からデジタルを活用したビジネスモデルに強みを持ち、2020 年には Aviva のシンガポール事業を買収するなど、順調に業容を拡大しており、現在では多様な商品・販売チャネルを有するシンガポール大手生命保険会社の一角に成長しました。

また、アジア地域の事業展開としてフィリピンへも進出しています。このような実績・成長性の両面と、これまで築き上げてきた両社の良好な関係性を踏まえ、今般、子会社化の判断に至りました。

③ 企業結合日

2023 年 12 月 31 日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

Singapore Life Holdings Pte. Ltd.

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 26.47%

企業結合日に追加取得した議決権比率 73.53%

取得後の議決権比率 100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配していることが明確であるためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

企業結合日の決算財務諸表を使用しているため、被取得企業の業績は連結財務諸表に含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

企業結合の直前に所有していた株式の企業結合日における時価 126,937 百万円

追加取得に伴い支出した現金 378,489 百万円

取得原価 505,426 百万円

(4) 被取得企業の取得原価と、持分法による評価額との差額

段階取得に係る差益 105,684 百万円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 3,494 百万円

(6) 取得原価の配分に関する事項

① 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の部合計 1,335,651 百万円

（うち有価証券 1,213,740 百万円）

負債の部合計 1,286,431 百万円

（うち保険契約準備金 1,176,396 百万円）

② 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

1. 発生したのれん 455,546 百万円

2. 発生原因

買取価格算定時に見込んだ将来利益を反映させた投資額が、企業結合時に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったためであります。

なお、当連結会計年度末において、企業結合日時点における識別可能資産及び負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行っております。

そのため、現時点においては、無形固定資産等の追加認識を行っておらず、暫定的に取得原価と企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の純額との差額をのれんに計上しております。

従って、のれんの償却方法および償却期間も検討中です。

(7) 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定したときの当連結会計年度の連結損益計算書への影響の概算額

経常収益 417,594 百万円、経常損失 2,918 百万円、親会社に帰属する当期純損失 4,501 百万円であります。

概算額は、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の 2023 年 12 月期の年次決算書に基づき算定された経常収益、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失であります。なお、取得原価の配分が完了していないため、のれん等の償却額は当該計算に含めておりません。当該概算額は、実際に企業結合が当連結会計年度開始の日に完了した場合の Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の経常収益、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失を表すものではありません。

なお、当該影響額については監査証明を受けておりません。

27. 当社は、保険業法第 60 条の規定により基金を 50,000 百万円新たに募集いたしました。
28. 当社は、2024 年 6 月 21 日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 50,000 百万円の期限前返済を行う予定です。
29. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、5,188,107 百万円です。
30. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 37 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
31. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、22,331 百万円です。
32. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 506,019 百万円含まれています。
33. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 170,000 百万円含まれています。
34. その他資産及びその他負債には、米子子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ 667,754 百万円、609,211 百万円含まれています。
35. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
36. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応

報告第 42 号) に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

37. 繰延税金資産の総額は、852,325 百万円、繰延税金負債の総額は、553,322 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、17,412 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 442,138 百万円及び価格変動準備金 253,898 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 380,593 百万円です。
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は 0.6%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、段階取得に係る差益 △17.9%および社員配当準備金繰入額 △9.9%です。
38. Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は、International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を当連結会計年度の期首より適用しております。

(2023 年度連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	122 百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	41 百万円
	計	163 百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 5.0%で割り引いて算定しております。

(2023 年度連結包括利益計算書注記)

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額、法人税等及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	1,181,218 百万円
組替調整額	△8,442 百万円
法人税等及び税効果調整前	1,172,776 百万円
法人税等及び税効果額	△317,545 百万円
その他有価証券評価差額金	855,230 百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△35,141 百万円
組替調整額	3,172 百万円
法人税等及び税効果調整前	△31,968 百万円
法人税等及び税効果額	8,671 百万円
繰延ヘッジ損益	△23,297 百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	14,404 百万円
組替調整額	—
法人税等及び税効果調整前	14,404 百万円
法人税等及び税効果額	—
為替換算調整勘定	14,404 百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	72,815 百万円
組替調整額	△322 百万円
法人税等及び税効果調整前	72,492 百万円
法人税等及び税効果額	△20,310 百万円
退職給付に係る調整額	52,182 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	8,280 百万円
組替調整額	△8,696 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△416 百万円
その他の包括利益合計	898,104 百万円

2023 年度 連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。
2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,102,612 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△682,776 百万円</u>
資金（現金及び現金同等物）	<u>419,835 百万円</u>

3. 投資活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に短期資金活動による純増減額及び金融派生商品の決済による収支（純額）です。
4. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。

h. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2022年度末	2023年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,597,472	4,772,386
基金等	518,919	233,369
価格変動準備金	849,771	908,100
危険準備金	756,736	773,900
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	4,123	4,215
(その他の価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	32,194	1,055,840
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	140,574	143,511
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	6,942	79,434
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	779,854	787,136
負債性資本調達手段等	566,510	618,695
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△166,213	△170,265
その他	108,056	338,447
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_5^2 + R_6 + R_9})^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 + R_4 + R_8}$ (B)	1,059,629	1,492,488
保険リスク相当額 R_1	99,759	109,343
一般保険リスク相当額 R_5	—	873
巨大災害リスク相当額 R_6	0	1366
第三分野保険の保険リスク相当額 R_9	95,565	111,448
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	9	9
予定利率リスク相当額 R_2	175,797	181,913
最低保証リスク相当額 R_7^*	8,134	9,577
資産運用リスク相当額 R_3	832,861	1,249,530
経営管理リスク相当額 R_4	24,242	33,281
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B)$ × 100	679.0%	639.5%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

また、2022年度末はSingapore Life Holdings Pte. Ltd. におけるIFRS17適及適用後の計数を記載しています。

i. 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(ソルベンシー・マージン比率)

(メディケア生命保険株式会社)

(単位：百万円)

項 目	2022年度末	2023年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	56,047	44,236
資本金等	29,211	32,897
価格変動準備金	245	273
危険準備金	4,236	4,400
一般貸倒引当金	—	—
(その他の有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	△740	△631
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	52,462	57,727
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△29,368	△50,430
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4+R_5)^2}+R_6$ (B)	5,393	5,572
保険リスク相当額 R_1	455	410
第三分野保険の保険リスク相当額 R_2	3,107	2,481
予定利率リスク相当額 R_3	24	23
最低保証リスク相当額 R_4	—	—
資産運用リスク相当額 R_5	3,728	4,477
経営管理リスク相当額 R_6	219	221
ソルベンシー・マージン比率 (A) $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,078.2%	1,587.7%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条及び第87条、並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

j. セグメント情報

2022年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）及び2023年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

2024 年 5 月 23 日

住友生命保険相互会社

2023 年度決算補足資料

1. 一般勘定

a. 有価証券関係

（１）有価証券明細表	・・・	1 頁
（２）地域別地方債保有内訳	・・・	1 頁
（３）有価証券残存期間別残高	・・・	2 頁
（４）業種別株式保有の状況	・・・	3 頁

b. 貸付金関係

（１）貸付金明細表	・・・	4 頁
（２）国内企業向け貸付金企業規模別内訳	・・・	4 頁
（３）貸付金残存期間別残高	・・・	5 頁
（４）貸付金業種別内訳	・・・	6 頁
（５）貸付金担保別内訳	・・・	7 頁
（６）貸付金地域別内訳	・・・	7 頁

c. 海外投融資の状況

（１）資産別明細	・・・	8 頁
（２）海外投融資の地域別構成	・・・	9 頁
（３）外貨建資産の通貨別構成	・・・	9 頁

2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益	・・・	10 頁
b. 金銭の信託の時価情報	・・・	10 頁
c. デリバティブ取引の時価情報	・・・	11 頁

3. 会社計

a. 資産の構成	・・・	13 頁
b. 有価証券の時価情報	・・・	14 頁
c. 金銭の信託の時価情報	・・・	15 頁
d. デリバティブ取引の時価情報	・・・	16 頁

1. 一般勘定

a. 有価証券関係

(1) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
国 債	11,530,860	40.9	11,176,175	35.2
地 方 債	179,858	0.6	179,710	0.6
社 債	3,265,782	11.6	3,064,290	9.6
うち公社・公団債	2,061,529	7.3	1,826,541	5.7
う ち 外 貨 建	510,464	1.8	407,026	1.3
株 式	2,322,637	8.2	3,279,944	10.3
外 国 証 券	10,582,451	37.5	13,560,063	42.7
公 社 債	8,370,096	29.7	10,020,877	31.5
うち外貨建	6,536,038	23.2	7,680,012	24.2
株 式 等	2,212,355	7.8	3,539,186	11.1
うち外貨建	2,083,495	7.4	3,393,525	10.7
そ の 他 の 証 券	343,641	1.2	528,885	1.7
合 計	28,225,231	100.0	31,789,069	100.0
うち外貨建	9,129,998	32.3	11,480,564	36.1

(2) 地域別地方債保有内訳

(単位：百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
北 海 道	131	429
東 北	-	-
関 東	82,195	82,723
中 部	38,923	38,396
近 畿	35,745	35,595
中 国	3,207	3,097
四 国	-	-
九 州	19,655	19,468
合 計	179,858	179,710

住友生命保険相互会社

(3) 有価証券残存期間別残高

<2022年度末>

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	641,677	1,635,200	2,153,332	2,834,342	4,378,369	11,794,162	4,788,145	28,225,231
国 債	481,101	256,651	796,073	1,636,390	2,645,440	5,715,201	-	11,530,860
地 方 債	2,896	5,896	-	2,695	17,049	151,321	-	179,858
社 債	95,835	183,475	399,086	183,932	156,084	1,900,286	347,082	3,265,782
株 式							2,322,637	2,322,637
外 国 証 券	61,844	1,188,363	957,210	1,009,969	1,542,968	4,026,333	1,795,761	10,582,451
公 社 債	61,844	1,188,363	943,717	945,281	1,349,429	3,881,460	-	8,370,096
株 式 等	0	-	13,493	64,687	193,539	144,873	1,795,761	2,212,355
その他の証券	-	813	962	1,354	16,827	1,019	322,663	343,641
買入金銭債権	142,995	-	-	-	-	153,716	-	296,712
譲渡性預金	542,253	-	-	-	-	-	-	542,253
そ の 他	-	-	-	-	-	0	14,990	14,990
合 計	1,326,927	1,635,200	2,153,332	2,834,342	4,378,369	11,947,879	4,803,136	29,079,188

<2023年度末>

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	560,635	1,401,480	1,928,423	3,628,983	4,429,505	12,736,870	7,103,171	31,789,069
国 債	103,235	551,033	825,321	2,185,463	1,906,805	5,604,316	-	11,176,175
地 方 債	5,864	-	-	11,864	7,768	154,212	-	179,710
社 債	71,559	257,846	211,222	190,033	119,884	1,813,662	400,080	3,064,290
株 式							3,279,944	3,279,944
外 国 証 券	379,975	591,748	890,544	1,225,227	2,372,278	5,154,469	2,945,819	13,560,063
公 社 債	379,975	580,959	876,624	1,183,586	2,047,721	4,922,797	29,213	10,020,877
株 式 等	0	10,788	13,920	41,640	324,557	231,672	2,916,606	3,539,186
その他の証券	-	853	1,333	16,393	22,768	10,208	477,327	528,885
買入金銭債権	235,977	-	-	-	-	141,323	-	377,300
譲渡性預金	254,952	-	-	-	-	-	-	254,952
そ の 他	-	-	-	-	-	5,035	19,309	24,345
合 計	1,051,564	1,401,480	1,928,423	3,628,983	4,429,505	12,883,229	7,122,481	32,445,668

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

住友生命保険相互会社

(4) 業種別株式保有の状況

(単位：百万円、%)

区 分		2022年度末		2023年度末	
		金 額	占率	金 額	占率
水 産 ・ 農 林 業		320	0.0	390	0.0
飲 業		100	0.0	168	0.0
建 設 業		66,288	2.9	114,729	3.5
製 造 業	食 料 品	76,358	3.3	102,915	3.1
	織 維 製 品	12,335	0.5	14,791	0.5
	パ ル プ ・ 紙	7,141	0.3	9,541	0.3
	化 学	179,119	7.7	217,801	6.6
	医 薬 品	189,460	8.2	257,075	7.8
	石 油 ・ 石 炭 製 品	6,185	0.3	10,759	0.3
	ゴ ム 製 品	8,285	0.4	17,531	0.5
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	23,485	1.0	48,077	1.5
	鉄 鋼	24,962	1.1	34,645	1.1
	非 鉄 金 属	49,016	2.1	75,129	2.3
	金 属 製 品	9,566	0.4	16,204	0.5
	機 械	183,219	7.9	225,623	6.9
	電 気 機 器	309,327	13.3	431,882	13.2
	輸 送 用 機 器	69,250	3.0	135,957	4.1
	精 密 機 器	22,097	1.0	28,309	0.9
	そ の 他 製 品	66,709	2.9	57,179	1.7
電 気 ・ ガ ス 業		27,967	1.2	41,512	1.3
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	172,698	7.4	188,113	5.7
	海 運 業	11,003	0.5	15,301	0.5
	空 運 業	3,501	0.2	3,863	0.1
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	11,411	0.5	13,496	0.4
	情 報 ・ 通 信 業	74,439	3.2	109,464	3.3
商 業	卸 売 業	198,505	8.5	325,744	9.9
	小 売 業	40,576	1.7	57,211	1.7
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	159,289	6.9	278,814	8.5
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	6,369	0.3	15,477	0.5
	保 険 業	200,388	8.6	249,310	7.6
	そ の 他 金 融 業	17,821	0.8	43,883	1.3
不 動 産 業		34,967	1.5	61,911	1.9
サ ー ビ ス 業		60,466	2.6	77,122	2.4
合 計		2,322,637	100.0	3,279,944	100.0

(注)業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

住友生命保険相互会社

b. 貸付金関係

(1) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
保 険 約 款 貸 付	234,873	226,775
契 約 者 貸 付	214,618	207,831
保 険 料 振 替 貸 付	20,255	18,944
一 般 貸 付	1,963,401	1,937,734
(うち非居住者貸付)	(141,112)	(154,522)
企 業 貸 付	1,762,288	1,815,024
(うち国内企業向け)	(1,621,176)	(1,660,502)
国・国際機関・政府関係機関貸付	169,994	89,835
公共団体・公企業貸付	29,500	31,500
住 宅 ロ ー ン	1,614	1,372
消 費 者 ロ ー ン	3	2
そ の 他	-	-
合 計	2,198,274	2,164,509

(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区 分		2022年度末		2023年度末	
			占率		占率
大 企 業	貸付先数	171	72.8	168	72.7
	金 額	1,410,418	87.0	1,438,767	86.6
中 堅 企 業	貸付先数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
中 小 企 業	貸付先数	64	27.2	63	27.3
	金 額	210,757	13.0	221,735	13.4
国内企業向け 貸 付 計	貸付先数	235	100.0	231	100.0
	金 額	1,621,176	100.0	1,660,502	100.0

(注)1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業 種	①②の②、③、④を 除く企業		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大 企 業	常雇する 従業員 300人超 かつ	資本金 10億円以上	常雇する 従業員 50人超 かつ	資本金 10億円以上	常雇する 従業員 100人超 かつ	資本金 10億円以上	常雇する 従業員 100人超 かつ	資本金 10億円以上
中 堅 企 業		資本金3億円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金1億円超 10億円未満
中 小 企 業	資本金3億円以下または 常雇する従業員300人以下		資本金5千万円以下または 常雇する従業員50人以下		資本金5千万円以下または 常雇する従業員100人以下		資本金1億円以下または 常雇する従業員100人以下	

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。
3. 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
4. サービス業は、「物品貸貸業」、「学術研究・専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
5. 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）」の規模区分に準拠しています。

住友生命保険相互会社

(3) 貸付金残存期間別残高

<2022年度末>

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
変動金利	50,914	5,662	48,099	13,199	68,483	91,231	6,000	283,591
固定金利	259,049	233,306	226,014	130,227	274,284	556,926	-	1,679,809
一般貸付計	309,963	238,969	274,114	143,427	342,768	648,157	6,000	1,963,401

<2023年度末>

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
変動金利	60,513	7,941	61,603	73,787	8,258	98,581	40,000	350,685
固定金利	199,679	235,978	176,728	149,517	274,824	550,319	-	1,587,048
一般貸付計	260,192	243,919	238,332	223,305	283,083	648,901	40,000	1,937,734

住友生命保険相互会社

(4) 貸付金業種別内訳

区 分		(単位：百万円、%)			
		2022年度末		2023年度末	
		金 額	占率	金 額	占率
製造業		163,498	8.3	152,502	7.9
	食 料	14,014	0.7	14,774	0.8
	織 維	900	0.0	900	0.0
	木 材 ・ 木 製 品	400	0.0	100	0.0
	パ ル プ ・ 紙	16,700	0.9	18,380	0.9
	印 刷	-	-	-	-
	化 学	26,316	1.3	25,922	1.3
	石 油 ・ 石 炭	25,800	1.3	26,800	1.4
	窯 業 ・ 土 石	10,056	0.5	10,182	0.5
	鉄 鋼	18,100	0.9	8,100	0.4
	非 鉄 金 属	4,650	0.2	4,650	0.2
	金 属 製 品	1,021	0.1	1,000	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	12,847	0.7	13,537	0.7
	電 気 機 械	16,130	0.8	12,357	0.6
	輸 送 用 機 械	15,542	0.8	14,800	0.8
	そ の 他 の 製 造 業	1,020	0.1	1,000	0.1
国内向け	農 業 、 林 業	-	-	-	-
	漁 業	-	-	-	-
	鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	-	-	-	-
	建 設	10,487	0.5	10,825	0.6
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	241,496	12.3	257,107	13.3
	情 報 通 信 業	20,990	1.1	23,500	1.2
	運 輸 業 、 郵 便 業	169,955	8.7	172,955	8.9
	卸 売 業	339,500	17.3	322,600	16.6
	小 売 業	4,990	0.3	4,871	0.3
	金 融 業 、 保 険 業	396,523	20.2	440,747	22.7
	不 動 産 業	188,359	9.6	192,147	9.9
	物 品 賃 貸 業	107,232	5.5	107,012	5.5
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
	宿 泊 業	-	-	-	-
	飲 食 業	-	-	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
	教 育 、 学 習 支 援 業	-	-	-	-
	医 療 ・ 福 祉	-	-	-	-
	そ の 他 の サ ー ビ ス	8,000	0.4	8,000	0.4
海外向け	地 方 公 共 団 体	-	-	-	-
	個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	1,618	0.1	1,374	0.1
	合 計	1,822,288	92.8	1,783,211	92.0
	政 府 等	-	-	-	-
海外向け	金 融 機 関	141,112	7.2	154,522	8.0
	商 工 業 等	-	-	-	-
	合 計	141,112	7.2	154,522	8.0
一 般 貸 付 計		1,963,401	100.0	1,937,734	100.0

(注)1. 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。

2. 「国内向け貸付の合計」ならびに「一般貸付計」には日本国政府向け貸出を含みます。

(2022年度末 1,696億円、2023年度末 895億円)

住友生命保険相互会社

(5) 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
担 保 貸 付	10,732	0.5	9,534	0.5
有 価 証 券 担 保 貸 付	-	-	-	-
不動産・動産・財団担保貸付	10,732	0.5	9,534	0.5
指 名 債 権 担 保 貸 付	-	-	-	-
保 証 貸 付	12,656	0.6	10,838	0.6
借 用 貸 付	1,938,394	98.7	1,915,986	98.9
そ の 他	1,618	0.1	1,374	0.1
一 般 貸 付 計	1,963,401	100.0	1,937,734	100.0
うち劣後特約付貸付	125,800	6.4	162,300	8.4

(6) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
北 海 道	9,266	0.5	10,070	0.6
東 北	17,110	0.9	18,102	1.0
関 東	1,502,644	82.5	1,465,159	82.2
中 部	97,100	5.3	92,300	5.2
近 畿	140,366	7.7	144,151	8.1
中 国	15,112	0.8	17,400	1.0
四 国	5,550	0.3	5,430	0.3
九 州	33,520	1.8	29,224	1.6
合 計	1,820,670	100.0	1,781,837	100.0

(注)1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含みません。

2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

住友生命保険相互会社

c. 海外投融資の状況

(1) 資産別明細

ア. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	7,046,502	58.0	8,087,039	53.7
株 式 等	2,083,495	17.2	3,393,525	22.6
現 預 金・その他	624,015	5.1	599,977	4.0
外 貨 建 資 産 計	9,754,013	80.3	12,080,542	80.3

イ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
貸 付 金	236,846	2.0	232,867	1.5
現 預 金・その他	3,244	0.0	3,235	0.0
円 貨 額 が 確 定 し た 外 貨 建 資 産 計	240,091	2.0	236,103	1.6

ウ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	1,834,058	15.1	2,340,865	15.6
株 式 等	271,013	2.2	347,851	2.3
そ の 他	40,272	0.3	42,312	0.3
円 貨 建 資 産 計	2,145,344	17.7	2,731,029	18.1

エ. 合計

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
海 外 投 融 資	12,139,449	100.0	15,047,675	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

住友生命保険相互会社

(2) 海外投融資の地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末				2023年度末			
	外国証券	公社債	株式等	非居住者貸付	外国証券	公社債	株式等	非居住者貸付
北 米	金額 4,298,366 占率 40.6	3,771,103 45.1	527,263 23.8	141,112 100.0	6,083,550 44.9	5,116,322 51.1	967,227 27.3	154,522 100.0
ヨーロッパ	金額 1,828,123 占率 17.3	1,709,764 20.4	118,368 5.4	-	2,262,239 16.7	2,063,678 20.5	208,560 5.9	-
オセアニア	金額 630,571 占率 6.0	630,571 7.6	-	-	709,496 5.2	709,496 7.1	-	-
ア ジ ア	金額 161,532 占率 1.5	2,919 0.0	159,512 7.2	-	581,356 4.3	35,164 0.4	546,192 15.4	-
中 南 米	金額 3,450,631 占率 32.6	2,043,421 24.4	1,407,210 63.6	-	3,682,859 27.2	1,865,663 18.6	1,817,206 51.3	-
中 東	金額 - 占率 -	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	金額 3,533 占率 0.0	3,533 0.0	-	-	3,510 0.0	3,510 0.0	-	-
国際機関	金額 209,692 占率 2.0	209,692 2.5	-	-	237,050 1.7	237,050 2.4	-	-
合 計	金額 10,582,451 占率 100.0	8,370,096 100.0	2,212,355 100.0	141,112 100.0	13,560,063 100.0	10,020,877 100.0	3,539,186 100.0	154,522 100.0

(注) 本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。

(3) 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	7,314,169	75.0	9,469,941	78.4
豪 ド ル	916,665	9.4	929,565	7.7
ユ ー ロ	905,311	9.3	693,525	5.7
シンガポールドル	41,183	0.4	462,258	3.8
カナダドル	211,719	2.2	308,185	2.6
ニュージーランドドル	244,187	2.5	94,027	0.8
中 国 元	50,381	0.5	55,249	0.5
ベトナムドン	52,260	0.5	42,814	0.4
インドネシアルピア	15,722	0.2	15,724	0.1
英 ポ ンド	16	0.0	6,116	0.1
そ の 他	2,394	0.0	3,133	0.0
合 計	9,754,013	100.0	12,080,542	100.0

住友生命保険相互会社

2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益

(1) 個人変額保険

(単位：百万円)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	55,474	9,821	64,010	16,879

(2) 変額個人年金保険

(単位：百万円)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	36,711	2,084	34,184	3,491

b. 金銭の信託の時価情報

個人変額保険、変額個人年金保険ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

c. デリバティブ取引の時価情報

(1) 個人変額保険

(株式関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2022年度末			2023年度末		
		契約額等	うち1年経	時価	契約額等	うち1年経	時価
取引所	株価指数先物						
	売却	-	-	-	994	-	4
	買入	-	-	-	-	-	-
合 計							4

(通貨関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2022年度末			2023年度末		
		契約額等	うち1年経	時価	契約額等	うち1年経	時価
店頭	為替予約						
	売却	142	-	△2	-	-	-
	(BFA)	-	-	-	-	-	-
	(A-B)	142	-	△2	-	-	-
	買入	142	-	2	-	-	-
	(BFA)	-	-	-	-	-	-
	(A-B)	142	-	2	-	-	-
合 計				△0			-

(注)外貨建金融債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金融債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

(2) 変額個人年金保険

(株式関連)

(単位：百万円)

(貸方側)		2022年度末				2023年度末				(単位:百万円)
区分	種 類	契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	
		うち1年経				うち1年経				
取引所	株価指数先物									
	売却	-	-	-	-	-	-	-	-	
	買建	449	-	7	7	362	-	△4	△4	
	合 計				7				△4	

(通貨関連)

(単位：百万円)

区分		2022年度末				2023年度末			
種 類		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年経				うち1年経			
店頭	為替予約								
	売却	64	-	△1	△1	-	-	-	-
	(NFA)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(N-O)	64	-	△1	△1	-	-	-	-
	買建	64	-	1	1	-	-	-	-
	(NFA)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(N-O)	64	-	1	1	-	-	-	-
	合 計				0				

(注) 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

3. 会社計

a. 資産の構成（会社計）

（1）資産の構成

（単位：百万円、％）

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	2,176,849	6.2	1,574,957	4.1
買 入 金 銭 債 権	407,646	1.2	479,404	1.3
金 銭 の 信 託	14,990	0.0	24,345	0.1
有 価 証 券	28,829,411	81.7	32,471,386	85.0
公 社 債	15,187,946	43.0	14,619,214	38.3
株 式	2,456,106	7.0	3,449,389	9.0
外 国 証 券	10,831,959	30.7	13,858,843	36.3
公 社 債	8,455,063	24.0	10,110,124	26.5
株 式 等	2,376,895	6.7	3,748,718	9.8
そ の 他 の 証 券	353,398	1.0	543,939	1.4
貸 付 金	2,198,274	6.2	2,164,509	5.7
保 険 約 款 貸 付	234,873	0.7	226,775	0.6
一 般 貸 付	1,963,401	5.6	1,937,734	5.1
不 動 産	588,024	1.7	643,568	1.7
う ち 投 資 用	403,356	1.1	468,707	1.2
繰 延 税 金 資 産	493,008	1.4	208,307	0.5
そ の 他	590,827	1.7	635,326	1.7
貸 倒 引 当 金	△867	△0.0	△804	△0.0
会 社 計	35,298,166	100.0	38,201,001	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	10,019,114	28.4	12,395,549	32.4

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

（2）資産の増減

（単位：百万円）

区 分	2022年度	2023年度
	金 額	金 額
現預金・コールローン	1,032,339	△601,892
買 入 金 銭 債 権	97,506	71,758
金 銭 の 信 託	10,076	9,354
有 価 証 券	△2,533,230	3,641,975
公 社 債	420,309	△568,731
株 式	△139,541	993,282
外 国 証 券	△2,638,615	3,026,884
公 社 債	△2,379,453	1,655,061
株 式 等	△259,162	1,371,822
そ の 他 の 証 券	△175,382	190,540
貸 付 金	6,021	△33,764
保 険 約 款 貸 付	△9,322	△8,098
一 般 貸 付	15,343	△25,666
不 動 産	31,551	55,543
う ち 投 資 用	11,178	65,350
繰 延 税 金 資 産	204,421	△284,700
そ の 他	6,098	44,498
貸 倒 引 当 金	58	62
会 社 計	△1,145,157	2,902,835
う ち 外 貨 建 資 産	△2,888,550	2,376,434

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b. 有価証券の時価情報（会社計）

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	619,170	△19,521	706,661	67,828

(注) 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

(2) 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

(単位：百万円)

区 分	2022年度末					2023年度末				
	帳簿価額	時価	評価益	損益	損益	帳簿価額	時価	評価益	損益	損益
満期保有目的の債券	1,631,166	1,729,670	198,413	198,537	△124	1,926,606	2,092,604	166,198	184,790	△18,592
責任準備金対応債券	13,192,906	13,410,612	417,707	975,068	△557,360	13,799,326	13,527,225	△272,100	667,808	△939,909
子会社・関連会社株式	53,077	46,626	△7,451	-	△7,451	43,624	44,050	425	425	-
その他の有価証券	12,881,723	13,250,155	368,432	1,303,032	△934,604	13,740,636	15,113,583	1,372,947	2,268,171	△896,234
公 社 債	3,025,881	2,833,870	△192,011	34,902	△226,913	2,465,741	2,174,180	△294,560	27,573	△322,154
株 式	1,065,125	2,118,405	1,053,280	1,084,853	△31,573	1,323,271	3,072,377	1,749,106	1,774,963	△25,867
外 国 証 券	7,703,747	7,207,489	△496,257	160,382	△656,640	8,950,882	8,835,843	△115,038	407,593	△522,632
公 社 債	6,159,486	6,788,664	△370,822	95,914	△466,736	6,658,920	6,540,941	△117,978	213,539	△331,518
株 式 等	1,544,260	1,418,824	△125,435	64,468	△189,903	2,291,962	2,294,902	2,939	194,053	△191,113
その他の証券	248,187	251,419	3,261	19,658	△16,396	355,676	398,928	43,251	57,063	△13,811
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721
繰上性預金	542,300	542,253	△46	-	△46	255,000	254,952	△47	-	△47
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	27,658,862	28,435,959	977,097	2,476,638	△1,499,540	29,510,192	30,777,663	1,267,470	3,121,196	△1,853,726
公 社 債	15,168,512	15,526,037	367,524	1,016,901	△649,376	14,714,757	14,314,687	△400,069	694,259	△1,094,329
株 式	1,065,964	2,118,958	1,052,994	1,084,853	△31,858	1,324,111	3,073,642	1,749,531	1,775,389	△25,867
外 国 証 券	10,337,417	9,890,578	△446,838	351,989	△798,828	12,473,604	12,358,151	△115,452	593,506	△708,958
公 社 債	8,740,918	8,426,680	△314,237	287,521	△601,758	10,138,856	10,020,464	△118,392	399,482	△517,845
株 式 等	1,596,499	1,463,897	△132,601	64,468	△197,069	2,334,747	2,337,487	2,939	194,053	△191,113
その他の証券	248,187	251,419	3,261	19,658	△16,396	355,676	398,928	43,251	57,063	△13,811
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721
繰上性預金	542,300	542,253	△46	-	△46	255,000	254,952	△47	-	△47
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
子会社・関連会社株式	789,941	1,193,362
その他の有価証券	198,522	261,773
国 内 株 式	21,414	22,762
外 国 株 式	34,558	34,558
そ の 他	142,548	204,452
合 計	988,463	1,455,135

住友生命保険相互会社

c. 金銭の信託の時価情報（会社計）

区 分	2022年度末					2023年度末				
	貸借対照表計上額	時価	総損益	増益	総損	貸借対照表計上額	時価	総損益	増益	総損
金 銭 の 信 託	14,990	14,990	-	-	-	24,345	24,345	-	-	-

（注）時価額当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期末の信託に占まれた 総資産額	貸借対照表計上額	当期末の信託に占まれた 総資産額
運 用 目 的 の 信 託	14,990	25	24,345	2,044

・運用目的以外の金銭の信託

2022年度末、2023年度末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

d. デリバティブ取引の時価情報（会社計）

【定性的情報】

(1) 取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	－	金利スワップ、金利スワップション
為替派生商品	－	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション、株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
その他	－	マルチ・アセット指数オプション

(2) 取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引（例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等）は行わないこととしています。

(3) 利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

(4) リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

ア. 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

イ. 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。（デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト（債務不履行）により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。）

(5) リスク管理体制

ア. リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

住友生命保険相互会社

イ. リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産と合わせて管理しています。

ウ. リスク管理規定

「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

エ. リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引を合わせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

（6）定量的情報に関する補足説明

ア. デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

（単位：億円）

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2023年3月末	2024年3月末	2023年3月末	2024年3月末
金利スワップ				
金利スワップション(買建)	1,111	1,135	182	213
為替予約	119,107	73,962	2,847	1,230
通貨スワップ				
通貨オプション(買建)	15,348	13,701	1,103	1,282
株式オプション(買建)				
株価指数先渡	5,471	5,500	328	330
マルチ・アセット指数オプション(買建)	1,861	2,644	215	378
合 計			1,399	1,838

（注1）契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。

（注2）取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計（ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出）とは一致しません。

イ. 差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

住友生命保険相互会社

【定量的情報】

(1) 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）（会社計）

（単位：百万円）

区 分	2022年度末						2023年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	4,015	△206,974	-	-	-	△196,959	△13,906	△355,729	-	-	-	△369,635
ヘッジ会計非適用分	1,147	△206,265	△2,806	776	△1,129	△202,367	56	△114,929	△934	201	5,450	△110,154
合 計	5,163	△401,930	△2,806	776	△1,129	△399,326	△13,748	△470,659	△934	201	5,450	△479,789

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2022年度末通貨関連 △229,955百万円、2023年度末通貨関連 △357,149百万円となっています。

(2) 金利関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区 分		種 類	2022年度末				2023年度末				
			契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	
			うち1年超				うち1年超				
店頭	金利スワップ										
	固定金利受取／変動金利支払	32,500	32,500	1,147	1,147	32,500	32,500	56	56		
	合 計				1,147						

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2022年度末			2023年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超		
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	13,500	2,500	△11	2,500	2,500	△14
	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	保険負債	217,500	217,500	△13,146	342,500	342,500	△33,908
特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	735	710	0	710	700	△4
	固定金利支払／変動金利受取		100,147	100,147	17,173	113,557	113,557	20,124
合 計					4,015			△13,905

住友生命保険相互会社

(3) 通貨関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

		2022年度末				2023年度末			
区分	種 類	契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約								
	売場	3,623,464	-	△252,498	△252,498	1,554,771	1,616	△139,586	△139,586
	(米ドル)	1,829,812	-	△123,913	△123,913	1,130,673	1,616	△94,938	△94,938
	(ユーロ)	1,280,422	-	△124,993	△124,993	239,423	-	△28,022	△28,022
	(豪ドル)	491,852	-	△4,138	△4,138	125,955	-	△12,520	△12,520
	買場	3,524,394	-	54,022	54,022	1,384,308	1,614	30,257	30,257
	(米ドル)	1,697,932	-	10,414	10,414	982,764	1,614	22,018	22,018
	(ユーロ)	1,337,349	-	47,940	47,940	235,016	-	7,269	7,269
	(豪ドル)	396,207	-	△5,848	△5,848	114,029	-	1,298	1,298
	通貨オプション								
	売場								
	コール	83,200	-			407,720	-		
	(米ドル)	(678)	-	256	422	(944)	-	895	49
	(ユーロ)	83,200	-			407,720	-		
	(豪ドル)	(678)	-	256	422	(944)	-	895	49
	プット	-	-			130,000	-		
	(米ドル)	(-)	-	-	-	(392)	-	4	387
	(ユーロ)	-	-			130,000	-		
	(豪ドル)	(-)	-	-	-	(392)	-	4	387
	買場								
	プット	914,650	-			699,040	-		
	(米ドル)	(3,923)	-	1,632	△2,301	(3,869)	-	171	△3,697
	(ユーロ)	914,650	-			699,040	-		
	(豪ドル)	(3,923)	-	1,632	△2,301	(3,869)	-	171	△3,697
	通貨スワップ								
	(米ドル)	-	-	-	-	5,156	5,156	△2,339	△2,339
	(ユーロ)	-	-	-	-	5,156	5,156	△2,339	△2,339
合 計					△200,355			△114,929	

(注) 1. () 内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ 対象	2022年度末			2023年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
				うち1年超			うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約	外貨純資産						
	売場		4,762,896	702,883	△229,955	4,457,128	447,631	△357,149
	(米ドル)		3,181,135	663,063	△168,052	3,559,006	435,667	△287,124
	(ユーロ)		872,596	-	△51,356	560,699	-	△27,932
	(豪ドル)		824,937	27,290	△10,483	313,784	-	△39,024
繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨純資産	37,806	35,351	△7,039	35,351	35,351	△12,680
	(米ドル)		35,351	35,351	△6,634	35,351	35,351	△12,680
	(ユーロ)		2,454	-	△405	-	-	-
振当処理	通貨スワップ	外貨純資産	236,846	230,642	△29,226	232,867	199,346	△65,472
	(米ドル)		236,846	230,642	△29,226	232,867	199,346	△65,472
	通貨スワップ	外貨純負債	345,510	246,030	65,546	397,695	397,695	79,562
	(米ドル)		345,510	246,030	65,546	397,695	397,695	79,562
	合 計				△200,674			△355,739

連結財務諸表についての監査人の監査報告書(※)

※当社は、連結財務諸表の監査の透明性を高める観点から、任意で「監査上の主要な検討事項」の報告を受けております。

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024 年 5 月 15 日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽太 典明
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰巳 幸久
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中山 卓弥
--------------------	-------	-------

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、住友生命保険相互会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

責任準備金計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
住友生命保険相互会社の連結財務諸表において、責任準備金37,281,381百万円が計上されている。このうち、親会社である住友生命保険相互会社の責任準備金残高は28,761,989百万円であり連結総負債の62%に相当する重要な割合を占めている。 連結貸借対照表注記12.に記載されているとおり、住友生命保険相互会社の責任準備金は保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため保険業法及び関連する規制に従い、金融庁に認可を受けた保険料及び責任準備金の算出方法書に定められた保険数理計算に基づいて算定されている。また、保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要がある。 責任準備金は、長期にわたる将来発生するキャッシュ・フローについて性別・年齢別等の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づき計算される。責任準備金の計算式は非常に複雑で専門性を要するため、新商品開発時及び既存商品の予定発生率等の改定時におけるシステムへの反映の正当性（責任準備金が算出方法書どおりに計算されること）検証や事業年度末の計算結果の検証には経験を有する社内のアクチュアリーが関与している。 また、保険計理人による責任準備金の積立水準の十分性を確認する将来収支分析では、複数のシナリオのもとに将来の収支を予測することによって、会社が将来の保険金などの支払能力を維持し得るかどうかを保険計理人が判断する。将来収支分析は、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となる。経営者は、保険計理人による将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定する。 以上から、当監査法人は、住友生命保険相互会社に係る責任準備金計上額の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、住友生命保険相互会社の責任準備金計上額の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。なお、監査手続の実施にあたっては、当監査法人の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を利用した。 (1) 内部統制の評価 責任準備金計上額の妥当性に関するプロセスについて、当監査法人のITシステムの専門家を利用し内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。 ① 責任準備金の正確性 - 保険数理部門において、責任準備金計算システムへの反映の正当性を検証していること - 情報システム部門において開発された責任準備金計算システムにより、責任準備金計上額を正確に計算するシステム統制が有効に機能していること - 保険数理部門において、全ての保険契約に対して責任準備金が網羅的に計上されていることを検証していること - 保険数理部門において、責任準備金計上額の計算結果についてサンプル抽出により再計算し正確性を検証していること ② 責任準備金の積立水準の十分性 - 将来収支分析に係る保険計理人の意見書に基づき、経営者が責任準備金の計上額を決定していること (2) 責任準備金計上額の妥当性の検討 当監査法人は、当監査法人の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を利用して、住友生命保険相互会社が計上した責任準備金計上額の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 ① 責任準備金の正確性 - 当連結会計年度に新たに販売された保険商品の責任準備金について、算出方法書に従い再計算し、結果が一致していることを検証した。 - 過年度からの責任準備金の増減と当連結会計年度の保険料、保険金、事業費等との整合性を検討した。 - 責任準備金計算システムで使用する期末の保険契約データと保険契約システム上の契約異動データから作成した期末の保険契約データとの整合性を検討した。 ② 責任準備金の積立水準の十分性 - 保険計理人の意見書の閲覧及び保険計理人への質問により、将来収支分析について、関連

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

	する法令や「生命保険会社の保険計理人の実務基準」(公益社団法人日本アクチュアリー会)に基づいて行われていることを検討した。 - 組織規程及び保険計理人規程の閲覧並びに保険計理人への質問により、保険計理人が職務遂行上必要な権限を取締役会から付与されていること及び保険計理人が収益部門、収益管理部門及び商品開発部門から独立していることを確かめた。 - 経営者への質問及び責任準備金に係る決裁書を閲覧し、経営者が保険計理人による責任準備金の積立水準の十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定していることを確かめた。
--	---

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した連結財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、住友生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした住友生命保険相互会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、住友生命保険相互会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会社は、内部統制報告書に記載されているとおり、連結子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd. 及びその連結子会社（以下、「シングライフ社」）については、評価範囲に含めていない。シングライフ社については、2024年3月18日付で株式を取得し、連結子会社となったものであり、内部統制の評価に必要な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためである。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	連結子会社及び子法人等数 36社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社、株式会社 PREVENT、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. です。 なお、当連結会計年度に株式会社 PREVENT の株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の株式を追加取得したことに伴い、同社及びその子会社7社を連結の範囲に含めております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
(2) 持分法の適用に関する事項	持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用関連法人等数 7社 主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance です。 なお、当連結会計年度に Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の子会社 1 社を清算したことに伴い、持分法適用関連法人等から除いております。また、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の株式を追加取得し、同社及びその子会社 1 社を連結の範囲に含めたことに伴い、持分法適用関連法人等から除いております。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他）並びに関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

記載項目	
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(4) のれんの償却に関する事項	のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

2023年度（2024年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	1,102,612	保 険 契 約 準 備 金	37,723,230
コ ー ル ロ ー ン	834,182	支 払 備 金	228,310
買 入 金 銭 債 権	479,404	責 任 準 備 金 等	37,281,381
金 銭 の 信 託	24,345	社 員 配 当 準 備 金	213,538
有 価 証 券	38,852,266	再 保 険 借	21,144
貸 付 金	3,322,067	社 債	539,766
有 形 固 定 資 産	660,619	そ の 他 の 負 債	7,216,973
土 地	432,346	売 現 先 勘 定	4,760,283
建 物	206,170	そ の 他 の 負 債	2,456,689
リ ー ス 資 産	7,592	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,440
建 設 仮 勘 定	6,427	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1
その他の有形固定資産	8,082	価 格 変 動 準 備 金	908,100
無 形 固 定 資 産	693,863	繰 延 税 金 負 債	964
ソ フ ト ウ ェ ア	45,261	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,430
の れ ん	490,405	負 債 の 部 合 計	46,425,050
その他の無形固定資産	158,197		
代 理 店 貸	113	(純 資 産 の 部)	
再 保 険 貸	32,601	基 金	50,000
そ の 他 資 産	1,821,437	基 金 償 却 積 立 金	639,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	108,311	再 評 価 積 立 金	2
繰 延 税 金 資 産	282,554	連 結 剰 余 金	229,119
貸 倒 引 当 金	△ 4,486	基 金 等 合 計	918,122
		その他の有価証券評価差額金	864,260
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 36,360
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 56,600
		為 替 換 算 調 整 勘 定	38,740
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	57,188
		その他の包括利益累計額合計	867,227
		非 支 配 株 主 持 分	△ 507
		純 資 産 の 部 合 計	1,784,843
資 産 の 部 合 計	48,209,893	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	48,209,893

2023 年度 連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
- なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険等の主契約
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約
一時払養老保険契約（一部を除く）
利率変動型終身保険（一時払）契約
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、28 百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8 年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	308,660 百万円
勤務費用	13,270 百万円
利息費用	1,752 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△291 百万円
退職給付の支払額	△14,478 百万円
その他	91 百万円
期末における退職給付債務	<u>309,005 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	340,364 百万円
期待運用収益	2,282 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	72,523 百万円
事業主からの拠出額	5,655 百万円
退職給付の支払額	△6,002 百万円
その他	51 百万円
期末における年金資産	<u>414,875 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	306,564 百万円
年金資産	<u>△414,875 百万円</u>
	△108,311 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,440 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△105,870 百万円</u>
退職給付に係る負債	2,440 百万円
退職給付に係る資産	<u>△108,311 百万円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△105,870 百万円</u>

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	13,270 百万円
利息費用	1,752 百万円
期待運用収益	△2,282 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△322 百万円
その他	12 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>12,430 百万円</u>

⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	72,492 百万円
合計	<u>72,492 百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	79,434 百万円
合計	<u>79,434 百万円</u>

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	50%
生命保険一般勘定	28%
債 券	5%
投資信託	4%
その他	13%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 55%含まれています。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、3,498 百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

当社のヘッジ関係のうち、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022 年 3 月 17 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 40 号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006 年 4 月 1 日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）を適用（ただし、2006 年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表 2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第 5 項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立の十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。

なお、前連結会計年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当連結会計年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん 34,859 百万円が含まれております。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が 50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値 22,816 百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費 285,518 百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。

・「金融サービス－保険契約」（Topic944）（ASU 第 2018-12 号、ASU 第 2022-05 号）

(1) 概要

長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。

(2) 適用予定日

米国子会社において、2025 年度の期末より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

17. 当社は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022 年 10 月 28 日 企業会計基準第 27 号）等を当連結会計年度の期首から適用し、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

従来、所得等に対する法人税及び住民税等について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税及び住民税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、基金等及びその他の包括利益累計額に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税及び住民税等については、当該法人税及び住民税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、基金等又はその他の包括利益累計額に関連しており、かつ、基金等又はその他の包括利益累計額に対して課された法人税及び住民税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

この結果、当連結会計年度の「法人税及び住民税等」が 25,985 百万円減少、「親会社に帰属する当期純剰余」が同額増加し、その他の包括利益累計額の「その他有価証券評価差額金」が同額減少しております。

18. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確認し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	254,952	254,952	-
うち、その他有価証券	254,952	254,952	-
買入金銭債権	479,404	475,173	△4,231
うち、その他有価証券	377,300	377,300	-
金銭の信託	24,345	24,345	-
有価証券	38,269,218	38,162,559	△106,658
売買目的有価証券	2,392,119	2,392,119	-
満期保有目的の債券	2,055,291	2,219,178	163,887
責任準備金対応債券	13,834,827	13,561,628	△273,198
子会社株式及び関連会社株式	41,397	44,050	2,652
その他有価証券※1	19,945,582	19,945,582	-
貸付金	3,322,067		
貸倒引当金※2	△4,017		
	3,318,049	3,174,378	△143,671
社債	539,766	530,644	△9,122
デリバティブ取引※3	(393,095)	(393,095)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,753	12,753	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(405,848)	(405,848)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注1）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	213,533	225,974	12,440
	外国証券(公社債)	1,315,800	1,492,302	176,502
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	135,958	128,668	△7,290
	外国証券(公社債)	390,000	372,233	△17,766
合計		2,055,291	2,219,178	163,887

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	7,557,941	8,216,365	658,424
	外国証券(公社債)	309,190	318,600	9,410
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	4,502,750	3,730,276	△772,473
	外国証券(公社債)	1,464,946	1,296,385	△168,560
合計		13,834,827	13,561,628	△273,198

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	38,221	39,199	978
	公社債	454,960	484,884	29,924
	株式	1,167,967	2,943,123	1,775,155
	外国証券	5,835,302	6,273,331	438,028
	公社債	4,731,027	4,975,002	243,975
	株式等	1,104,275	1,298,329	194,053
	その他の証券	202,671	259,734	57,063
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	譲渡性預金	255,000	254,952	△47
	買入金銭債権	348,822	338,101	△10,721
	公社債	2,121,973	1,796,578	△325,394
	株式	155,360	129,502	△25,857
	外国証券	8,759,567	7,919,233	△840,333
	公社債	7,571,880	6,922,661	△649,219
	株式等	1,187,686	996,572	△191,113
	その他の証券	153,005	139,194	△13,811
合計		19,492,851	20,577,835	1,084,983

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)	
	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	128,402
組合出資金等 ^{※2}	454,645

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	255,000	-	-	-
買入金銭債権	236,052	223	309	252,543
有価証券	1,095,430	5,013,577	9,261,006	15,534,252
満期保有目的の債券	215,941	381,711	487,277	976,974
責任準備金対応債券	121,447	1,672,357	4,429,210	7,631,879
その他有価証券	758,042	2,959,509	4,344,518	6,925,398
貸付金 [※]	297,416	632,782	714,435	1,400,623
社債	33,909	-	59,114	297,030

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	-	254,952	-	254,952
買入金銭債権	-	235,977	141,323	377,300
金銭の信託	-	-	24,345	24,345
有価証券	7,603,914	12,545,346	1,597,996	21,747,257
売買目的有価証券	1,227,630	1,095,044	69,445	2,392,119
その他の有価証券	6,376,283	11,450,302	1,528,551	19,355,137
国債	1,006,709	-	-	1,006,709
地方債	-	39,667	-	39,667
社債	-	1,235,085	-	1,235,085
株式	3,068,076	4,548	-	3,072,625
外国証券	2,140,240	9,947,323	1,528,551	13,616,115
公社債	1,679,300	8,945,905	1,272,359	11,897,565
株式等	460,939	1,001,418	256,191	1,718,550
その他の証券	161,256	223,676	-	384,933
貸付金	-	-	122,421	122,421
デリバティブ取引	2,080	188,333	10,370	200,784
通貨関連	-	53,152	171	53,323
金利関連	-	28,245	-	28,245
株式関連	1,814	95,573	10,199	107,587
その他	265	11,362	-	11,628
資産計	7,605,994	13,224,610	1,896,456	22,727,061
デリバティブ取引	252	592,401	1,226	593,879
通貨関連	-	521,004	899	521,904
金利関連	-	64,273	-	64,273
株式関連	252	6,512	326	7,091
その他	-	610	-	610
負債計	252	592,401	1,226	593,879

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021 年 6 月 17 日 企業会計基準適用指針第 31 号）第 24-3 項及び第 24-9 項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は 590,444 百万円です。

当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)	
	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	335,133
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	61,852
損益に計上※1	4,431
その他の包括利益に計上※2	57,421
購入、売却、償還等の純額	193,458
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当連結会計期間末残高	590,444
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	-

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は 408,797 百万円です。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	-	-	97,872	97,872
有価証券	10,286,617	5,536,234	2,006	15,824,857
満期保有目的の債券	156,558	2,062,620	-	2,219,178
国債	156,558	-	-	156,558
地方債	-	16,097	-	16,097
社債	-	181,986	-	181,986
外国証券	-	1,864,536	-	1,864,536
公社債	-	1,864,536	-	1,864,536
責任準備金対応債券	10,128,793	3,430,828	2,006	13,561,628
国債	10,128,793	-	-	10,128,793
地方債	-	128,290	-	128,290
社債	-	1,689,557	-	1,689,557
外国証券	-	1,612,980	2,006	1,614,986
公社債	-	1,612,980	2,006	1,614,986
子会社株式及び関連会社株式	1,264	42,785	-	44,050
貸付金	-	15,965	3,035,991	3,051,956
資産計	10,286,617	5,552,200	3,135,869	18,974,687
社債	-	530,644	-	530,644
負債計	-	530,644	-	530,644

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注2）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報^{※1}

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	6.15%～7.45%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

② 期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ 取引 ^{※4}	合計
期首残高	153,716	14,990	1,126,664	123,140	5,156	1,423,668
当連結会計期間の損益 又はその他の包括利益 損益に計上 ^{※1}	△9,933	2,868	142,079	814	△14,523	121,305
その他の包括利益に計上 ^{※2}	2	2,868	124,208	814	△14,523	113,371
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△9,935	-	17,870	-	-	7,934
レベル3の時価への振替 ^{※3}	△2,460	6,485	323,341	△1,534	18,511	344,344
レベル3の時価からの振替	-	-	5,911	-	-	5,911
当連結会計期間末残高	-	-	-	-	-	-
当連結会計期間末残高	141,323	24,345	1,597,996	122,421	9,143	1,895,230
当連結会計期間の損益に計上 した額のうち連結貸借対照表 日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	-	-	△0	△12,102	△10,252	△22,355

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※3 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

19. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は 469,084 百万円、時価は 622,640 百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,436 百万円をその他の負債に計上しております。

20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、585 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、585 百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、15 百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸付条件緩和債権額はあります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

21. 有形固定資産の減価償却累計額は、423,931 百万円です。

22. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、881,798 百万円です。なお、負債の額も同額です。

23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	215,667 百万円
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	57,067 百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	59,221 百万円
利息による増加等	25 百万円
当連結会計年度末現在高	213,538 百万円

24. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、187,476 百万円です。

25. 担保に提供している資産の額は、有価証券 5,429,574 百万円、貸付金 773,250 百万円、現金及び預貯金 10,837 百万円です。

26. 取得による企業結合に関する事項は次のとおりです。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Singapore Life Holdings Pte. Ltd.
事業の内容	保険事業および保険関連事業（注 1）

（注1）Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は持株会社であり、同社傘下の子会社が保険事業等を営んでおります。

② 企業結合を行った主な理由

当社は、シンガポールをアジア事業戦略における中核市場の一つと位置付けており、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. に対しては、2019 年の初回出資以降、長期的に経営に關与する戦略投資家として、その事業拡大を支援してきました。

Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は、創業当初からデジタルを活用したビジネスモデルに強みを持ち、2020 年には Aviva のシンガポール事業を買収するなど、順調に業容を拡大しており、現在では多様な商品・販売チャネルを有するシンガポール大手生命保険会社の一角に成長しました。

また、アジア地域の事業展開としてフィリピンへも進出しています。このような実績・成長性の両面と、これまで築き上げてきた両社の良好な関係性を踏まえ、今般、子会社化の判断に至りました。

③ 企業結合日

2023 年 12 月 31 日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

Singapore Life Holdings Pte. Ltd.

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	26.47%
企業結合日に追加取得した議決権比率	73.53%
取得後の議決権比率	100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配していることが明確であるためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

企業結合日の決算財務諸表を使用しているため、被取得企業の業績は連結財務諸表に含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

企業結合の直前に所有していた株式の企業結合日における時価	126,937 百万円
追加取得に伴い支出した現金	378,489 百万円
取得原価	505,426 百万円

(4) 被取得企業の取得原価と、持分法による評価額との差額

段階取得に係る差益 105,684 百万円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 3,494 百万円

(6) 取得原価の配分に関する事項

① 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の部合計 1,335,651 百万円

（うち有価証券 1,213,740 百万円）

負債の部合計 1,286,431 百万円

（うち保険契約準備金 1,176,396 百万円）

② 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

1. 発生したのれんの金額 455,546 百万円

2. 発生原因

買取価格算定時に見込んだ将来利益を反映させた投資額が、企業結合時に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったためであります。

なお、当連結会計年度末において、企業結合日時点における識別可能資産及び負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行っております。

そのため、現時点においては、無形固定資産等の追加認識を行っておらず、暫定的に取得原価と企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の純額との差額をのれんに計上しております。

従って、のれんの償却方法および償却期間も検討中です。

(7) 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定したときの当連結会計年度の連結損益計算書への影響の概算額

経常収益 417,594 百万円、経常損失 2,918 百万円、親会社に帰属する当期純損失 4,501 百万円であります。

概算額は、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の 2023 年 12 月期の年次決算書に基づき算定された経常収益、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失であります。なお、取得原価の配分が完了していないため、のれん等の償却額は当該計算に含めておりません。当該概算額は、実際に企業結合が当連結会計年度開始の日に完了した場合の Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の経常収益、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失を表すものではありません。

なお、当該影響額については監査証明を受けておりません。

27. 当社は、保険業法第 60 条の規定により基金を 50,000 百万円新たに募集いたしました。
28. 当社は、2024 年 6 月 21 日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 50,000 百万円の期限前返済を行う予定です。
29. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、5,188,107 百万円です。
30. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 37 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
31. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、22,331 百万円です。
32. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 506,019 百万円含まれています。
33. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 170,000 百万円含まれています。
34. その他資産及びその他負債には、米子子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ 667,754 百万円、609,211 百万円含まれています。
35. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
36. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応

報告第 42 号) に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

37. 繰延税金資産の総額は、852,325 百万円、繰延税金負債の総額は、553,322 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、17,412 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 442,138 百万円及び価格変動準備金 253,898 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 380,593 百万円です。
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は 0.6%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、段階取得に係る差益 △17.9%および社員配当準備金繰入額 △9.9%です。
38. Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は、International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を当連結会計年度の期首より適用しております。

2023年度 2023年 4月 1日から
2024年 3月31日まで 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経常	収	益								4,378,769	
保 険 料	等	収	入							2,644,206	
資 産	用	収	入							1,643,252	
利 息	及	配	当	金	等	収	入	1,132,162			
金 銭	の	信	託	運	用	益	2,861				
買 賣	目	的	有	価	証	券	運	用	益	31,917	
有 価	価	証	券	売	却	益	148,786				
有 価	価	証	券	買	入	益	3,559				
為 替	の	替	換	差	用	収	益	192,241			
そ の 他	の	他	定	運	用	収	益	14,270			
そ の 他	の	他	定	運	用	収	益	117,452			
そ の 他	の	他	定	運	用	収	益	91,311			
経常	費	支	払	金						4,260,978	
保 険	等	支	払	金						2,303,512	
保 年	給	付	返	金						597,207	
給 解	約	他	返	戻	金						432,351
所 の	準	備	金	繰	入	額	480,481				
責 任	準	備	金	繰	入	額	557,210				
支 払	準	備	金	繰	入	額	236,261				
支 社	配	当	金	繰	入	額	764,409				
資 員	配	当	金	繰	入	額	15,223				
支 有	価	証	券	利	息	繰	入	749,160			
有 価	価	証	券	利	息	繰	入	25			
有 価	価	証	券	利	息	繰	入	501,233			
有 価	価	証	券	利	息	繰	入	55,551			
金 融	派	生	商	品	費	用	137,691				
貸 倒	引	当	金	繰	入	額	5,712				
貸 倒	引	当	金	繰	入	額	445				
貸 倒	引	当	金	繰	入	額	229,103				
貸 倒	引	当	金	繰	入	額	39				
貸 倒	引	当	金	繰	入	額	9,758				
貸 倒	引	当	金	繰	入	額	62,931				
貸 倒	引	当	金	繰	入	額	507,797				
貸 倒	引	当	金	繰	入	額	184,025				
経常	利	益								117,791	
特 別	利	益								107,212	
固 定	資	産	等	処	分	益	1,528				
固 定	資	産	等	処	分	益	105,684				
特 別	損	失								59,796	
固 定	資	産	等	処	分	損	575				
減 価	損	失	繰	入	額	180					
減 価	損	失	繰	入	額	58,328					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損	失	繰	入	額	711					
減 価	損										

(2023 年度連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	122 百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	41 百万円
	計	163 百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 5.0%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純剰余	164,203
その他の包括利益	898,104
その他の有価証券評価差額金	855,230
繰延ヘッジ損益	△ 23,297
為替換算調整勘定	14,404
退職給付に係る調整額	52,182
持分法適用会社に対する持分相当額	△ 416
包括利益	1,062,308
親会社に係る包括利益	1,062,300
非支配株主に係る包括利益	7

(2023 年度連結包括利益計算書注記)

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額、法人税等及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	1,181,218 百万円
組替調整額	△8,442 百万円
法人税等及び税効果調整前	1,172,776 百万円
法人税等及び税効果額	△317,545 百万円
その他有価証券評価差額金	855,230 百万円

繰延ヘッジ損益：

当期発生額	△35,141 百万円
組替調整額	3,172 百万円
法人税等及び税効果調整前	△31,968 百万円
法人税等及び税効果額	8,671 百万円
繰延ヘッジ損益	△23,297 百万円

為替換算調整勘定：

当期発生額	14,404 百万円
組替調整額	—
法人税等及び税効果調整前	14,404 百万円
法人税等及び税効果額	—
為替換算調整勘定	14,404 百万円

退職給付に係る調整額：

当期発生額	72,815 百万円
組替調整額	△322 百万円
法人税等及び税効果調整前	72,492 百万円
法人税等及び税効果額	△20,310 百万円
退職給付に係る調整額	52,182 百万円

持分法適用会社に対する持分相当額：

当期発生額	8,280 百万円
組替調整額	△8,696 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△416 百万円

その他の包括利益合計	898,104 百万円
------------	-------------

2023年度〔 2023年4月 1日から
2024年3月31日まで〕 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科	目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余 (△は損失)		165,208
賃貸用不動産等減価償却費		9,758
減価償却費		36,220
減損損失		180
のれん償却額		9,970
支払備金の増減額 (△は減少)		20,169
責任準備金の増減額 (△は減少)		849,702
社員配当準備金積立利息繰入額		25
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△ 128
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		△ 1,701
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		58,328
利息及び配当金等収入		△ 1,132,205
有価証券関係損益 (△は益)		△ 142,801
支払利息		55,551
為替差損益 (△は益)		△ 185,482
有形固定資産関係損益 (△は益)		222
持分法による投資損益 (△は益)		7,039
段階取得に係る差損益 (△は益)		△ 105,684
代理店貸の増減額 (△は増加)		47
再保険貸の増減額 (△は増加)		△ 19,959
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		△ 30,056
再保険借の増減額 (△は減少)		6,628
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		106,342
その他		222,627
小 計		△ 69,998
利息及び配当金等の受取額		1,120,312
利息の支払額		△ 54,840
社員配当金の支払額		△ 59,221
その他		△ 711
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)		4,470
営業活動によるキャッシュ・フロー		940,010
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)		342,535
買入金銭債権の取得による支出		△ 2,992,521
買入金銭債権の売却・償還による収入		2,910,824
金銭の信託の増加による支出		△ 6,498
有価証券の取得による支出		△ 8,203,715
有価証券の売却・償還による収入		6,527,627
貸付けによる支出		△ 855,267
貸付金の回収による収入		785,846
その他		739,615
資 産 運 用 活 動 計		△ 751,553
(営業活動及び資産運用活動計)		(188,457)
有形固定資産の取得による支出		△ 78,622
有形固定資産の売却による収入		5,134
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出		△ 339,342
その他		△ 23,689
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,188,073
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入金の返済による支出		△ 18
社債の発行による収入		151,665
社債の償還による支出		△ 99,480
基金の募集による収入		50,000
その他		11,130
財務活動によるキャッシュ・フロー		113,297
現金及び現金同等物に係る換算差額		8,053
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△ 126,711
現金及び現金同等物期首残高		546,546
現金及び現金同等物期末残高		419,835

2023 年度 連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,102,612 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△682,776 百万円</u>
資金（現金及び現金同等物）	<u>419,835 百万円</u>

3. 投資活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に短期資金活動による純増減額及び金融派生商品の決済による収支（純額）です。

4. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。

2022年度（2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで）連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等					その他の内国資産変動計算書						海外配当金等 受取利益	純資産合計
	基金	基金増設額	利益剰余金	繰越利益金	基金等合計	その他の内国資産 評価増減金	繰延ヘッジ損益	土地再評価増減金	為替換算調整勘定	繰越勘定に属する 繰越金合計	その他の内国資産 変動勘定合計		
前期期末残高	-	829,000	2	103,890	794,892	8,384	△ 13,483	△ 39,440	28,238	8,895	△ 15,803	147	796,227
インデックス・ファンド投資関連法人等 の基金増設額(注1)に基く				△ 28,363	△ 28,363								△ 28,363
インデックス・ファンド投資関連法人等 の基金増設額(注1)に基く	-	829,000	2	125,830	794,830	8,384	△ 13,483	△ 39,440	28,238	8,895	△ 15,803	147	796,284
前期変動額													
基金の募集	30,000				30,000								30,000
投資配当金等勘定への繰上				△ 57,867	△ 57,867								△ 57,867
繰上控に帰属する当期純利益				184,236	184,236								184,236
土地再評価増減金への変動				△ 3,845	△ 3,845								△ 3,845
基金等以外の項目への 前期変動額(純額)						958,495	△ 23,287	3,945	18,523	32,182	983,249	△ 404	989,499
当期変動額合計	30,000	-	-	104,282	134,282	958,495	△ 23,287	3,945	18,523	32,182	983,249	△ 404	1,024,276
当期末残高	30,000	829,000	2	228,128	908,122	984,289	△ 36,769	△ 35,495	36,761	37,189	987,227	△ 597	1,784,843

内部統制報告書

2024年5月15日

住友生命保険相互会社

取締役 代表執行役社長 高田 幸徳

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役 代表執行役社長 高田幸徳は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社14社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社14社及び持分法適用関連法人等7社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の経常収益（連結会社間取引消去後）が、連結経常収益の2/3を超えていることから、当社のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

なお、連結子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd. 及びその連結子会社（以下、「シングライフ社」と記載します。）については、評価範囲に含めておりません。シングライフ社については、2024年3月18日付で株式を取得し、連結子会社となったものであり、内部統制の評価に必要な相当な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためです。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、シングライフ社については、2024年3月18日付で株式を取得し、連結子会社となったものであり、内部統制の評価に必要な相当な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できませんでしたが、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。

以 上

あなたの未来を強くする



NEWS RELEASE

2024 年 8 月 9 日

住友生命保険相互会社

2024 年度第 1 四半期報告

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）の 2024 年度第 1 四半期（4 月 1 日～6 月 30 日）の業績をお知らせします。

<目 次>

1. 主要業績	1 頁
2. 資産運用の実績（一般勘定）	3 頁
3. 四半期貸借対照表	6 頁
4. 四半期損益計算書	7 頁
5. 経常利益等の明細（基礎利益）	9 頁
6. ソルベンシー・マージン比率	10 頁
7. 特別勘定の状況	11 頁
8. 保険会社及びその子会社等の状況	12 頁

以 上



1. 主要業績

a. 年換算保険料

(1) 保有契約

(単位：億円、%)

区 分	2023年度末	2024年度	
		第1四半期会計期間末	前年度末比
個 人 保 険	14,777	14,801	100.2
個 人 年 金 保 険	7,850	7,806	99.4
合 計	22,627	22,607	99.9
うち生前給付保障＋医療保障等	5,627	5,628	100.0
うち生前給付保障	1,908	1,913	100.3
うち医療保障	3,651	3,648	99.9

(2) 新契約＋転換純増

(単位：億円、%)

区 分	2023年度 第1四半期累計期間	2024年度	
		第1四半期累計期間	前年同期比
個 人 保 険	194	195	100.4
個 人 年 金 保 険	38	43	110.5
合 計	233	238	102.1
うち生前給付保障＋医療保障等	87	71	81.8
うち生前給付保障	38	28	74.3
うち医療保障	49	43	87.4

(ご参考) 解約＋失効

(単位：億円、%)

区 分	2023年度 第1四半期累計期間	2024年度	
		第1四半期累計期間	前年同期比
個 人 保 険 ＋ 個 人 年 金 保 険	163	193	118.6

- (注)1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

b. 保有契約高及び新契約高

(1) 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2023年度末		2024年度 第1四半期会計期間末			
	件 数	金 額	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個 人 保 険	7,912	479,709	7,892	100	474,510	98.9
個 人 年 金 保 険	3,065	142,762	3,042	99	141,676	99.2
個 人 保 険 + 個 人 年 金 保 険	10,977	622,472	10,934	100	616,187	99.0
団 体 保 険	-	333,182	-	-	336,039	100.9
団 体 年 金 保 険	-	27,909	-	-	27,984	100.3

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。
3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。
団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2023年度末 3,875億円、2024年度第1四半期会計期間末 4,015億円です。

(2) 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2023年度 第1四半期累計期間				2024年度 第1四半期累計期間					
	件 数	金 額	新契約	転換による純増加	件 数	前年同期比	金 額	前年同期比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	200	881	3,236	△2,355	177	88.4	2,099	238.3	3,835	△1,735
個 人 年 金 保 険	16	605	630	△25	17	108.6	708	117.1	726	△18
個 人 保 険 + 個 人 年 金 保 険	217	1,486	3,866	△2,380	195	89.9	2,808	188.9	4,562	△1,753
団 体 保 険	-	51	51	-	-	-	168	327.5	168	-
団 体 年 金 保 険	-	0	0	-	-	-	0	101.5	0	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。
2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。
5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。
団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保険金額は、2023年度第1四半期累計期間 113億円、2024年度第1四半期累計期間 124億円です。

c. 基礎利益

(単位：億円、%)

区 分	2023年度 第1四半期累計期間	2024年度 第1四半期累計期間	
			前年同期比
基 礎 利 益	436	758	173.9

2. 資産運用の実績（一般勘定）

a. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度 第1四半期会計期間末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	1,474,957	3.9	1,479,651	3.9
買入金銭債権	479,404	1.3	405,106	1.1
金銭の信託	24,345	0.1	30,240	0.1
有価証券	31,789,069	85.0	32,156,796	85.3
公 社 債	14,420,176	38.6	14,273,513	37.9
株 式	3,279,944	8.8	3,333,286	8.8
外 国 証 券	13,560,063	36.3	14,076,386	37.3
公 社 債	10,020,877	26.8	10,138,629	26.9
株 式 等	3,539,186	9.5	3,937,756	10.4
その他の証券	528,885	1.4	473,610	1.3
貸付金	2,164,509	5.8	2,080,174	5.5
保険約款貸付	226,775	0.6	224,248	0.6
一般貸付	1,937,734	5.2	1,855,925	4.9
不動産	643,568	1.7	642,874	1.7
うち投資用	468,707	1.3	469,081	1.2
繰延税金資産	208,307	0.6	185,474	0.5
その他	597,969	1.6	713,521	1.9
貸倒引当金	△804	△0.0	△797	△0.0
一般勘定計	37,381,328	100.0	37,693,042	100.0
うち外貨建資産	12,080,542	32.3	12,538,580	33.3

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

b. 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2023年度末					2024年度 第1四半期会計期間末				
	帳簿価額	時価	差異益	差異		帳簿価額	時価	差異益	差異	
				利益	損耗				利益	損耗
満期保有目的の債券	1,926,606	2,092,004	166,198	184,790	△18,602	1,944,914	2,085,135	140,221	178,727	△38,506
責任準備金対応債券	13,799,326	13,627,235	△272,100	667,808	△939,909	13,943,668	13,136,906	△807,759	478,486	△1,283,258
子会社・関連会社株式	43,424	44,050	426	426	-	43,539	43,897	358	358	-
その他の有価証券	13,740,636	16,113,683	1,572,947	2,268,171	△696,224	13,666,434	16,122,832	1,457,417	2,449,824	△992,406
公 社 債	2,468,781	2,174,180	△294,600	27,873	△322,154	2,404,875	2,004,435	△400,440	8,665	△407,115
株 式	1,325,271	3,072,377	1,749,106	1,774,963	△26,857	1,328,641	3,124,697	1,796,056	1,815,023	△18,966
外 国 証 券	8,960,882	8,636,843	△324,039	467,693	△522,632	9,046,221	9,078,334	30,113	668,379	△638,266
公 社 債	6,668,920	6,540,941	△127,978	213,639	△331,618	6,667,069	6,519,144	△148,525	361,464	△339,989
株 式 等	2,291,962	2,294,902	2,939	194,053	△191,113	2,407,561	2,556,190	68,638	266,914	△198,276
その他の証券	366,678	398,928	43,251	87,063	△13,811	294,641	338,285	43,644	88,042	△18,397
買入金銭債権	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721	317,036	306,169	△11,866	724	△12,590
譲渡性預金	266,000	264,962	△47	-	△47	276,000	274,929	△70	-	△70
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	29,610,182	30,777,043	1,267,479	3,121,196	△1,863,726	29,697,637	30,392,775	796,238	3,187,408	△2,312,170
公 社 債	14,714,757	14,314,687	△400,069	694,269	△1,094,329	14,673,973	13,669,113	△1,004,860	483,448	△1,488,309
株 式	1,324,111	3,073,642	1,749,531	1,776,389	△26,857	1,328,394	3,126,862	1,798,467	1,815,423	△18,966
外 国 証 券	12,473,604	12,368,181	△105,423	693,006	△708,968	12,797,491	12,679,424	△118,067	748,769	△878,836
公 社 債	10,138,896	10,020,464	△118,392	399,452	△517,845	10,177,154	10,078,491	△101,663	478,896	△578,600
株 式 等	2,334,747	2,337,687	2,939	194,063	△191,113	2,620,336	2,600,933	73,596	271,872	△198,276
その他の証券	366,678	398,928	43,251	87,063	△13,811	294,641	338,285	43,644	88,042	△18,397
買入金銭債権	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721	317,036	306,169	△11,866	724	△12,590
譲渡性預金	266,000	264,962	△47	-	△47	276,000	274,929	△70	-	△70
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2023年度末	2024年度 第1四半期会計期間末
子会社・関連会社株式	1,193,362	1,295,156
その他の有価証券	261,773	285,838
内 株 式	22,762	23,870
外 国 株 式	34,558	34,558
その他の	204,452	227,409
合 計	1,455,135	1,580,995

c. 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	2023年度末					2024年度第 1 四半期会計期間末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	四半期貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	24,345	24,345	-	-	-	30,240	30,240	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2023年度末		2024年度第 1 四半期会計期間末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	四半期貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	24,325	2,044	30,240	1,066

・運用目的以外の金銭の信託

2023年度末、2024年度第 1 四半期会計期間末ともに残高がないため、記載していません。

3. 四半期貸借対照表

			(単位:百万円)		
期 別 科 目	2023年度末 要約貸借対照表 (2024年3月31日現在)	2024年度 第1四半期会計期間末 (2024年6月30日現在)	期 別 科 目	2023年度末 要約貸借対照表 (2024年3月31日現在)	2024年度 第1四半期会計期間末 (2024年6月30日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現金及び預貯金	740,775	729,948	保険契約準備金	29,101,622	29,246,979
コールローン	834,182	833,414	支払準備金	126,094	121,822
買入金銭債権	479,404	405,106	責任準備金	28,761,989	28,874,622
金銭の信託	24,345	30,240	社員配当準備金	213,538	250,535
有価証券	32,471,386	32,844,646	再保険借	3,230	6,272
（うち国債）	(11,314,158)	(11,240,019)	社 債	448,695	448,695
（うち地方債）	(188,844)	(186,098)	その他の負債	5,745,603	5,855,163
（うち社債）	(3,116,211)	(3,042,857)	売却先勘定	4,760,283	4,652,943
（うち株式）	(3,449,389)	(3,497,964)	未払法人税等	1,115	185
（うち外国証券）	(13,858,843)	(14,375,646)	リース債務	594	1,496
貸付金	2,164,509	2,080,174	資産除去債務	1,777	1,780
保険約款貸付	226,775	224,248	その他の負債	981,832	1,198,757
一般貸付	1,937,734	1,855,925	価額変動準備金	907,826	949,226
有形固定資産	648,051	647,970	再評価に係る繰延税金負債	12,430	12,379
無形固定資産	44,315	45,123	負債の部合計	36,219,409	36,518,718
再保険貸	412	328	(純資産の部)		
その他の資産	557,635	686,680	基 金	50,000	50,000
前払年金費用	28,479	30,935	基金償却積立金	639,000	639,000
繰延税金資産	208,307	185,474	再評価積立金	2	2
貸倒引当金	△804	△797	剰 余 金	332,785	291,181
			損失填補準備金	6,604	6,804
			その他の剰余金	326,180	284,377
			基金償却準備金	-	10,000
			価格変動積立金	255,000	255,000
			生命及び簡約型保険増減基金	1,344	2,044
			別途積立金	223	223
			四半期末処分剰余金	69,612	17,109
			基金等合計	1,021,787	980,184
			その他の有価証券評価差額金	1,048,898	1,122,645
			繰延ヘッジ損益	△32,494	△45,571
			土地再評価差額金	△56,600	△56,730
			評価・換算差額等合計	959,803	1,020,343
			純資産の部合計	1,981,591	2,000,528
資産の部合計	38,201,001	38,519,246	負債及び純資産の部合計	38,201,001	38,519,246

(注) * 2023年度末要約貸借対照表の四半期末処分剰余金は、当期末処分剰余金を示しております。

4. 四半期損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	2023年度 第1四半期累計期間 〔2023年4月1日から 2023年6月30日まで〕	2024年度 第1四半期累計期間 〔2024年4月1日から 2024年6月30日まで〕
経 常 収 益	915,223	972,302
保 険 料 等 収 入	517,015	539,735
（うち 保 険 料）	(516,132)	(538,215)
資 産 運 用 収 益	382,068	411,199
（うち利息及び配当金等収入）	(180,715)	(215,663)
（うち金融の信託運用益）	(1,635)	(1,656)
（うち売買目的有価証券運用益）	(-)	(5)
（うち有価証券売却益）	(33,407)	(74,287)
（うち特別勘定資産運用益）	(47,813)	(15,801)
そ の 他 経 常 収 益	16,139	21,368
経 常 費 用	889,923	910,826
保 険 金 等 支 払 金	465,583	542,875
（うち 保 険 金）	(136,936)	(139,683)
（うち 年 金）	(107,750)	(120,261)
（うち 給 付 金）	(83,775)	(90,356)
（うち解約返戻金）	(123,848)	(166,277)
（うちその他返戻金）	(12,003)	(12,050)
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	213,992	112,683
責 任 準 備 金 繰 入 額	213,986	112,632
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	6	50
資 産 運 用 費 用	99,849	139,010
（うち支払利息）	(7,373)	(7,236)
（うち有価証券売却損）	(23,378)	(37,506)
（うち有価証券評価損）	(201)	(608)
（うち金融派生商品費用）	(61,398)	(84,125)
事 業 費	81,862	82,642
そ の 他 経 常 費 用	28,635	33,614
経 常 利 益	25,300	61,476
特 別 損 失	10,763	44,843
固 定 資 産 等 処 分 損	7	3,159
減 損 損 失	-	227
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	10,700	41,400
社 会 及 び 契 約 者 協 会 増 進 助 成 金	56	56
税 引 前 四 半 期 純 剰 余	14,537	16,632
法 人 税 及 び 住 民 税	△134	417
法 人 税 等 調 整 額	403	△764
法 人 税 等 合 計	269	△346
四 半 期 純 剰 余	14,268	16,978

注記事項

(四半期貸借対照表関係)

2024 年度第 1 四半期会計期間末	
1. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、6 月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 2. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。 IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。 3. 四半期貸借対照表については、前年度の剰余金処分案が 2024 年 7 月 2 日の総代会にて承認されることを前提としております。 4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期貸借対照表価額は、5,376,659 百万円です。 5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。	
当期首現在高	213,538 百万円
前年度剰余金よりの繰入予定額	58,355 百万円
当第 1 四半期累計期間社員配当金支払額	21,408 百万円
利息による増加等	50 百万円
当第 1 四半期会計期間末現在高	250,535 百万円

5. 経常利益等の明細（基礎利益）

(単位：百万円)		
区 分	2023年度 第1四半期累計期間	2024年度 第1四半期累計期間
基礎利益 A	43,613	75,827
キャピタル収益	196,876	237,458
金銭の信託運用益	1,262	1,066
売買目的有価証券運用益	—	5
有価証券売却益	33,407	74,287
金融派生商品収益	—	—
為替差益	117,984	101,779
その他キャピタル収益	44,222	60,318
キャピタル費用	194,344	230,271
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	23,378	37,506
有価証券評価損	201	608
金融派生商品費用	61,398	84,125
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	109,366	108,030
キャピタル増益 B	2,531	7,186
キャピタル増益含み基礎利益 A+B	46,145	83,014
臨時収益	—	7
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	7
その他臨時収益	—	—
臨時費用	20,844	21,545
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	7,300	7,100
個別貸倒引当金繰入額	5	—
特定海外債権引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	13,539	14,445
臨時損益 C	△20,844	△21,538
経常利益 A+B+C	25,300	61,476

(参考)その他項目の内訳

	2023年度 第1四半期累計期間	2024年度 第1四半期累計期間
基礎利益	65,417	48,201
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	58	△139
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	107,575	107,520
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	1,732	△3,265
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に相当する額	273	589
為替に係るヘッジコストに相当する額	△43,963	△55,647
投資信託の解約損益に相当する額	—	510
有価証券評価損益のうち為替変動部分に相当する額	△258	△1,266
その他キャピタル収益	44,222	60,318
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	139
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	—
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	—	3,265
為替に係るヘッジコストに相当する額	43,963	55,647
投資信託の解約損益に相当する額	—	—
有価証券評価損益のうち為替変動部分に相当する額	258	1,266
その他キャピタル費用	109,366	108,030
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	58	—
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	107,575	107,520
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	1,732	—
為替に係るヘッジコストに相当する額	—	—
投資信託の解約損益に相当する額	—	510
有価証券評価損益のうち為替変動部分に相当する額	—	—
その他臨時費用	13,539	14,445
繰入年金保険の年金開始後契約の一環についての保険料積立金を返還して 繰り立てた額	13,539	14,445

6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度 第1四半期会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,358,237	5,547,684
基金等	963,075	965,507
価格変動準備金	907,826	949,226
危険準備金	769,500	776,600
一般貸倒引当金	541	545
(その他の有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マケスの場合100%)	1,276,042	1,365,325
土地の含み損益×85%(マケスの場合100%)	143,513	143,486
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	729,409	728,133
負債性資本調達手段等	618,695	668,695
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△160,000	△160,000
その他	109,632	110,164
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4+R_7)^2}+R_4$ (B)	1,493,334	1,578,417
保険リスク相当額 R_1	59,651	59,352
第三分野保険の保険リスク相当額 R_2	70,199	70,438
予定利率リスク相当額 R_3	181,889	183,561
最低保証リスク相当額 R_4	2,855	2,835
資産運用リスク相当額 R_7	1,271,094	1,353,172
経営管理リスク相当額 R_8	31,713	33,387
ソルベンシー・マージン比率 (A) $\frac{(1/2) \times (B)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	717.6%	702.9%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 2023年度末の数値は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2024年度第1四半期会計期間末は、これらの規定に準じて算出しております。

7. 特別勘定の状況

a. 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区 分	2023年度末	2024年度 第1四半期会計期間末
	金 額	金 額
個 人 変 額 保 険	66,305	66,178
変 額 個 人 年 金 保 険	41,215	38,390
団 体 年 金 保 険	774,278	793,050
特 別 勘 定 計	881,798	897,618

b. 保有契約高

(1) 個人変額保険（特別勘定）の状況

(単位：件、百万円)

区 分	2023年度末		2024年度 第1四半期会計期間末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
個人変額保険（有期型）	4	21	4	22
個人変額保険（終身型）	42,936	227,115	42,466	224,885
合 計	42,940	227,137	42,470	224,907

(2) 変額個人年金保険（特別勘定）の状況

(単位：件、百万円)

区 分	2023年度末		2024年度 第1四半期会計期間末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変額個人年金保険	57,701	104,363	54,573	97,404

8. 保険会社及びその子会社等の状況

a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2023年度 第1四半期連結累計期間	2024年度 第1四半期連結累計期間
経 常 収 益	1,103,757	1,363,733
経 常 利 益	25,442	70,460
親会社に帰属する四半期純剰余	14,447	21,539
四 半 期 包 括 利 益	401,251	97,646

項 目	2023年度末	2024年度 第1四半期連結会計期間末
総 資 産	48,209,893	49,381,462
ソルベンシー・マージン比率	639.5%	615.5%

b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	36社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	7社

(注) Singapore Life Holdings Pte. Ltd.は、International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を前連結会計年度の期首より適用しております。IFRS17の適用による影響は適及処理され、前第1四半期連結累計期間については、適及処理後の四半期連結財務諸表となっております。この結果、適及処理前と比べて、前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、経常利益および税金等調整前四半期純剰余は、それぞれ1,341百万円増加しております。

c. 四半期連結貸借対照表

(単位:百万円)

期 別 科 目	2023年度末 要約連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)	2024年度 第1四半期連結会計期間末 (2024年6月30日現在)	期 別 科 目	2023年度末 要約連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)	2024年度 第1四半期連結会計期間末 (2024年6月30日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,102,612	1,267,155	保険契約準備金	37,723,230	38,634,116
コールローン	834,182	833,414	支払準備金	228,310	221,711
買入金銭債権	479,404	405,106	責任準備金	37,281,381	38,161,870
金銭の信託	24,345	30,240	社員配当準備金	213,538	250,535
有価証券	38,852,266	39,602,307	再保険債	21,144	26,750
貸付金	3,322,067	3,364,764	社 債	539,766	544,514
有形固定資産	660,619	661,182	その他の負債	7,216,973	7,386,746
無形固定資産	693,863	713,636	退職給付に係る負債	2,440	2,492
代理店貸	113	237	役員退職慰労引当金	1	1
再保険貸	32,601	37,582	価格変動準備金	908,100	949,507
その他の資産	1,821,437	2,091,704	繰延税金負債	964	996
退職給付に係る資産	108,311	108,110	再評価に係る繰延税金負債	12,430	12,379
繰延税金資産	282,554	270,925	負債の部合計	46,425,050	47,557,508
貸倒引当金	△4,486	△4,903	(純資産の部)		
			基 金	50,000	50,000
			基金償却積立金	639,000	639,000
			再評価積立金	2	2
			連結剰余金	229,119	192,077
			基金等合計	918,122	881,079
			その他の有価証券評価差額金	864,260	905,163
			繰延ヘッジ損益	△36,360	△54,902
			土地再評価差額金	△56,600	△56,730
			為替換算調整勘定	38,740	94,599
			退職給付に係る調整累計額	57,188	55,185
			その他の包括利益累計額合計	867,227	943,315
			非支配株主持分	△507	△440
			純資産の部合計	1,784,843	1,823,954
資産の部合計	48,209,893	49,381,462	負債及び純資産の部合計	48,209,893	49,381,462

d. 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	期 別	2023年度	2024年度
		第1四半期連結累計期間	第1四半期連結累計期間
		〔 2023年4月 1日から 2023年6月30日まで 〕	〔 2024年4月 1日から 2024年6月30日まで 〕
		金 額	金 額
経 常 収 益		1,103,757	1,363,733
保 険 料 等 収 入		618,084	814,269
資 産 運 用 収 益		460,572	519,701
（うち利息及び配当金等収入）		(239,446)	(286,645)
（うち金銭の信託運用益）		(1,535)	(1,656)
（うち売買目的有価証券運用益）		(9,793)	(28,067)
（うち有価証券売却益）		(35,458)	(75,084)
（うち特別勘定資産運用益）		(47,813)	(15,801)
その他の経常収益		25,101	29,762
経 常 費 用		1,078,315	1,293,273
保 険 金 等 支 払 金		557,630	638,572
（うち保険金）		(153,774)	(163,772)
（うち年払金）		(107,768)	(120,396)
（うち給付金）		(119,072)	(137,928)
（うち解約返戻金）		(124,417)	(175,453)
責任準備金等繰入額		250,932	306,633
責任準備金繰入額		250,926	306,583
社員配当金積立利息繰入額		6	50
資 産 運 用 費 用		107,286	147,958
（うち支払利息）		(12,903)	(15,508)
（うち有価証券売却損）		(24,837)	(39,737)
（うち有価証券評価損）		(708)	(1,826)
事 業 費		121,324	154,310
その他の経常費用		41,140	45,798
経 常 利 益		25,442	70,460
特 別 損 失		10,804	44,904
固 定 資 産 等 処 分 損		36	3,195
減 損 損 失		6	244
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		10,705	41,407
社会及び契約者福祉増進助成金		56	56
税金等調整前四半期純剰余		14,638	25,555
法 人 税 及 び 住 民 税 等		1,175	1,987
法 人 税 等 調 整 額		△985	2,113
法 人 税 等 合 計		189	4,100
四 半 期 純 剰 余		14,448	21,455
非支配株主に帰属する四半期純剰余又は 非支配株主に帰属する四半期純損失（△）		0	△84
親会社に帰属する四半期純剰余		14,447	21,539

(四半期連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	期 別	2023年度	2024年度
		第1四半期連結累計期間	第1四半期連結累計期間
		〔 2023年4月 1日から 2023年6月30日まで 〕	〔 2024年4月 1日から 2024年6月30日まで 〕
		金 額	金 額
四 半 期 純 利 益		14,448	21,455
そ の 他 の 包 括 利 益		386,803	76,191
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		380,457	40,156
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		1,105	△18,541
為 替 換 算 調 整 勘 定		2,809	53,187
退職給付に係る調整額		△58	△2,002
持分法適用会社に対する持分相当額		2,488	3,392
四 半 期 包 括 利 益		401,251	97,646
親 会 社 に 係 る 四 半 期 包 括 利 益		401,250	97,757
非支配株主に係る四半期包括利益		0	△110

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

2024 年度第 1 四半期連結会計期間末	
1. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、6 月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。	
2. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。 IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。	
3. 四半期連結貸借対照表については、前年度の剰余金処分案が 2024 年 7 月 2 日の総代会にて承認されることを前提としております。	
4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期連結貸借対照表価額は、5,376,659 百万円です。	
5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。	
当期首現在高	213,538 百万円
前連結会計年度剰余金よりの繰入予定額	58,355 百万円
当第 1 四半期連結累計期間社員配当金支払額	21,408 百万円
利息による増加等	50 百万円
当第 1 四半期連結会計期間末現在高	250,535 百万円
6. その他資産及びその他負債には、米子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ 704,986 百万円、637,112 百万円含まれています。	

注記事項

(四半期連結損益計算書関係)

2024 年度第 1 四半期連結累計期間
1. 当第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費（賃貸用不動産等減価償却費を含む）は 11,844 百万円、のれんの償却額は、10,050 百万円です。
2. International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用している Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の IFRS17 の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。

e. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度 第1四半期連結会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,772,386	4,898,496
基金等	233,369	221,604
価格変動準備金	908,100	949,507
危険準備金	773,900	781,198
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	4,215	4,618
(その他の有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,055,840	1,100,442
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	143,511	143,484
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	79,434	76,650
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	787,136	788,598
負債性資本調達手段等	618,695	668,695
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△170,265	△173,908
その他	338,447	337,603
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_2^2+R_3^2+R_4^2})^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$ (B)	1,492,488	1,591,565
保険リスク相当額 R_1	109,343	114,067
一般保険リスク相当額 R_2	873	959
巨大災害リスク相当額 R_3	1366	1498
第三分野保険の保険リスク相当額 R_4	111,448	115,073
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_5	9	9
予定利率リスク相当額 R_6	181,913	183,585
最低保証リスク相当額 R_7^*	9,577	10,377
資産運用リスク相当額 R_8	1,249,530	1,343,736
経営管理リスク相当額 R_9	33,281	35,386
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B)$ × 100	639.5%	615.5%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注)2023年度末は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2024年度第1四半期連結会計期間末は、これらの規定に準じて算出しております。

f. セグメント情報

2024年度第1四半期連結累計期間（2024年4月1日から 2024年6月30日まで）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月13日

住友生命2023基金流動化株式会社
代表取締役 関口 陽平 様

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中山 卓弥

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友生命2023基金流動化株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住友生命2023基金流動化株式会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は

監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （ １ ）上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - （ ２ ）XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。